

第百五十四回
会

参議院総務委員会会議録第二十三号

平成十四年七月二十三日(火曜日)

午前九時開会

委員の異動

七月二十二日

辞任

内藤 正光君

補欠選任

辻 泰弘君

出席者は左のとおり。

委員長

田村 公平君

理事

景山俊太郎君

世耕 弘成君

谷川 秀善君

浅尾慶一郎君

伊藤 基隆君

高嶋 良充君

委員

岩城 光英君

小野 清子君

久世 公堯君

香掛 哲男君

南野知恵子君

日出 英輔君

森元 恒雄君

山内 俊夫君

高橋 千秋君

辻 泰弘君

松井 孝治君

魚住裕一郎君

木庭健太郎君

八田ひろ子君

宮本 岳志君

松岡満壽男君

渡辺 秀央君

国務大臣

総務大臣

副大臣

大臣政務官

総務副大臣

総務大臣政務官

政府特別補佐人

人事院総裁

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

内閣官房内閣審

議官

兼行政改革推進

事務局公務員制

度等改革推進室

長

総務大臣官房総

括審議官

総務省行政管理

局長

総務省郵政企画

管理局長

総務省郵政公社

統括官

郵政事業庁長官

法務大臣官房審

議官

財務大臣官房審

議官

又市 征治君

片山虎之助君

佐田玄一郎君

山内 俊夫君

中島 忠能君

入内島 修君

春田 謙君

平井 正夫君

松田 隆利君

團 宏明君

野村 卓君

松井 浩君

河村 博君

加藤 治彦君

付

○民間事業者による信書の送達に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○民間事業者による信書の送達に関する法律の施

行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内

閣提出、衆議院送付)

○理事辞任の件

○理事補欠選任の件

○委員長(田村公平君) ただいまから総務委員会

を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨日、内藤正光君が委員を辞任され、その補欠

として辻泰弘君が選任されました。

○委員長(田村公平君) 次に、政府参考人の出席

要求に関する件についてお諮りいたします。

日本郵政公社法案、日本郵政公社法施行法案、

民間事業者による信書の送達に関する法律案、民

間事業者による信書の送達に関する法律の施行に

伴う関係法律の整備等に関する法律案、以上四案

の審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議

官兼行政改革推進事務局公務員制度等改革推進室

長春田謙君、総務大臣官房総括審議官平井正夫

君、総務省行政管理局長松田隆利君、総務省郵政

企画管理局長團宏明君、総務省郵政公社統括官野

村卓君、郵政事業庁長官松井浩君、法務大臣官房

審議官河村博君及び財務大臣官房審議官加藤治彦

君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴

取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田村公平君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(田村公平君) 次に、日本郵政公社法

案、日本郵政公社法施行法案、民間事業者による

信書の送達に関する法律案、民間事業者による信

書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律案、以上四案を一括して議題と

いたします。

まず、昨日、本委員会が行いました委員派遣に

つきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。

伊藤基隆君。

○伊藤基隆君 総務委員会委員派遣報告。

当委員会が行いました委員派遣につきまして、

その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、田村公平委員長を団長として、景山俊太郎理事、世耕弘成理事、谷川秀善理事、岩城光英委員、久世公堯委員、南野知恵子委員、日出英輔委員、森元恒雄委員、山内俊夫委員、高橋千秋委員、魚住裕一郎委員、八田ひろ子委員、宮本岳志委員、松岡満壽男委員、渡辺秀央委員及び私、伊藤基隆の十七名で、昨日、新潟県において、日本郵政公社法案、日本郵政公社法施行法案、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の審査に資するため、地元の方々との意見交換を行いました。

まず、塩沢町長上田欽一君、六日町議会副議長藤ノ木靖君、塩沢町商工会長宇賀山正昭君、六日町婦人会長富田文子君、守門村飲食店組合長大塚桂三君、全通信労働組合魚沼支部長島田福男君及び全日本郵政労働組合新潟県支部連絡協議会議長岡軍君の七名の方々から意見を聴取いたしました。

以下、その要旨を簡単に御報告申し上げますと、国営の郵便局に対する地域住民の信頼は強い、今後とも行政との連携強化により福祉サービス等地域づくりへの郵便局の貢献を期待したい、

文化や心の交流、生涯学習の場としての、地域に密着した郵便局の役割を続けられたい、利用者にとつての郵便局ネットワークの利便性を今後も発揮されたい、公社化後も引き続き、郵便の全国均一料金を維持されたい、町村部において住民にとつて身近な存在である郵便局、ポストの数を維持されたい、市町村合併、農協合併による支所統廃合に伴い住民にとつて郵便局の公的機関としての重要性が増大する、競争の導入により不採算地域が切り捨てられることを懸念するなどの意見がそれぞれの立場から述べられました。

これらの意見に対し、各委員より、郵政公社化の必要性、地域社会に密着したサービスにおける行政、郵便局、農協による協働体制の必要性、地域づくりにおける郵便局の役割、市町村合併の現状と郵便局に与える影響、民間宅配便事業者の現状と郵便局の対応、郵便局と利用者、国民のかかわりなどについて質疑が行われました。

なお、地元の方々の意見聴取、質疑に先立ち、地域における郵政事情を把握するため、越後上田郵便局を視察いたしております。

以上、御報告申し上げます。

○委員長(田村公平君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

それでは、四案について、前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久世公義君 おはようございます。自由民主党の久世公義でございます。

沖繩の古い歌に「十九の春」というのがあります。「私があなたに惚れたのはちょうど十九の春でした」で始まるあの歌でございます。歌の名句は一般に二番に多いと言われております。この歌でも、一銭五厘のはがきさきえ千里万里の旅をする、明治三十二年ごろから昭和十二年まで約四十年間、当時から第二種郵便と言われておりましたはがきは一銭五厘でございました。その後、実は二銭、三銭と上がるわけでございますが、ですから、カラオケバーなんかの歌の本では、このせり

ふは「一銭二銭のはがきさきえ」というふうになっておりますし、字幕にもそのように出ているようにございます。

前回の質疑におきまして、小野委員あるいは南野委員の質問の中にも、明治の初年以來、郵便局の皆さんが一通一通の郵便に心を込めて扱い、国民の心の伝達手段として大きな役割を果たしたことに触れられました。今日でこそ携帯だとかメールだとかになっておりますけれども、昔はすべて一銭五厘のはがきと三銭の封書によってユニバーサルサービスが行われていたわけでございます。家族の安否を気遣い、あるいは恋人への切なる思いをはがきや封書に託して、千里万里も離れたふさとや戦場へ思いをはせたのです。大臣もそのような御体験や思い出はありますか、ございましょう。

郵便は、明治の初年以來、国民に親しまれ、信頼されて、国民とともに歩み続けてまいりました。その郵便制度が今大転機を迎えようとしております。郵政事業の公社化への移行、さらには郵便分野への民間事業者の参入という、明治以來の制度を変更する内容が郵政関連四法案に盛り込まれております。

郵政関連四法案の審議も、衆参を通じて既に六十時間を超えておりますし、加えて、衆議院では二か所の地方公聴会を実施され、参議院では、先ほど伊藤理事から詳しく御報告ありましたように、昨日、新潟県の塩沢町をお訪ねいたしました。郵便局や地域の関係者に直接御意見を賜りました。今回の改正について、論議も出尽くされた感がございます。

そこで、今回の改正全体を見て、基本的な幾つかの点につきまして、総務大臣の御所見と抱負をお伺いしたいと思っております。

まず第一でございますが、公社の理念について伺いたいと思っております。

日本郵政公社法案は、明治四年の郵便創業以來の機関として実施されてきた郵政事業を、国とは別の法人格を有する国営の新たな公社に移行さ

せようというものでございます。公社というところの国鉄やあるいは電電公社を思い浮かべ、新鮮な印象に乏しい嫌いがありますけれども、今般の国営の新たな公社は、旧來の公社とは異なつて、予算制度や国会とのかわりなどの点で社会経済の変動に対応しやすい仕組みとなっているように思っています。

そこで、まず総務大臣にお尋ねをいたします。国営の新たな公社の理念について、旧公社などとの違いを踏まえながら明確にしたいだきたいと思っております。お願いいたします。

○國務大臣(片山虎之助君) 今回の公社は、御承知のように、郵便、郵便貯金、簡易生命保険など、国民の生活基礎サービスをあまねく公平に提供するという今までの郵政事業の意義は、引き続き公社になりましても確保してまいります。その上で、自律的かつ弾力的な経営を可能とすることに、よりましてより一層質の高いサービスを国民の皆様に提供していきたい、こう考えております。

かつての公社がいろいろ御批判がありました。が、この公社は国と民間のいいところを取る。いいところ取りはユニバーサルサービスの敵でございますけれども、公社はいいところ取りでいく、国と民間のいいところを取っていく、こういうふうな考えでおります。

どの点が違うか。一つは、やっぱり国会や役所の関与をできるだけ少なくすると。例えば、従來の公社は予算については国会議決が要つたと、事前管理ですね。今回は、中期経営目標、中期経営計画で、しかも業績評価でいくと、こういうことでございます。また、旧公社は運賃や電話料金はすべて法定されていた、こういうわけでございますけれども、公社においては自分で決められると、ただ国が認可すると、こういうことになると思っております。また今までの公社はみなし公務員です、公務員そのものじゃなかったんです。公務員のなかで公務員の制約がございましたけれども、今回はストレートに国家公務員にしている。仕事の公共性を考えまして身分は国家公務

員と、こういうところが私は大きな違いではなからうかと思っております。

○久世公義君 ただいま総務大臣の答弁でも述べられましたように、自律的かつ弾力的な経営が可能な今回の公社への移行は、ユニバーサルサービスを国民に保障しながら事業が経営環境の変化によって機動的に対応していく上で、時宜にかなつた制度改革だと思ひます。

また、これからの我が国の社会は、高齢少子化が急速に進む中で、自助、共助、公助のバランスが求められることになることが想定されます。郵便だけでなく、郵便貯金や簡易生命保険という人々の自助努力を支援するサービスを独立採算であまねく公平に提供していくこの国営の新しい公社は、これからの経済社会の状況にもマッチした、言わば公企業スタイルだと思ひかけてございます。

このような今回の制度改革の意義をよく自覚をして、更に創意工夫を凝らし、全国各地の住民のためになる経営に努め、公社にしてよかったと、こういうふうな評価を受けるように期待をいたします。

そこで、次に佐田副大臣にお尋ねをしたいと思います。

公社の経営の改革についてでございます。

今回の制度改革は、公社への移行と同時に、郵便分野への民間事業者の参入を可能とするものでございます。自由化や情報化の一層の進展に加えて、従来独占であつた信書の分野に全面的に競争が導入されるわけでございますので、郵便事業の経営環境は格段に厳しくなると思ひます。

先日発表されました平成十三年度の決算では、過去三年度の間、単年度赤字に悩んだ郵便事業が、十三年度では単年度黒字に転換したということでございます。経営改善に取り組んでいることを受け止めますけれども、今後のことを考えますとまだまだ安心ができません、今後のことを考えますと、営業努力を期待いたしますが、衆議院での法案修正で郵便事業については関連分野の民間企業への出

資ができる条項が盛り込まれました。

そこでお伺いしたいんですが、郵政事業に密接に関連する出資としてのどのようなものを考えておられるのか、具体的な事例を明らかにしながら、今後の郵便事業の経営に出資が持つ意義についてお尋ねをしたいと思ひます。

○副大臣佐田玄一郎君 今、先生言われたように、これから郵便事業に対して民間参入が行われます。そうやってきますと、これいやはたも、これは競争が、先生言われますように、非常に激しくなってくる。その中で公社が守らなくてはならないというのは、何と申しても先生も御指摘ありましたユニバーサルサービスをしっかりと守っていく。こういうことを考えたときに、これから対応として、要するに、自由度を持たせ、そして本当に密接不可分な事業に対する出資を行うことによつてユニバーサルサービスを守っていく、こういうことが非常に重要になつていふかと思ひます。

そういう中で、具体的には、対象事業につきましてはこれから政令で定めるわけでありまふけれども、今申し上げましたように、密接不可分ということを考えますと、例えば郵便物の追跡であるとか車両の予約、そしてまた運行管理等の情報システム、そういう管理システムみたいなものであるとか、例えばダイレクトメール、かなりの量があるわけでありまふけれども、こういうものに対する発送準備や発送業務、こういうふうな本当になくはならない、しかも密接なもの、こういうものに対しての出資を考えることによつて、大事なユニバーサルサービスをしっかりと守つていききたい、こういうふうな思ひしております。

○久世公義君 次に、総務大臣にお尋ねをしたいと思ひますが、郵便のユニバーサルサービスの意義についてでございます。

第二部 総務委員会会議録第二十三号 平成十四年七月二十三日 【参議院】

ますが、ユニークな制度を取るのが今回の全面参入ではなからうかと思ひます。もとより、全面参入方式は競争導入のメリットとユニバーサルサービスの確保を両立させるという意欲的な方式でございませうけれども、この方式の成否は一般事業者の参入条件にあると思ひつてございませう。

全面参入を可能としながら、クリムスキミング、これはどうも私はこの言葉は余りぴんとこないんでございませうけれども、総務省の方にこれどういう意味だか聞きまふたら、まあクリムスキミングだけを食べていくというところから、いいところ取りでしようかね。もう少しいい言葉はないのかと聞きまふたら、関西弁ではええとこ取りと。この方が一番ぴんとするんじゃないかと思ひつてございませう。この難しいクリムスキミングに陥らないために、大口や都市部だけではなくて、小口や過疎地の利用者にも郵便以外のサービスの選択ができるようにすることが必要になると思ひます。

そこでお伺いしたいんですが、世界的にもユニークな全面参入方式のメリットを生かすために、国民の利益をどのように貫徹するお考えか、政策責任者としての決意をお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣片山虎之助君 クリムスキミングはあれですね、クリームソーダでクリームだけ食べるといふことですね、ソーダを残して。ええとこ取りであります。

今お話ございましたが、世界的に見まして、全面参入というのは大変数が少ないですね。日本のような大きな国で全面参入というのは余り例がありません。小さな国で五つある。御承知のとおりです。今、ヨーロッパユニオンは段階参入です。部分参入を次第に広げていく、重量や料金でだんだんその範囲を広げるという段階参入がEUのやり方でございます。よその国も多いんですね、それ以外の国でも。

したがって、私は、このいろいろ議論の中で、総理にも、段階参入が入る方も入られる方もいい

んではないかと、こういうことを申し上げました。総理は、是非この際、競争政策促進の意味で全面参入をやつてほしいと、こういう御希望でございませう。それじゃユニバーサルサービスを確保するという条件を付けてなら全面参入ということはあり得ますと、こういうことで、公社化研究会の先生方とも相談しまして、公社化研究会は三案を提示したんです。部分参入、段階参入、全面参入。そこで、研究会の結論としては、条件付全面参入がベターだろうと、こういう御意見をいただきましたので、こういう法案にいたしましたわけでありまして。

全面参入という例がない制度をやるわけでありますが、ユニバーサルサービスは確保すると、民間の事業者の方にも確保してもらふ。だから、公社は今と同じようなユニバーサルサービスを確保するわけですね。それに民間が入つてきて更に確保するんですからね。そういう意味で、民間の事業者の方が入つてきていただければ、今より私はその分厚くはなると思ひます。ユニバーサルサービスが、両方確保するんですから、ですね。

そういうことで、いろんな競争が行われれば、例えば料金を安くしていこうとか、こういう別種のサービスをやろうとか、特に公社の方はこれから地方団体やいろんなところとの連携をやつていただくように我々もお願いしたいと思ひつておりますので、そういうサービスも拡充していくと、こういうことになるわけでありまして、国民にとつては、今までのユニバーサルサービスはもう絶対確保される、その上で新しいサービスの提供も期待できると、料金を含めましてね。そういうこととございまして、またそうでなければ、何で公社にするのか、何で民間入れるのかと、こういうことになると思ひますので、是非、久世委員のお話をしっかりと受け止めて、そういうふうな公社にしたいと思ひつております。

○久世公義君 次に、片山総務大臣にお尋ねをしたいと思ひますが、これからの地域社会との関連についてでございます。

衆議院における法案修正の一つとして、郵便局の設置についてあまねく全国に設置することが加えられました。あまねくという言葉は余り耳慣れない言葉でございます。私を支援していただいている宗教団体のお経などにはあまねくという言葉があるわけございまして、また法華経の方で、この功德をもつてあまねく一切に及ぼしと、こういうあまねくという字は普通の「普」、普通の「普」を書くわけでございます。

そこで、私は余り今まで私の知つていた法令であまねくという言葉は見なかったなと思ひまして、法令検索をやつてみました。これも旧総務庁、今の総務省の行政管理局の方にお願ひをしてやつてみたわけでございますが、あまねくという言葉が使われている法律は十一でございます。日本全体の法令の中で、法律の中で十一法、その中の九本は郵政事業と電気通信の分野の法律でございます。例えば郵便法、郵便為替法、郵便振替法、郵便貯金法、放送法、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法と、こんなのが九本あるわけございまして、しかもこの使用例を見ますと、「あまねく公平に」というのが一番多いんです。「あまねく日本全国に」というのもございませう。

こういう分野のあまねくというのを今度は郵便局をあまねく全国に配置ということでお使ひになつたわけでございますが、郵政事業もあるいは電気通信も、言わば国民の一人一人が日常的に利用するサービスであり、いつでもどこでもだれでも手軽に利用することができるところを目標とされていられるのでございませう。国民に保障すべきサービス水準を示すとともに、事業に携わる職員自身が自らの使命を常に自覚する言葉が恐らくこのあまねくという伝統的な言葉であつたのだらうと改めて感じ入つた次第でございます。

さて、我が国の地域社会は今変動のさなかにございませう。国際的な自由化が進展する中で、農村におきましては、従来型の農業経営が困難さを増してございませう。中小都市におきましては、伝統的な商店街が大型店舗の影響を受けて空洞化が進ん

であります。町の顔がなくなる、都市部への人口や諸機能のシフトが進む、我が国の地域社会は大きな変化のさなかにあるわけでございます。

その中で、先般、参考人の聴取を行ったときに町長さん方からこの辺りの話を詳しくお話しになりましたし、昨日の現地視察でもいろいろと承りましたけれども、郵便局は全国あまねく配置をされ、郵政サービスの提供のほかワンストップサービスなどの種々な地域住民のためのサービスを提供いたしております。今後、地域社会の維持発展のため、あまねく全国に配置されている郵便局の機能を有効に発揮すべきであると思っておりますけれども、総務大臣の御認識を承りたいと思っております。

○国務大臣(片山虎之助) 今、久世委員お話しのように、あまねくという言葉は法令を、法律上使ったのが十一本と、郵便と電気通信と言われましたが、全部我が総務省でございまして、総務省はあまねく省ですね、そういう意味では、ありがたいでございます。

それで、衆議院の修正であまねく全国に郵便局を設置すると、こういうことになりました、それはどういう意味だということを衆議院の方でも御質問を受けましたが、私は今の二万四千七百の郵便局のネットワークをこのまま維持するのだと、同時にそれもハードな面で、ソフトなサービスも今のサービスを減退させない、これを確保すると、こういうことを申し上げたわけでありまして、今後ともそれはもう最低限のものとして守りながら、先ほども申し上げましたが、国の機関や地方自治体や民間企業と連携しまして、新しいサービスができるならば新しいサービスをさせていきたいと思います。そういうことがあまねく全国における郵便局の役割ではないか。百三十一年の歴史の中で、本当に私は郵便局は、公聴会でも先生方もお聞きになったと思いますけれども、本当に親しまれて愛されていますよね。また、利用されているし、コミュニティの一つの交流の拠点にもなっているんですね。

そういう意味で「あまねく全国に」と入れてい

ただいたのは大変そこがはつきりしたなと。郵便局の地位、役割、今後の生き方が、そういうふうな私どもは感謝いたしておりますが、是非その修正の意義を今後とも生かしていきたいと、こういうふうに考えております。

○久世公義君 それでは最後に、総務大臣にお尋ねをいたしたいと思っておりますが、総務省の使命と申しますか、また新しくできる公社への成果を期待するという意味において二つの注文を申し上げたいと思っております。

私は、昨年の初めに、初めてこの総務委員会で大任が所信を述べられましたときに、私は総務省の在り方と使命というようになことに付いて質問をさせていただきました。総務省は旧総務庁、郵政省、自治省を統合した巨大な官庁でございます。今回の郵政改革の大改革は、総務省の発足早々、旧三省庁の総力を発揮するに最もふさわしい、最も適当な例だと私は思っています。郵政事業でございますから、旧郵政省はその中心でございまして、公社化につきましては、旧総務庁と極めて深い関連がございまして、郵便局の在り方や地域との関連では旧自治省も大きな関心でございまして、総務省が片山大臣の下に総力を結集し、その底力を発揮するに最も適した例だと私は思っています。旧三省庁の持てる力を最大限に発揮をして、一致団結、今後の運営に当たられたいと思っております。

もう一つの注文は、今回の改革によりまして来年春季に発足する郵政公社は、独立採算と企業会計原則の導入によって、採算を度外視した郵便局の経営や資金運用は許されません。もはやしかし後戻りができない改革の道を歩み始めております。公社化後のことにつきましては様々の議論があるようでございますが、今後の議論の展開は、この公営の新しい公社が今回の公社化及び民間参入の意義を踏まえて、いかに効率性を高め、良質のサービスを提供し、国民の期待にこたえるか否かに掛かっていると考えます。

総務省挙げての取組と、それから今申し上げました国営の新たな公社の今後に期待をいたしまして

て、質問を終えたいと思っておりますが、総務大臣のこれらに係る抱負を承りたいと思っております。

○国務大臣(片山虎之助) 今、久世委員から二点の御注文をいただきましたが、大変有り難い激励を含めての御注文だと考えております。特に、三省庁が昨年の一月六日に統合いたしましたので、これ一年七か月でございまして、三省庁だんだん従来の垣根を取り除いて融和結束してきてくれたなと、こういうふうな思っておりますが、正にこの郵政改革は三省庁、郵政省は当然ですが、旧郵政省、旧総務省にも、旧自治省にも大変関係のある改革だ、こう思っております。この公社を本当により良い公社にする、そういう意味で、新しい行政改革のこれは一つのモデルのような公社に是非いたしたいと、こういうふうな思っております。地域との連携は、今までも大変郵便局と市町村は仲が良かったわけですから、婚姻をいたしたようなものでございまして、これは一層連帯感を持って結束していただいて、今でも相当やっておりますけれども、もともととやうにいたただくように私もお願いしております。また郵便局の方も市町村の方もそういうだんだんお考えになっていただいていると、こういうふうな思っておりますので、今後とも三省庁の総合的な力を発揮できるように頑張っていこうと、こう考えております。

そこで、公社化に来年の四月になりますが、公社になったら、国会でお決めいただいたこの法律の、関係の法律の中、フレームの中で国民に喜ばれる、国民の期待にこたえられるような公社に是非していきたいと思っておりますが、その後どうするんだというところは、これは大変な議論がございまして、現に総理直属の懇談会でも、このところちよつと懇談会としての開催いたしておりますけれども、有識者の方だけの勉強会をやっていたらいいようにございまして、いざいざいざよ、そこで秋ぐらいには意見を集約していくということになると思っておりますが、総理も本会議等

で答弁されておりますように、そういう案を国民の皆さんに提示して理解を求めて、大いに議論をやってもらいたい、その議論の中で公社化後の新しい郵政事業の在り方を模索していくと、こういうことになるんではなからうかと、こう思っておりますが、私どもは、とにかく来年四月に締切りが迫っておりますから、スムーズな公社化への移行を、全力を挙げたいということは、法律を通していただければ早速設立委員さんを決めさせていただきます、設立委員会を中心に、例えば今の郵政局や郵政監政局、ブロックごとにありますけれども、これをどういうふうにしていくか等含めて、細かいことのある御検討を賜ると、こういうことになろうと、こう思っております。

いざいざよ、久世委員から言われましたことをしっかりと我々は受け止めて、十分御期待にこたえるような対応をしてまいりますつもりでございます。引き続きの御指導をお願いいたします。

○久世公義君 ありがとうございます。

終わります。

○日出英輔君 自由民主党の日出英輔でございます。

この日本郵政公社化法案、大変な衆議院でも審議時間ございましたし、参議院でも大変濃密な議論をしておられます。私も一応衆議院の議事録をさつとでありますが目を通させていただきますし、自民党の方でも、総務部会には時間のある限り出席をいたしまして、この問題につきましてもある程度の知識その他を得ているわけでありまして、総務大臣のこの懸念の弁でいろいろと滑らかに審議が進んでいるわけでありまして、私も、かつて三十年前に農林水産省におりましたときに、林野庁を公社化するという話が一時ありまして、一年間、実はタコ部屋という嫌な名前の部屋で一年間勉強させていただきました。少く、かつての三公五現といいますが、そちらの方に付いてそういった経験がございまして、少く質問をさせていただきたいと思っております。

昨日、新潟へ参りまして、いろいろと現地の話

も伺いました。大変、現地の郵便局の方々の懸命な仕事ぶりも拝察をいたしました。一方、いろんな議論を聞きまされた委員の方々からは、この郵政の公社化と民営化の違いというのはどこにあるんだらうかという疑問も率直に呈されたということもありました。

せっかく公社化というこの法案が出てまいりまして、先ほど久世先生もお話しになっておりまして、先ほど、公社化して良かった、あるいは十年たつてみて、この公社化というのがしつかりと今の時期に議論をして良かったという、そういうこともありまして、二、三ちよつと御質問をさせていただきます。

一つは、この公社化のねらいにつきましてもいろいろない方をしましたので、改めて総務大臣から伺うことは差し控えますが、ただこれ、公社化してどうだといいますが、経営の効率化が図られるとかサービスの改善が図られますとか、こういったことが抽象的な言葉で言われているわけでありまして。

実は、少し政府参考人の方にむしろ伺いたいんでありますが、こういった民営化の一里塚ではない、公社化としてのいいところを出したい、あるいはこれまでの三公社のイメージでない新しいタイプの公社化の姿を実現したいということをおっしゃるわけでありまして、それでは、企業体としての経営の自由度といいますが、そういったものを増していくということだと思ふんですが、具体的にどういふ点でこの経営の自由度を増していきたいと、そういう必要性を感じておられるのか。

少し今までそういう答弁が衆議院でも参議院でも出ていますけれども、御答弁がやっぱり抽象的で、そこら辺が実は私は、現場での民営化と公社化の違いがよく分からないなどという話になつていくんじゃないかと思ふので、なるべく具体的に、事例的な御説明をしていただきたいと思います。

○政府参考人(野村卓君) 郵政公社の経営の自由度の具体的にどういふ点が変わるかというところでございますけれども、従来、予算で国会議決ということになつてございまして、施策のかなり具体的内容まで予算で決められていたわけでございまして、今回の公社化というのは、公社自らが経営目標なり経営計画を作りまして、それを、後ほど業績評価という形に変わるわけでございまして。

二つ目といたしましては、公社の内部組織、定員につきましても、法令の定めによらずに公社自らが決めることができるというのが二点目でございます。

三点目といたしまして、郵便料金等のサービスの料金につきましても、法定制から認可又は届出制ということ、公社が自由に決められるようになっていくという点が自由度が増した点でございます。

○日出英輔君 今、そういうお話が出ましたが、私、今お話しのような、例えば国の予算について国会の議決を要するとか、こういったことがなくなつて制約が減るという話はそれとおりだと思ふんですが、一方で、総務省が来年、公社というのが発足した後の話でありますけれども、これはきちんとして、形を変えた、例えば公社から届出を受けるとか、あるいは認可を受けるとか承認を受けるとか、あるいは中期経営計画などもそうだと思いますが、これらの関連資料を出さないと、いろいろな形で、今までは違った形での制約というのがやっぱり出てくるんじゃないか。あるいは、公社ですから民営ではありませんから、やっぱり国の一つの事業体でありますから国会の審議というのがあります。私は、そこら辺について、せっかく公社化をして新しいタイプの公社というものを作るときに、ただ国会の議決がなくなりまして、よといつたようなことでは、あるいは制度が変わりましたでは、やはり私はかなり十分ではないといふふうに思つております。

そこで、例えば今のようなお話を実現するとき

に、先ほど総務大臣もお話しになっておりましたが、この法案が通りますとすぐに設立委員を選んで設立の準備されます。来年の四月でございまして、から随分と短い時間にやるわけでありますが、例えば、今のお話でいいますと、公社の中の人事管理の仕方、就業規則的な議論、あるいは財務会計、いろいろな内部規定を整備をしていかなきゃいけないというふうに思いますが、これについては、民間の意見などを聞いた準備を始めるという御用意はあります。政府参考人で結構です。

○政府参考人(松井浩君) 御指摘いただきましたように、今回、法律が成立いたしました後でも、大変ないろいろな作業がございまして。政省令とか、それからそういうものを受けた後の、公社を準備する側として、郵政事業庁が母体になることが想定されているわけでございましてけれども、財務会計の仕組み、あるいは会計規程だとか、それから職員の人事、給与の基準、そういったものとか、あるいは労働組合とのコミュニケーションの問題まで万般ございまして。

しかしながら、私どもとしては、民間の例だとか、いろいろな勉強をどんどんやっておりますけれども、最終的には、この法律が成立しました後、この公社の設立の責任者としての設立委員、あるいは総裁になるべき者を事前に総務大臣が命ずるというふうな仕組みになっておりまして、その方々の最終的な責任、判断というものがやっぱり必要にならうかというふうに思っております。

いろいろな情報システムとか、いろいろもろもろございまして、間に合うべく、間に合わせるべく、鋭意勉強を進めているところでございまして。

○日出英輔君 公社化という経営形態を生かすも殺すも、内部規定をどういふふうにするかということにかかっているんだらうと思ふます。

私は、はつきり申し上げれば、事業庁の皆さん方が衆知を集めるんだらうと思ふますが、自分たちの立場から書きますと、多分今と同じような規定を書いてしまふのではないかという気がします。やはり、せっかく公社化をする、民営化の一

里塚ではないということになれば、やはりこれはむしろ民の立場から書いてみる、考えてみるということでないかと、私はここが一番の基本ではないかというふうに思ふます。これ余計なことですが、答弁は要りません。

次に、もう一つ伺いたいのは、先ほどの話でいいますと、郵便局のサービスというのは、公社化ということによつてサービスは上がりますでしょうか。これはどうでしょうか。具体的にお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(野村卓君) 先ほど申し上げましたように、公社によりまして具体的に経営の自由度が増します。それから、職員関係につきましても、業績主義といいますが、職員の能力に基づいた処遇をやるということで職員の意欲も増すと思ふます。

そういった意味で、サービス、郵便局の具体的な窓口のサービス、それから個別具体的な郵便サービス等々についてもサービスが上がるように努力するというところで、私どもとしてはサービスは向上されると思つております。

○日出英輔君 全く分からないんですね。そういうお話をされるから、何かこの公社化ということについて、もう少し言えば、末端の郵便局の方、一生懸命やつておられますが、せっかく公社化したんですから、自分たちの知恵で、郵便局に勤めている方自身の創意工夫で、こういうことを、サービスを広げたいとか、こういう議論を是非とも、この法案についての一般国民に対するPRだけじゃなくて、郵便局の職員とかその事業体で働いている方が、せっかくこの公社化の機会に、こういうことをやりたいんだというふうな話をもう少し拾つていただかないと私はこの好機が生かせないんじゃないかというふうに思ふます。これは答弁結構です。

もう一つ伺いたいのは、今、後段の方で人の話能力、そういったことを重視した、登用制とか云々という話をちよつとお話しになっていました。これも内部規定をどういふふうにするかとい

うことだと思ふんですよ。国家公務員のままで今と違つて全く違った任用とか登用制度を作るといふのは、私はなかなかいって、言葉では簡単ですけれども実際には難しいんじゃないだろうかというふうにならなかつたらいいと思つておりますが、この点について、お話しになつていられるような議論をしてもらえますか。

○政府参考人 野村卓君 先生おっしゃるやうに、国家公務員でございませうけれども、国の予算制度とか総定員令、こういったことによる縛りがなくなりますので、弾力的、効率的な人事配置、要員計画をやつていきたいと思つております。具体的には、例えば、従来、年功序列的な年齢給の割合が高かつたわけでございませうけれども、職務遂行能力とか役職、こういったものの職責給とか役職給と、こういった比率を上げるとか、それから公社の業績が反映した給与制度、こういった形のものも考えておりますし、例えば、今回、職員採用につきましても、従来のI種、II種から離れまして、郵政総合職試験という形で、かなり多人数を採用いたしまして競争原理を導入していい人を登用していくという形になりますし、それから、適材適所の人事配置ということで、例えば役職につきましても、志願制を導入しましてそういった意欲を持った人を登用するというようなことを考えております。

そういった意味で、公社の創意工夫を生かした弾力的な人事制度を実現を図るということを考えております。こうしたことによりまして、先ほども申しましたけれども、職員の意欲を高めるとともに、経営の効率化や利用者のニーズに的確に対応したサービスの向上が期待できるというふうに考えているところでございます。

○日出英輔君 是非ともその点についてはきちんと議論を中であつていただく。これなかなか難しいんだらうと思ひますが、御健闘を御期待しております。

それからもう一つ、昨日、現地を訪れまして、何と申しますか、地域貢献といひましようか、あ

るいは社会貢献といひますか、郵便局の方々のお話を具体的に伺つたという、私、個人的にとつても大変な収穫でありました。

ただ、これは多分、公社法案の中で位置付けられるのは、多分幾つかの、郵便事業でありまうとか、事業の附帯する業務ということでお読みになるのかもしれないが、私はこれを余りにも期待されまうと、今度の公社化の中で、独立採算制の中で大丈夫だろうか、そこまでは申し上げなかつたんですが、市町村長さんは、自分たちが合併である程度職員が減つても郵便局があるから大丈夫だと、こういう話が出たりしまして、思わず、こういった地域サービスとか地域貢献については、市町村なりJAなりとか地域貢献について、それぞれがどの範囲でどういうことをやるのかという議論をしないと、次から次へと、やはり断れないんでしょね、多分、現場でこういう話が出まうと。

私はそういう心配をしていたわけですが、この企業体としてどこまでやるのかといった議論についてはどういふお考えを持っておりますか。

○政府参考人(松井浩君) 私どもの郵便局は、地域に密着した性格というのが基本だと思つておりまして、積極的に地域に貢献していきたいという気持ちはやまやまでございませう。

そうは申しまして、仕事の性格によりまして、御指摘のようにコストが発生して、それが賄えなければ結局はその衰退若しくは撤去というふうなことになるというのではないかと御指摘だと思ひますが、御心配いただいているわけではございませんが、これまで具体的にワンストップサービス等で、例えば証明書の交付事務とか、直接コストが掛かる仕事につきましては手数料をいただくということで、地方公共団体としっかりお話しさせていただいた上で協定を結んでやらせていただいているというところはございます。

一方におきまして、例えば郵便の配達途上で、産業廃棄物が勝手に捨てられていたとか、あるいは道路が損傷しているとか、がけ崩れがある

だとか、こういったことは回つてくる途上で分かりますので、こういったことにつきまして情報提供させていただくというのはコストが発生しませんが、それは厳密に言ひますと、秒の単位で言えばコストがあるかもしれませんが、計量する程度のコストだとは思ひませんが、すんなりやらせていただいております。

境界領域になればどういふこともあろうかと思ひますが、これまでそういう範囲で頭の整理をしなから対応させていただきまして、それから総合的な、ウエートでいきますとやっぱり郵政三事業の本業のウエートが圧倒的に多うございまして、この中で吸収できる範囲内で目一杯頑張つていきたいと思つていられるところでございませう。

○日出英輔君 なかなか、現場へ行きましても、今の松井長官のようなお話が難しいときもあるのかもしれないが、でもやはり経営体として議論する、あるいは地域住民とかサービス考えたときに、やはりそこら辺のけじめがどこかでないと企業体として大変難しいのかなという印象もちよつと受けたものでありますので御質問させていただきます。

今の地域貢献という社会貢献ということなんでしょうが、あるいは郵貯の事業そのものということでしょうか、今やつておられます事業の中に国際ポランティアの貯金というのをやつておられますですね。なかなか立派な事業だと思つております。昨日も現地調査のときに、商工会の会長さんだつたでしょうか、その話をしておられまして、郵便局の仕事としてふさわしいという話をされておられました。実績的にも、十二年度で二千六百万件、寄附金でいいますと七億八千万というふうな回つてくるわけですが、なかなか、平成三年から十年以上やつておられて、百八十億円を世界の九十一の国や地域で事業の方に配付している。これは南野先生も御質問されて、大変私は公社化後もしつかりやつていただきたいというふうに思つていられるわけですが。

ちよつとこの点について財務省に伺ひたいと思ひますが、これ二千六百万件で七億八千万ということになりますと、一件当たり三十円ぐらい、拠出額としますと三十円ぐらいですね。これは、郵貯の場合にはどういふても一千万円限度でありまうし、それから個人ということでありまうから、ほかの法人なんかほとんど入つてこないという前提で物を考えますと、何か私はこういう開発途上地域の人たちの福祉の向上とか何か寄附していただく立派な仕事ではあります。こういう貧者の一灯を積み重ねてやつていく中で、税金を取るといふ部分がありますね。私は、どうも貧者の一灯に税金を掛けていられる感じがいたしまして、これはいささか何となく落ち着きが悪い感じがしたので一言御質問してみようかと思つたんですが、どういふふうな財務省は考えておられるのでしょうか。

○政府参考人(加藤治彦君) 先生御指摘のこの問題につきまして、かねてから、当時の郵政省時代から議論をさせていただいて今日に至つておるわけですが、大きく二つの点を申し上げて御理解をいただきたいと思つております。

一つは、利子の課税につきましては、現在、源泉分離課税方式ということで、支払段階で利子の多寡にかかわらずその二割、これは国税一五、地方税五%という形で、その段階でもう課税を完結させるという制度を取つております。したがつて、その段階で完結するという以上は、もういろんなほかの要素を考慮するということが自体をすることは、こういう源泉分離課税制度の趣旨に本来的には沿わないというのが一つでございます。

それからもう一点、今、日出先生おっしゃつた寄附という行為に対して課税をしているような感じがあつてという御指摘でございますが、私もあくまでも利子所得に課税を行つておるわけではございます。そして、寄附というものにつきましては、これは善意に基づく任意の所得処分でございますので、私どもとしては、これは課税後の可処分所得を御利用いただくというのが基本的な問題

だと。赤い羽根共同募金でございますが、これも正にそういう形で行われておりまして、これは税制の基本的な考え方として御理解いただきたいと思ひます。

○日出英輔君 理屈を言えば、利子所得に課税をする、その後については寄附をする、これはおつしやるとおりですよ。

ただ、同じように、確かに利子所得ではありませんが、いろんな例えば特定公益増進法人でありますか、そういったものとか、いろんな公益的な仕事をすると個人でも法人でも寄附しますね。そうすると、例えば一万元以上超えますと寄附金の控除というのが出てきますね。これは確かに今御説明のように利子所得の話ではありません。ありませんが、しかし、四十円、五十円の世界の中で、これは利子の額の多寡にかかわらず源泉徴収制度というのは税をいただくんですというの、私は、事務的に物すごく困難だとか何かそういう話ならまだ、事務費の方が高いんですとか、そういう話なら分かりますよ。

しかし、これはやっぱりこういう行為を通じて社会貢献するという人たちの気持ちを考えますと、実は申し訳ないんですが私までやっていないんです、すぐにやります。これはゆうべ、いろいろこの質問を考えているうちにはたと。私は郵貯も簡保も利用しております。利用しておりますが、実はこの二千六百万件の中に入っておりますので、実は質問する資格があるのかどうか、本当にじくじたるものもあるんですけども。あります、私は、今の答弁では普通の庶民の感情には合わないんじゃないかという感じはしております。ですから、ここはやはり源泉徴収制度の本旨ということをお話しになるんだけれども、もう一方、別な問題があるというふうに思ひます。

片山大臣、質問通告はしておりますんでしたが、この問題、要するに地方税の方もあり得るわけですね。それで、今の件について御感想はどういったものでございましょうか。

○国務大臣(片山虎之助君) これは、税務当局と

いうのはそういうので何でも取ろうということですからね。うちの方もそうなんです。こちらは国税の方で、うちの方の地方税もそうなんですが、私はもう前から、これは本当に国際ボランティア貯金というのは喜ばれているんです、本当に。

そういう意味から、税務当局の立場は立場として分かりながら、少し工夫ができるかできないか、私どもの方を含めて、是非今度の税制改正では御議論させていただこう、こう思っておりますので、ひとつ各党の税調なんかおありでございますので、そこでどんなやっていただきますことが大変この問題解決の促進になりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○日出英輔君 力強い御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

是非財務省と総務省で連携していただいて、やっぱりこういうことを広げていくというの、日本人のいろんな気持ちといいますか、そういうものに合っているんじゃないかというふうに思ひますので、是非とも御検討賜りたいと思っております。

それからこれも、ちよつと時間がもう少しでありますので御質問したいんですが、盲人用の点字、録音郵便物の無料の話であります。

これも大臣が再々お答えをされているんでありますが、ちよつと私は政府参考人の方に伺いたいんですが、この第三種、第四種という制度を置いておいて、かつこの政策減免料金でしょうか、こういったものについてどの程度実は負担になるのか。例えば、三種、四種足して、三種という制度、四種という制度を種別に計算すると、両方で三百四十億実は赤字ですよという話は伺うんですが、そうじゃなくて、その中で、今の盲人用の点字云々というように、その一部の減免部分についてどのくらいの負担になっているのかということをお願いいたします。

○政府参考人(團宏明君) お答えいたします。三種、四種の費用と収入の関係ということでお

答え申し上げたいと思ひますが、平成十二年度の、これは一部推計でございますけれども、数字がございまして、第三種郵便物につきましては、収入が六百六十七億、費用が九百四十八億、計二百八十一億のコスト的には赤字というふう計算しております。また第四種郵便物は、収入が十四億、費用が五十八億、四十四億の赤字で、合わせますと、三種、四種合わせまして三百二十五億というところでございます。第四種郵便物の方が負担は小さいというのが現状でございます。

○日出英輔君 いやいや、だから、私が質問したのはそうじゃなくて、その中で、例えば第四種で点字等視覚障害者向けのものがありますね、その部分についてはどうですかと伺っているわけなんです。

○政府参考人(團宏明君) 失礼いたしました。

その四種の中にはありますが、十二年度で盲人用の点字郵便物の費用が約六億というところでございまして、この盲人用点字郵便物に掛かっている負担は約六億でございます。

○日出英輔君 私は、視覚障害者の食生活の改善という仕事がありまして、その仕事に前からかかわっております、この関係について前々から心配をされた方がおられましてたくさんお話をいただいておりますので御質問しているんですが、私は三種、四種を残すかどうかという議論になりますが、これは公社のこれからの経営状態に掛かってくるということだと思ひますが、今の三種、四種の中で特に政策的に減免している部分については、私は、これはやはり三種、四種自体を残すかどうかとかかわらず、これについてはやっぱり公社として、私は公社法案の中にきちんとやっぱり書くべきじゃなかったかという気はいたします。といいますのは、やはり今までの現業形態で何とか経営努力をしてこれを負担してきたわけですね。今度はより効率的な経営をするということであるのにこれが負担でなくなるかもしれないという議論は、私はちよつとやっぱり世の中に通

にくいではないかと。(拍手)したがって、別に手をたたいていただかなくてもよろしいんでありますが、大変ありがとうございます。

私は、もう時間が来ましたので最後にちよつと申し上げたいんですが、片山大臣が度々この国会等でも、それからその他でもお話しになっている決意のことをみじくも疑うつもりはありません。これは当然大臣として、総務省の機関の長として御発言になつていらっしゃることも百も承知であります。

ただ、一番やっぱり世にいろいろな言われておりますのは、やっぱり大臣というのはひとつ半面として政治家としての立場があるということを言われるわけでありまして。私は、やっぱりちよつとこの話については、機関の長としての総務大臣あるいは総務省が国会答弁でない形で何かもう少し対外的に、特に三種、四種そのものをどうにかやなくて、その中の政策減免的な部分について総務省としてはこうすると、中期経営計画を上げてきたときに認可するときにこうするんだという言い方するのとかどうか分かりますが、そのときに考えますというふうなニュアンスが少しでも残らないように、何か私は対外的に言うことがこの問題の一番の決着といひますが、そういうふうな気がしているんでありますが、この点についての片山大臣のお考えを伺いたいと思ひつています。

○国務大臣(片山虎之助君) この問題は、当参議院でも衆議院でも大変御心配いただいて、いろいろ御質問、御議論、御意見ございました。

私どもの方は、公社の性格は、何度も申し上げますが、自律的、弾力的なもので、事細かいことまでは書かないと、法律上。この盲人用の点字の問題は、私もその重要性は十分認識いたしております。それだけ法律に書いていくということは公社の基本的な性格についての議論に発展するんではないかというところもありまして、そこでそれは現行の三種、四種の政策料金は維持してもらう、それは中期経営計画に書いてもらうということで、認可が掛かりますから、そういうことを

やつていこうと。諸外国も法律で決めているところはあります。ただ、無料にしていますよ、これは国際条約もあるんで、国際間のものは。だから、そういうことでやつておきますし、それは十分、総務省がそのつもりでやればこれはずっと、大臣が替わりましても事務当局が替わりましても、きちっと記録に残していくと。

それから同時に、衆議院では附帯決議いただきまして、是非そういうことをやれと、こういうことでございまして、これは尊重すると私も申し上げましたし、これは国会のまた議事録に残っておりますし、また国会でそういう先生方がお考えなら必ず質問が出来ますから、総務省当局もそんな勝手にいろいろやれませんよ。委員の先生方の御意見がそういうことで、いや、もう来年からやめますというようなことには私は、国会決議があり、これまでの議論の積み重ねがあり、政策料金をやるというのは法律に書いていますよ、やると。どうやるかというのは、これは公社が決めることでございまして、それは私も公社の方の認可に掛けたら、こういうことでございまして、ひとつ今後とも総務大臣なり総務省、今後のです、御支援をいただいて、また国会が十分それだけのチェック機能があるわけでありまして、そういうことで担保していただければいいんではなからうかと考えております。

○日出英輔君 実はそのほかに、時間があれば公社化後の郵便の事業運営なり資金運用の方針等について伺いたかったのでありますが、ちよつと今日は時間がありませんのでやめますが、どうも郵便事業の方だけに焦点が当たって、簡保、郵便についての事業運営が公社化によってどのように変わるのか、あるいは資金運用もどういうふうに変えていかなきゃいけないのか、こういったことが、いろんな公的な役割もありまして、効率的な運用もありまして、確実性もありまして、この中で何かどうも審議録その他を見ますとしっかりと議論が出ていなかったんではないかという、ちよつと私の理解の浅さかも知

りませんが、そういう感じもいたします。良く言えば御検討を賜りたいと思っております。終わります。

○松井孝治君 民主党・新緑風会の松井でございます。

質疑も大分、回を重ねていろいろな論点が出ておりますが、私は基本的な点について、大臣を中心に御質問をしていきたいと思ひます。

衆議院以来、本委員会でもあるいは衆議院の委員会でも、大臣の発言は機関の長としての、機関としての発言か政治家の思いとしての発言かという議論がありました。私は余り国会の議論を、法律や政令ではありませんからしやくし定規にとらえるつもりはございません、御発言の物事にもよりまされども、どうか大臣におかれましては、率直な政治家としての思いも含めて御答弁をいただければ有り難いと思ひております。

〔委員長退席、理事景山俊太郎君着席〕

さて、私は、まず最初に自分の立場を申し上げておきますと、郵政三事業あるいは郵便局の業務というものは、やっぱり地域、私も田舎の方までいろいろ回らせていただいておりますが、地域の生活にとつてやっぱり必要不可欠の部分がある。そういう意味では郵便局のサービス、これはユニバーサルサービスということを含めて、ある程度地域社会に根付かせていかなければいけないし、もつと住民本位のサービスが提供されていかなければいけないという考え方を持っております。

しかし、この郵政の民営化あるいは郵政改革というところで議論が数年来行われてきて、非常に分りづらいことがございます。それは、何ゆえに、今回も郵政公社という組織、国家公務員身分を郵政公社に与えるということになったのか、これが大体、基本法、中央省庁改革基本法でそうなったとか、行政改革会議、今日も松田局長がお見えでございますが、そういう経緯で語られることが多いんですが、どうして郵政公社の業務ということについて公務員身分を与えると、役職員に公務員身分を与えるのか、これはやっぱりこの委員会に

おいて、参議院において、政策論としてどうして公務員身分を与えなければいけないかということをはきちんと御説明いただいた方がよいのではないかと思います。片山大臣の方から御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(片山虎之助君) 今、松井委員言われましたように、基本法の中で国家公務員の身分を与えると、こう書いてあるんですね。しかし、それは法律で決まっているからそう言ったということだけでは説明できません、恐らくその基本法を決めるときには大議論が、法律を出す前にも法律を出した後、国会でも私はあったと思ひます。思ひますけれども、何で公務員かと、今までの公社は公務員でなかったわけですから、みなし公務員でございまして、それまでの公社は、

恐らく、このユニバーサルサービスを確保するというところ、しかもその確保すべきサービスが国民の生活保障といえますか生活基盤といえますか、そういうサービスであること、そういうことからいいますと、職員については守秘義務をしっかりと守つてもらふ、あるいは政治的行為では中立をやつてもらふ等の、やっぱり公務員のそういう制約を掛けたままにする。現在は国の事業として国家公務員でございまして、そういう仕事の性格等からいってそのまま国家公務員の身分を残した方がいいと、こういう私は考え方だと思ひます。

しかし、国家公務員にしますけれども、それまでも、今も現業でございまして、もつと弾力的な国家公務員にしよう。例えば、何度か言ひますけれども、任用だとか処遇、特に給与とかについてはある程度、余りほかの公務員と違つちや困りますけれども、むちゃくちゃ違つちや困りますけれども、ある程度は公社の経営にリンクしたような、そういう自由度を与えて頑張つてもらおうと、こういうことであらうと思ひております。

○松井孝治君 中立性とかあるいは守秘義務というお話がありました。しかし、この委員会でも若干議論出ていますけれども、中立性とか守秘義務といつても、例えばこれはこういう審議を聞いて

いただいている方、あるいは後で議事録を読まれる方によく考えてほしいんですけれども、電力会社というのがあります。これは供給義務がございまして、それから、例えば総務委員会ですから大臣もよく御存じの通信会社、NTTであるとかあるいはサービスプロバイダーと言われるようなインターネットのプロバイダーですね、こういったところはみんな通信の機密を扱っているわけですね、国民のやり取りを。しかも、最近、サーバーに過去のログが山のようにありますから、信書の一つ一つのパッチ処理じゃなくて、もうストックがあるわけですね。こういう方々は当然のことながらやっぱりその業務を行う上で中立性も求められる、あるいは通信の機密を保持しなければいけない。

〔理事景山俊太郎君退席、委員長着席〕

そうすると、これは民間企業で個別に行方規制を掛けて、法律でそれは罰則付きの法律をきちんと義務を課して通信の機密なら機密を守つてい。あるいは電力会社がこの人は気に入らないからといって電力供給しないというようなことがあつてはいけないから供給義務が課されている。こういうものは現実に民間企業に対して規制を掛けるというような形で確保されているんですね。何でそれでは駄目で、今回の郵政公社は国家公務員の身分を与えることになったのか、もう一度、大臣、御答弁をお願いします。

○国務大臣(片山虎之助君) 委員言われるとおりです。法律で書けばいいんです。法律で書いて、個別に義務を課せばいいんです。だから、昔の公社の職員は、ある部分は公務員とみなして、公務員と同じような規制を掛けたんですよ。だから、今言われるように、電力会社や電気通信事業者や、法律に書いておればそれはそれで守られるわけですが、そういう議論もあつたと思ひますが、私は今のままで、今の現業の国家公務員の上で丸ごと公務員として残した方がトータルではメリットが大きいと、こういう私は議論だつたと思ひます。

○国務大臣(片山虎之助君)　ぎりぎり言えば、立法政策の問題なんです。だから、公務員にせずつに公務員的な制約を幾つか掛けていく方法を取るか、公務員にしておいて民間的なやり方を導入す

立法政策の問題だ、そういう考え方もあるけれどもこういう考え方もあるということであれば、逆に言うと、今、小泉さんがおっしゃっているような私的な懇談会でやっておられるようなところで公務員身分を外すということがあつても、それは立法政策ということで別の考え方もあり得るといふうに大臣はおっしゃっているように聞こえますけれども、そのように解釈してよろしいです

そこで、じゃ、そうなのかなと、何となくもつともらしい、総裁の第三者的なお立場ですから、そうなのかなと思われる方も多いかもしれません。しかし、今、先ほど来の話につながるんですけれども、電気通信事業法第一条、これはですから通信事業者ですね、「公共の福祉を増進することを目的とする。」と書いている。電気事業法、電力会社、これも「公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。」と書いてある。ほかのものもありますよ。社会福祉法では、第一

そして、何度も言いますけれども、中央省庁改革基本法でそういう判断をされて国会がお決めになつて、我々もそれが正しいと思つて、こういうことで法案を提案させていただきます、衆議院は通していただいたわけでありすけれども、しかし委員のような意見があつても一つも構わない。それはもういろいろな意見があつていいんですよ。その意見が多数を取ればいいわけでございます。私は公共性の程度からいつて公務員が適當だと、こう考えております。

○松井孝治君　今の郵便局の具体的な業務、サービスについて、少し観点を変えてお尋ねしたいと

思います。

今回、公社化されたわけですが、地域、特に過疎地域、山村などにおいて郵便局が果たしている役割というのはもう参考人の質疑でも明らかになったと思います。私は、やはり郵便局がもつと多様なサービスを提供していかなければいけない、地域に密着したサービスを提供していかなきゃいけない、そういうふうな考えです。

この話は片山大臣からも前向きな御答弁がこの委員会においてもあったと思います。

今の現実の姿は、昨日、総務省の方においていただいていた確認もさせていただきましたけれども、やはりいまだに、例えば郵便を扱っているけれども封書は販売しておられない、現金書留封筒のような特別なものを除いて、ボールペンのような文具も販売しておられないし、便せんも販売しておられない。

もつとと言うと、官署法が通りましたけれども、例えば地域の方からいえば、パスポート、民間の旅行社が何かに頼めば手数料を払ってでも取ってくれる。しかし、郵便局に行ってもパスポートぐらい、それこそ公務員身分なんだつたらパスポートの申請ぐらい受け付けてくれてもいい、若干の手数料を払ったつていいから、そういう声はあるわけですよ。

しかし、結局のところ、聞いてみると、例えば法律上、この公社化法の実際の郵便局の事務の中の附帯業務でそれを読めるのか読めないのかという話を聞きましたら、それは読める可能性はあると。読める可能性はあるけれども、やっぱり結局、官が、そういう地域には文房具屋さんもあると、あるいはいろんなサービスを提供しておられるところがある。そうすると、官業が、官がそれを圧迫してはいけないということ、むしろ自衛しておられるというふうなお話を伺いました。

私が言いたいのは、単に公務員の身分を捨てろとか付与するのがおかしいとかいうことじゃなくて、もつと地域のサービスを考えたときに、やっぱり職員が公務員であることによって、公社の

方々自身もあるいは総務省の方々自身もやっぱり官がそこまでやってはいけないというブレーキが掛かってしまふんじゃないか。それは本場の意味で地域が欲する、地域のニーズのあるサービスを提供するという本来の今回の郵政改革の本旨からいっても外れるということになっていないか、それを伺いたいわけですが、大臣の見解を承りたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助) 基本的には総理がいつも言われるように、民ができることは民でやってもいい、民ができないことを官がやる、民業の補完ですね。私は、郵便局で、便せんを売ったり、封筒を売ったり、ボールペンを売ったりするところがないや郵便局で売つたらいいと思いますよ。今は国そのものですから、そこは、委員が言われるような遠慮があったかもしれないけれども、今度は公社ですから。

地域の状況によりますよ。そういう店が一杯あるのに郵便局が割り込んでいつて競争するというのは私に気がかと思えますけれども、そういうところがずつと離れたところしかないようなところで私は郵便局がやるということについて、郵便局もやりたいと、今度の公社の経営陣もそれは是非やらせようと、地域は大歓迎だと、こういうんなら大いにやつてもいいんじゃない。

もうできることは何でもやつたらいいと私言っているんですよ。コンビニもやつたらいいと言っているんですよ。いやいや、弁当を売つてもいいんですよ。ただ、しかし、それは公社の自主性は尊重しますよ。そういうふうには私はこの法律は運用していくべきだと、こう考えております。

それから、パスポートは我々はやりたいんですよ。しかし、これは外務省の方が、やっぱり今パスポートの偽造や何かが多いんですよ、だから本人確認をしっかりとしなければなかなか難しいというお話ですから、我々は、郵便局でできる公共サービスはできるだけ増やしていきたい、しかし、取りあえずは今の証明書の申請交付の六業種を中心にやろうと、それ以外は、独り暮らしのお

年寄りなんかのケアをやろうと、日用品の搬送や。あるいは、いろんな、これは事実上の協定でやるわけでありすが、例えば廃棄物の投棄の現状の通報とか、災害現場の通報とか、道路の損傷だとか、あるいはごみ袋を、この特定のごみ袋でごみを収集したいので、そのごみ袋の販売を市町村に頼まれて郵便局がやるか、今一杯やっていますよ。

私は、そういうことで郵便局が役に立つのなら、もちろん、経費の問題はありますよ。だから、ワンストップサービスは市町村から委託料をもらうんです、機械も市町村に置いてもらうんです。だから、それ以上お金が掛かるなら話合ひでもらつてもいいんです。

そういうふうな、コストの問題もありますし、要員の数の問題はありますけれども、できるだけ地域のお役に立つような公共サービスは、民を圧迫しない限り私はやつてもう方が適当だと、こう考えております。

○松井孝治君 分かりました。それは是非そのように形で、これは郵政公社全体がやるかやらないかというところではなくて、地域の実情に応じて、附帯業務で読んでいいんじゃないかという判断を弾力的にやつてほしいと思うんですよ。

今でも、例えば自動販売機なんかを構内に置いてたりしておられるケースはありますけれども、どうも、これ聞いてみると、賃賃料を取れない。そうじゃなくて、スペースがあったら、多少賃賃料を取つたつて、別にコンビニが中に出店したつていいわけですし、やっぱり住民本位のサービスを提供してほしい。

その上で私の意見を申し上げれば、そういうことをやるためにもやっぱり公務員身分というものは、今回はこういう法案を出されていますが、今回、この法案を今直ちに修正してくれというふうな言えませんが、議事運営上、しかしながら、やはり今後はそういうことも含めて検討をしていただきたい。しかし、行政改革会議の最終局面においては、

これは、今回ののは、郵政は国営の公社であります。私の記憶が間違っていないければ、国営の公社という案もあつたように思つております。そういう意味では、いきなり民営化というのが一足飛びにできるのかどうかは別としても、例えば国営民営という発想があつてもいい、必要な職員に対してはみなし公務員の縛りを掛けたいし、個別の行為規制を掛けたい、そういうふうな私は率直に言つて考えているわけです。

今の大臣のお話を伺いますと、私の発想と、郵便局が担うべき業務あるいはそのフレキシビリティという意味では近いようにも受け止められるんですが、これは政治家としての思いでも結構です、今のこの、公社化後の話になりますけれども、例えば国営民営というふうなステップというのは将来的に考えられないのかどうか、これ、ちよつと大臣の政治家の思いで結構ですので、御答弁いただけないでしょうか。

○国務大臣(片山虎之助) 今回は国営公社です。御承知のように、国営公社という議論も議論としてはございました。

だから、国営民営という、この民営ということとで公務員の身分を外すということに御主眼があるのかもしれないが、そこを置けば、私は、経営は民営の精神でやるということで、実質民営でやると、そういうことでございまして、ただ、公務員の身分を外せということにもしし委員のポイントがとおりになるなら、そこは私は公務員の方がいいと考えております。

○松井孝治君 その現実民営というところが、ちよつとこの後聞かせていただきますが、やや紛らわしいところがありまして、お話を続けていきたいと思つています。

出資規定の問題に移らせていただきたいと思います。今日、松田局長おいていただいておりますが、今回の法案では、衆議院における修正によりまして、公務員組織である郵政公社が営利企業に出資ができる、これは子会社を作れる、そういう規定

があります。これまで、職員が公務員であるような組織であつて営利企業に出資ができる、子会社を作れるというような、そういう法人はございましたでしょうか。

○政府参考人(松田隆利君) お尋ねの趣旨は、国とは別の法人格を持つ組織ということであろうかと存じますが、職員が国家公務員の身分を有するもの、そういうものが民間の営利企業への出資について規定を持っているというものはこれまであつたのかということでございますが、現在までのところそういうものはございませんと認識いたしております。

ちよつと敷衍させていただきますと、こういういわゆる特別の法律に基づきます法人、いわゆる特殊法人等があるわけでございますが、職員が国家公務員の身分を有しているものが、戦後の一時期、配給公団等ですとかあるいは発足時の住宅金融公庫あるいは国民金融公庫は国家公務員の身分を有しておりますが、その後はそういう国家公務員の身分を有するそういう特殊法人というのはいまありませんでした。

ただ、今御議論をいただいております日本郵政公社は、国家公務員の身分を有するということになつておりますが、先生御存じのように、独立行政法人につきまして非公務員型のものでそれから公務員型のもの、両方を認める制度になつておるわけでございます。

既存の独法、独立行政法人ではこういう民間への出資規定を持つておるものはいまありません。しかし、今後、今回の国会で成立いたしました石油公団とそれから金属鉱業事業団を改組いたしました石油天然ガス・金属機構という独立行政法人が出来ますが、これが出資規定を持つております。

しかしながら、今後、公務員型のものにつきまして全く出資規定を持たないものがあり得ないかといひますと、そういうことではございませんで、中央省庁等改革の推進に関する方針、これは中央省庁等改革推進本部決定でございますが、平

成十一年四月に全閣僚をメンバーとして決定されているものでございますが、ここで決められた方針におきまして、「独立行政法人による出資等は、独立行政法人の本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの以外には認めないものとし」、「そして、「個別法令に定めがある場合に限る」ということになつておりました。個別法令で規定をすれば公務員型の独立行政法人についても出資規定を有する可能性が今後出てまいることはあり得るものと考えております。

○松井孝治君 御丁寧な答弁、ありがとうございます。もう松田局長結構でございます、お忙しいでしょうから。

要するに、いろいろおっしゃいましたけれども、ないんです。公務員身分を持つていこういう法人でそれが出資規定を持つていこうものはないんです。じゃ、ないからこれは非常に問題かというところ、ほかにも今後あり得るよということ、今、松田局長がおっしゃったんだと思いますが、それは役所同士の、大臣の部下ですから、そういうことも含めて御丁寧な答弁を、端的にお答えいただければそれでよかったです。いいたいんだと思ひますが、要するに、ないんです。やっぱりちよつと異例ではあるんです。これが法律的におかしいということかどうかは別として、異例ではあるんです。

そこで、ちよつと人事院総裁にお尋ねしたいんですけれども、今の国家公務員法、特に百三条は、公務員の私企業からの隔離という規定がございすね。ところが、これ、そもそも公務員の組織が組織としてその中核業務に密接に関連するものを、今回の郵政公社の出資規定というのはそんなんですが、子会社として持つていこうことになれば、国家公務員がその職務上その業務に密接に関連して私企業と様々な接触を持たざるを得なくなる。しかも、それはいわゆるアウトソースとか契約とかいう関係ではなくて、当該民間企業と公務員組織の間には出資という支配的な関係が成立するわけなんです。

これが適法か違法かということとは別として、国家公務員法、例えば百三条もそうですが、国家公務員法というものは、そもそもこういう公務員組織が自ら株式会社を設立し得るというようなもの、そういうものをそもそも想定していたというふうな総裁はお考えになりますでしょうか。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 公務員法上の議論として申し上げますと、ちよつとそこは擦れ違ひがあるんじゃないかというふうに思ひます。

もう少し具体的に申し上げますと、国家公務員法というのは一般職国家公務員の採用とかあるいは給与を始めとする処遇とかあるいは身分保障とか服務というものを規定する法律でございます。公務員組織の仕事の仕方ということについて規定している法律ではないので、出資をするということについては是非の判断というのは公務員法上の問題ではないというふうに思ひます。

○松井孝治君 そういう御答弁でしたらちよつと角度を変えますけれども、例えば郵政職員、総務省の職員が、あるいは郵政公社の職員が、公務員ですね、その出資会社に天下りする場合は、これは前回の委員会での御質問にもあつたかもしれせんが、子会社の設立というのは公社法の二十一条にありますが、郵政業務に密接に関連する事業を行うものでありまして、出資を行う以上、その経営に影響力を行使することは明らかであります。したがって、百三条の二項にある郵政公社と密接な関係にあるものには就いてはならないというそういう規定、改正後の百三条第二項ということになろうかと思ひますが、それに該当して、公社から出資会社への天下り、再就職は、原則すべて国公法百三条第一項、第二項、これ私企業からの隔離という規定でございしますが、その対象すなわち人事院の天下りの承認対象になるということとは確認させていただきたいんですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 今、先生が質問の中で述べられたような意味においてやはり密接な関係にあるというふうに認識いたしますので、人事院の承認対象になるというふうにお考えいただいて結構だと思います。

○松井孝治君 そこで、内閣官房からおいでいたたいしておりますので、伺いたいんですが、天下り規制、今、公務員制度改革大綱において、天下り規制については、これは人事院が個別に今の承認などを行っているわけですが、そこから、基準づくりは内閣でと、そして個別の天下り、再就職は各省の責任、人事権者の責任という改革の方向が出されていまして、これ、今、室長の下でその法案の準備、法改正の準備が行われていると思ひますけれども、そういう大綱に基づいて法律改正が行われるということになると、国家公務員法百三条は当然改正されるということになろうと思ひますけれども、この百三条の第一項、第二項に規定するような私企業からの隔離の基準は、今後より強化されることになるでしょうか。具体的にどのような基準を内閣として今作ろうとおられるのでしょうか。具体的に官民の遮断というのはどういう形で行われようとしているのか、今現在で御答弁できる内容があれば教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(春田謙君) お答え申し上げます。再就職の問題につきましては国民の大きな関心の対象になつていこうこと、十分に受け止める必要があると思ひます。

今回の改革におきましては、第三者機関であります人事院に承認基準の設定あるいは承認をゆだねるという現行の制度を改めまして、内閣自身が厳格でかつ明確な承認基準を定め、内閣自身の総合調整の下に各大臣が責任を持つて再就職の承認を行うということによりまして、国民に対して責任の所在を明確にした仕組みを整備するということにしたところでございます。

今お尋ねの承認基準の内容につきましては、承認とすべき権限あるいは予算関係、こういったものを明確に列挙するということなど、各大臣が行う承認審査におきまして統一して客観的な判断の下に適正な運用が確保されるようなものとする

ということにしております。具体的内容につきましては現在検討中でございます。

この承認基準につきましては詳細なものとするということが必要になると考えておりますが、その関係では政令に委任するというのを考えておるところでございますが、私も、平成十五年中に取りまとめをいたしまして、国会に提出することと予定をしております。国家公務員法の改正案の法案の審議におきまして、承認基準の考え方についても御説明申し上げることになると考えております。

○松井孝治君 要するに、まだ細かいことは決まっていまいことだと思ふんですね。

そこで、これ総裁にお尋ねしたいんですけれども、これ、今のような形で大綱によつて、天下り規制が内閣に移される、そして個別の承認不承認が各省に移される、そういう状況が近い将来想定されるわけですね、大綱が現実には立法化されれば。

そういう中で、今回の法律では、総務大臣が郵政公社がどういう子会社を作るかということについての許可権限を持つわけですね。そして、その同じ総務大臣が、この公務員制度が変われば、その郵政公社の職員が、その郵政公社が作った、要するに総務大臣が許可した子会社に天下りをする、その承認不承認の判断も総務大臣が行う、あるいは郵政公社が行うのかもしれない、ひょっとしたら人事権者というのは郵政公社かもしれない、総裁かもしれない。そういうことになるわけですね。

こういうことになったときに、子会社を作るのも総務相が判断する、そしてその子会社に郵政公社の職員が天下りをするというのも総務大臣あるいは郵政公社の総裁が判断権を持つてしまう、人事院は蚊帳の外に置かれてしまうということが、今の大綱が現実には立法化されればそういう可能性が相当あるわけですが、果たしてこれで官民のしかるべき関係というものが維持できるかどうか。これは総裁の率直な御感想を伺いたいと思ひます。

す。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 日本というのは

G5の国の中でも非常に珍しい国でございまして、官庁が再就職のあつせんをするという唯一の国でございまして。したがって、再就職をあつせんする最高責任者、その最高責任者が再就職の是非を判断する最終責任者というのは、それは駄目だろうというのを、この案が公表されるとともに、もうすべてのジャーナリズムあるいはすべての評論家、最近では違つた観点からですが学者の先生までもそうおっしゃっているということでございまして、今、先生が具体的に郵政公社の総裁が郵政公社の職員が出資先企業に再就職する場合に承認するというのはやはりおかしいじゃないかというのはごもっともな御意見だと思ひます。

この問題は今回も議論されて、そして行政改革推進本部の事務局の方あるいはまた責任者の方が、承認基準を厳しくするとかあるいは更に詳細な公表をするとか、いろいろ御説明されますけれども、それで納得したという声は全然出てきておりませんから、やはり世の中はそれを支持してはいないというふうにも考えてもいいんじゃないかというふうに思ひます。

○松井孝治君 大臣、今非常に総裁から今の内閣の方針に対して厳しい指摘がございました。正にその郵政公社の、この法案に基づいていくと、正に大臣がその子会社を作るという責任者にもなり、そして大臣あるいは大臣の下に置かれる総裁がその天下りの審査権も持つと、やっぱりこれは世間が納得しないんじゃないか。人事院総裁が第三者機関の長としてそういう御発言が今ありましたが、どういうふうに考えられますか。

○国務大臣(片山虎之助君) この問題はいろんな意見があるんですよ。世間というのは何かよく分かりませんでしよう、この場合。どうもジャーナリズムが世間みたいなことを言われているかもしれない。大いに議論をして、一番いい方法を取ればいいんですよ。まだ決まったわけじゃない

んです、これは。

それから、我々の郵政公社の方も、全体の今の公務員の再就職、退職管理の問題の方向が決まってきたから適切な対応を考えよう、こう思つておりますし、それから、すぐ委員は子会社、子会社と言つて、これはそんな勝手に作れるものじゃないですよ。どういふものを作るかは政令で書くんです、ぴしゃつと。しかも、一件審査で個別の認可をして、国民が納得できるようにやりますよ。しかも財務省とも相談するんですよ、出資ですから。

そういうことで、全部オープンにしていきたいと思います。勝手に子会社を作つてどうにかやって天下りのところ、そんなことは一切考えておりません。また、この再就職についてもしっかりと基準を作つて、皆さんから見ても国民から見ても、それはおかしくない、もつとだ、こういうふうにいたします。

○松井孝治君 力強い答弁をいただいたので、これはきちんとした基準ができるものと本当に期待をしております。

ただ、大臣、やっぱり総裁はこの問題についてしかるべき権限を持たれた第三者機関の長ですから、その総裁の発言というのはそんなに軽んじてはいけないうものじゃないかと私は思ひます。どうか、ジャーナリストの声が国民の声と、ジャーナリストの声も国民の声の一つで、それを踏まえて総裁が御発言しているんですから、そこはやっぱりきちんと大臣耳を傾けていただいて、李下に冠を正さずというような運営をきちんと行つてほしいことを申し上げておきます。

私がこういうふうに公務員の身分に何でこだわるのかというと、やっぱり従来、中央省庁を頂点とした、大臣も私も経験がありますから大臣も分かつておられると思いますが、そういう官僚の組織が政策の企画立案もやる、同時に、いろんな行政サービスの提供というような政策の実施まで全部やるという発想がやっぱりそもそも、この郵政の改革の原点であつた行政改革会議でもそれはお

かしいと、それは両方にとつておかしいと。

行政サービスを提供している現場からいうと、そんな頭でつかないことばかり言われても、国民に対していいサービスを提供しなきゃいかぬのだという部分もある。逆にいうと、郵政の場合がどうかどうか分かりませんが、政策の企画立案が非常にいろんな行政の実施の部分の政策の企画立案ができない、だからこれをきちつと分離をしなければいけない。分離をした上で、政策評価などの形でそれがきちんとフィードバックできるような形にしなければいけないというのが根本だつたわけですよ。

しかし、今のこの公務員組織ということにしてしまつと、結局、今現場の声でも一番不安がつかれるのは、中央官僚がどんどんどん天下りをする、あるいは天下りという定義に入らないかもしれないけれども、総務省のお役人が実際の現場に来てパラシュートのように中核を担われる、こういう形で本当に国民本意の行政サービスが提供できるのか、こういう不安が一番現場にはあると思ひます。これ、現場というのは労働組合の人という意味じゃありません。労働組合の人のもうかもしないし、本当に地域でまじめに郵便サービスを担つておられる皆さん方から見ても、こういう不安がある。だから、その部分をきちんと明らかにしなければいけないという意味で私は公務員身分ということについて伺ひをしていふんです。何もだれから公務員身分を引きはがすというに喜びを感じる、そういう議論をしていくわけではないので、是非そこは御理解いただきたいと思ひます。

そこで、せっかく人事院総裁においでいただきましたので、一つ、ちよつと郵政からは外れるんですが、お尋ねをしたことがございます。それは、そもそもこの公務員制度全般、この郵政の問題もそうだけれども、私は、役人がいったん何とか省、総務省であるとか郵政省であるとか、そこに入省したら一生その省のために働く、

その省はその働きに応じて処遇する、天下りも含めて、こういう風が現実にあるわけですね。しかし、こういうことがある意味では国益よりも省益を前に置いてしまおうという今の公務員のモラルの低下につながっているのではないかと思うわけであります。

郵政関連でも、総務省の職員の方が公社に出向しても、結局、総務省の監督局の顔色ばかり見ているということになったら、何のためにこの郵政改革を行っているのか、これだけ労力を費やしているのか分からなくなってしまうと思います。

そういう意味では、もう何か学校を卒業したらすぐにある役所に勤めて一生そこに働くんだという考え方はちよつと見直して、外部の方を、例えば郵政でも例えば金融関係の仕事をした人が郵政公社に入ってくる、あるいは一般的な公務員制度で外部のしかるべき経験した人が途中から公務員の世界に入ってくるということを、もつと官民交流を、本当の意味での官民交流を、リボルビングドアという言葉方もしますけれども、そういうことを、健全なものを促進していかなくやいかぬじゃないか。

そのためには、やっぱり私ハードルが高いと思うんですね、今、やっぱり私も民間の方と、出向されてこれらの方なんかとも一緒に仕事をしたいとありますが、役所の仕事の仕方というのは民間とは大分違います。その中で、役所の仕事の仕方を覚えるのに一年二年すぐ掛かってしまふ。そうすると、せつかく能力は非常にあるけれどもその役所の仕事に生かせない。したがって、民間から役所に途中で中途で入ろうと思っても、役所側もそういうなかなかすぐ即戦力にならないと言ふし、民間側も役所に行ってもうまく能力を発揮できるかどうか自信がないという方が多いですね。

そうした中で、今後の人事院、公務員制度改革の中で人事院の役割についても随分触れられていますが、一つの機能として、外部から中途採用する、そのときに、中途採用されるとき、例えばア

メリカだったらいろんなガバメントスクールというのがあって、そこでミッドキャリアでいろんな政府における仕事の仕方みたいなことをトレーニングを積んで、プロフェッショナルスクール、大学院レベルのプロフェッショナルスクールがあってそこを経た人が途中から各省に入るなんということがたくさんあるわけですが、そういう研修組織のようなものを例えば人事院の今後の一つの機能として設置するということをお考えはございますでしょうか。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 御提案は非常に重要な御提案だと思ふに思っています。

また、官民交流といふに思っています。実は日本の場合にはそれぞれの省庁の政策形成の中核部にまで外部の人が実に入ってくるというのは非常に少のうございますので、本当の意味の官民交流というのはまだまだだという感じがいたしますけれども、しよせんは、それぞれの幹部公務員の皆様方の意識改革の問題だと思ふに思っています。

ただ、最近、随分官民交流が進んでおりますので、意識改革というのは私たちが想像しているよりも早く進んでいくだろうという気がいたします。その場合に、公務員として仕事をしていただくわけでございますので、公務員としての基本的な心構え、仕事の仕方も含めまして、そういうことを徐々に研修していくということは大変大切なことでございまして、努めていかなきゃならないというふうに思っています。今、そのための特別な組織を作るとか研修所を作るとかというところまでいかなければと思ひますけれども、そういう中途採用者に対する研修というものをやはり今の人事院の研修施設というものを活用して徐々に拡充していききたいと思ひます。

○松井孝治君 是非その辺りは、人事院の役割がどうせ大綱をどう具体化するかに置いて問われていくと思ひますが、一つの重点分野としてやっぱり民間から公務員に入ってきていただきやすいような環境を整えていただきたい、そのことはお願いをさせていただきたいと思ひます。

次の話題に移りたいと思ひます。

人事交流の問題でございまして。この委員会でもファイアウォールをどう設けるかという議論が随分行われてございまして、郵政公社が設立された後、公社が実務を担う、そしてその監督官庁であり制度企画官庁は総務省の郵政企画管理局が担われるというふうな考え方をしています。

これ、諸外国の例を見ますと、事業主体とその監督官庁の関係を言いますと、そもそも、これEUの資料があるんですけど、EUでいうと多くの国はセパレートレギュレーター、別の規制権限者がミニストリーとは別にあるというところが多数を占めています。これは郵政事業に関してであります。

やはり私、この郵政事業について、監督官庁と郵政公社の関係をどう整理するかというのは非常に重要な問題だと思ひます。人事交流というものを、この委員会でもファイアウォールを設けるといふ話がありますが、そもそも総務省の中に郵政企画管理局があるという形でのいかどうかとも議論がある、百歩譲つて、総務省の中に郵政企画管理局があつて、そこで監督権限を持つていたというところがいいにしても、やっぱりその、外国ではそのレギュレーターと公社との関係はあえて別の組織にしている、公社の所屬と。というぐらいに、規制官庁と規制される側の関係というのはやっぱり襟を正さなければいけない、そのように考えております。

そうした中で、役員についてはノーリタインルールを基本的に運用するというお話がございまして、考えてみると、例えば総務省の郵政企画管理局にいらつした方が公社に出向する、ちよつと前まで、昨日まで監督官庁にいた人が公社に行く、そういうことがあり得るわけですね。また、逆に言うと、公社に行つて一生懸命営業努力をしていた、ヤマト運輸さんが参入されるかどうか知りませんが、例えばヤマト運輸と競争して頑張れと言つて営業をやつていた人が今度は規制部局に戻る、あるいはそうやつて営業していた人

が今度は郵政公社の業務を評価するサイドに戻る、こういうことが当然起こり得るわけですね。ですから、そういう意味でファイアウォールはきちんと設けなければいけないんだというふうにおつしやつていまして、本当にこういう人事交流、言葉で言うと人事交流つてきいですが、正に監督と被監督の関係にある、あるいは監督者はその郵政公社と競争する民間主体も含めて監督をしなければいけないときに、こういう方が、役員に限らず職員がこういうふうに行つたり来たりするという関係で果たしていいものでしょうか。大臣、どういふふうな思われましますでしょうか。

○国務大臣(片山虎之助君) 今の郵政事業が郵政公社になるんですよ、取りあへずは。公社ないんだから、郵政事業が公社になるといつて基本法にも書いてあるんですよ。だから、当面それは役所とできた公社と行つたり来たりある程度はしますよ。しかし、しますけれども、今少なくとも松井委員が言つたようなことにはしません。

ファイアウォールというお話でございますが、ファイアウォールを設けましてちよつと基準を作つて、昨日まで郵政公社で仕事をやつていたのがそれを監督するところにすぐ帰るとか、あるいは民間との競争の云々とか、そういうことについては、いろんな疑惑というんですか、懸念というんですか、そういうことを持たれないような人事の配置をやると。

そういう意味がファイアウォールと、こういうことでございましてけれども、だんだん公社自身が採用していつてプロパーを育てていくんですよ。ただ、それまではやっぱり今の郵政事業の職員さんが中心でやるのはしょうがないんで、できるだけそこは透明ではつきりした基準の下に、こそ国民の目から見て納得できるような、そういう交流をしてまいりたい。全く行つたらもう帰ってくるなど、役員はいいですよ、しかし職員はそんなこと当面はできませんよ。そこは十分委員の御懸念も念頭に置きながら考えてまいりま

す。
○松井孝治君 それは非常に大事なポイントでありまして、例えば財政と金融を分離したときに、あれも同じ公務員組織ですから当然、中央省庁ですら、あれはたしか部長以上で行かれた方はもう基本的にノーリターンで行くというような基準を作って運用されたと思います、大蔵省から金融庁に当時移された方は。

ですから、やはりこれ、特に中央官庁の場合、例えば課長クラスで総務省にお勤めである、そうなる、一般的に言えば、公社であるとかあるいは地方の出先であるとか行かれると、大臣御承知のように、大臣も御経験されていますが、ワンランクかツーランク上になるんですね。中央省庁で課長というのはやっぱり非常に大きな権限を持っていますし、その分野についてはやっぱり最終権限者に近い者である。

他方で、郵政公社に行つて、それは課長が何になるのか、部長になるのか何になるのか分かりませんけれども、それは公社の設計である程度人事的にどういう処遇をするのか決められるんではないけれども、非常にやっぱり中央省庁の課長クラスの方が行かれるとそれは責任は重い立場に行かれます、常識的に言えば。だから、私はそういうものを行つたり来たり、当然、郵政事業庁の今の方々が行かれないと郵政公社はできません。そんなことは当然です。ですけれども、やっぱりしかるべき、役員さんというのは、ある意味ではそれこそ長官を経験されたような方が役員に行かれるというぐらいのポジションでありまして、もつとその下のレベルでも十分、中堅幹部の職についてはこれはやはり紛れがないような厳正なファイアウォールというのを作っていただきたいと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(片山虎之助) 言われるとおりに、私もそういう配慮は当然必要だと、こう思っております。だから、郵政事業庁から行つていただきますけれども、ずっと公社で骨をうずめてもらうという方もそれはもう当然何人でもできると思ひま

すよ。ただ、やっぱり交流もしないと、こつちの方の何といひますか、活性化というのか、そういう刺激も必要ですから、だからどの範囲でどういう交流をするか、これは十分これから検討してまいりたいと思ひますし、経営の責任をお持ちになる総裁となるべき人も設立委員の中に入つていただきますから、設立委員の段階でも設立委員会みたいなものができるんでしょうから、そこでも十分な御検討を賜りまして、やっぱり透明でいろんな心配がないような、そういうことにしなきゃいかぬと私も考えております。

○松井孝治君 よろしくお願ひします。

そろそろ時間も迫つてまいりましたので、ほとんど終わりの方の塊の質問に移りたいと思うんですが、この新しい郵政公社ですが、やはりこれは現場が中心の事業体でなければいけない、やっぱり地域の住民という非常に大きな顧客に対していいサービスをする、それが基本となった組織でなければいけないというのはもう言うまでもないと思うんです。これは別に今までの組織を悪口言うというわけじゃなくて、役所の組織なんですから当然なんですけれども、やっぱりほかの役所と並びで、地方郵政局とかそういうものがあるわけですね。これは言つてみれば中間管理主体ですね。例えば、各管区ごとに人事管理をやつたり予算管理をやつたり、そういう組織は役所ですから今あるわけですね。別にそれを悪口言つていいわけじゃないです。ただ、こういう中間管理的な仕事とありまけん。ただ、こういう中間管理的な仕事とあるのはやっぱりできるだけスリムにして、顧客サービスを前面に出した組織にしていかなければいけないと思うんです。

その意味で、この地方郵政局、これ、もしあれだったら、せっかく副大臣、政務官御出席いただいているんで副大臣から御答弁いただきたいんですけども、地方郵政局というのはこれは郵政公社の中の内部部局になると考えていいですね、端的にそこだけ教えていただけますか。

○副大臣(佐田玄一郎) 現在の地方郵政局のような中間管理機関の在り方につきましては、公社

制度の中で大きな検討課題としてこれからも検討していきたいと、かように思っております。その在り方につきましては、自律的、弾力的な業務運営を行うとともに、組織、職員数をスリムで効率的なものとする、これを基本として、まだ検討中でありまけんけれども、検討していきたいと。

いずれにいたしましても、公社の組織というのは、最終的に設立委員と総裁となるべき者が公社設立の趣旨に踏まえましてこれらからじっくりと検討していきたいと、かように思っております。

○松井孝治君 この人事管理、予算管理、なかなか大変なことかもしれないけれども、やっぱり役所の組織なんですね。三月期の決算、大臣、八十億円の赤字が出たということでは三百億円ぐら

い赤字が出るというふうに言つておられたわけですね。それで、早期勧奨退職の方なんか、これは赤字が出るから大変だといって年度を越して四月に退職される、三月末じゃなくて四月に退職、ふたを開けてみたら赤字出ているじゃないかと、そういう経営の読みの甘さもあるわけですよ。これは別に悪口言つてもしょうがないです。役所の組織なんだからしょうがないんですけども、やっぱりそれはできるだけこれから効率的なものにしていかなきゃいかぬ。だから、それを、やっぱり余り業務に精通しておられない方が中央からぱんと来られて名譽職的にやつておられるというの、ちょっとこれはスリムにしていかなきゃいかぬ。今のお話だと、中間管理組織は基本的にその役所の中からは外れて郵政公社の中でできるだけスリム化するという方向でしたから、是非ともそうしていただきたいと思ひます。

それから、それと並んで私、ちょっとよく分からないのは、郵政監査局というのがありまけん。この監査部局というのを、これ、今後、郵政公社に置くことなんでしょうか。そもそも私は監査部局を、まあ企業でも査定部局が企業の内部には小さなものはありますけれども、それをそもそも総務省に置いておく必要があるのかどうか、

警察なり行政監察という制度があるわけですから、それを何重にも総務省の中に置いておく必要があるのかという思いもありますが、更に言うところ、公社の中に置くという話をちょっと聞いたんです。これは本当に、今後ある種の、公務員が構成員ですが、企業体として企業会計制度を導入してやつていかなきゃいかぬときに、本当に公社の中にこんな割と巨大な監察部局を持つていう必要性はどこまであるんでしょうか。また、公社の中に置いたということでは結局意味がなくて、そんなものは警察に任せたらいいんじゃないか、厳正な執行に任せたらいいんじゃないかと、しよせんお手盛りと言われるわけですから、そこについて、副大臣で結構ですから、御答弁いただきたいと思ひます。

○副大臣(佐田玄一郎) 郵政事業は日常生活に必要不可欠なサービスを提供しております、国民が安心して提供を受けられるよう適正かつ確実な実施を確保する必要があるというところから、それを妨げる郵政事業に対する犯罪につきましては、これは同じく厳正に取り締めていかなくてははいけません、こういうふうな考えているところでありまして、郵政事業に対する犯罪は、郵便物の窃盗などその犯罪の端緒を発見することが困難であり、かつ業務の取扱ひ手続も専門的であるため、その捜査には専門知識が必要であると。今までもそういうことなっております、そこで、郵政事業を実施する郵政事業庁内部に置かれた内部監察調査機関の職員に司法警察権を付与して捜査を行わせているものでありまして、公社化後においても、この郵政監察局の設置の必要性は変わらなかつたところでありまして、引き続きそういうふうな形で検討をしていきたいと、かように思っております。

○松井孝治君 何か、心なしか副大臣も答弁を読まれていてちょっと苦笑いをしておられたような気が私にはしましたけれども、やっぱり官僚組織の発想なんですね。ほかの、じゃ国民生活に密接なものとかお金を扱うもの、正に郵貯、保険もそ

うですけれども、競合会社だってそうなのわけですよ。八百屋さんだってそうなんです。やっぱり、これから公社でもっと住民サービスを徹底するとうとう司法の権限を持ったようなところを内側に置いてしまうのがないんじゃないかと。それであれば、治安も悪くなっているんだからその定員を警察に差し上げてきちっと警察によって管理してもらった方がいいんじゃないか、チェックしてもらった方がいいんじゃないかと私は率直にそう思います。

いずれにしても、もう時間が参りましたので終わりますけれども、やはりこの郵政公社、どうもお話を聞いてみるとまだまだ官僚的色彩が強いと思うんです。そういうことにならないように、公社ができましたら、やっぱり公社になって変わったな、職員の士気も上がったな、そして合理的になったな、そういうふうになれるような組織でなければいけないし、また天下りの問題とかあるいは人事交流で、規制と規制を受ける側の癒着のようなことがさやかれないように厳正な運営をしていただきたいことをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○伊藤基隆君 民主党・新緑風会の伊藤基隆でございます。

今国会で注目を集めてまいりました郵政公社関連四法案も、参議院での審議が進ましているよいよ大詰めを迎えたわけでございます。与党の事前承認なしの閣議決定、国会提出を受けて、衆議院では度重なる緊迫した場面があったようでありますが、郵政公社関連四法案は政府原案を修正して参議院に送付するという異例の経過をたどりました。参議院では比較的冷静に議論が行われてきたと思いますけれども、郵政公社関係四法案が今国会の重要法案と位置付けられて、この法案の成否が政局に絡むとまで言われましたが、郵政公社法案は、一府十二省庁に改編した中央省庁改革基本法に基づき、来年四月一日に郵政三事業を行うための新たな国営の郵政公社を発足させるという、本来は技術的な法律であつたはずでございます。

す。また、信書便法案も、どのようにすれば郵便事業に民間事業者の参入させられるのかという微妙な、これまた純粹に技術的問題をクリアしようという法律でございました。

永年郵政事業にかかわった者として感じることは、郵政公社関係四法案が成立して来年から日本郵政公社の発足ということになれば、十年近く議論されてきました郵政事業の大改革がようやく実行されるということになります。国営の公社でありながら企業会計原則を導入して民間的な手法を取り入れ、自律的な経営を目指す。郵便局ネットワークを今まで以上に活用して新しいサービスを追求めながら、その一方でユニバーサルサービスを軽んずることは絶対許されない。大げさに言えば、百年に一度であり、戦後五十八年、現憲法下で初めての大改革と言つても間違いはないと私は思います。

このような大改革を実現すれば、実績を上げ、これを安定するだけでも大変な仕事でございます。新体制を確立する、内部を整備する、時代に適合した新しい仕事に積極的に取り組む、厳しい評価に耐えるだけの実績を上げる、どれ一つを取つても生半可でできることではございません。公社の経営は、四年ごとに中期経営目標と計画を立てまして業績評価を行っていくということでありますが、これから何十年も掛かつて新しい公社を完成させる作業が始まるんだと思つております。とても一年や二年で目鼻の付く話ではないと思います。

現実の郵政三事業というのは、郵便局の数は二万四千七百局、ポストの数は十七万七千本、一日の郵便物数は七千五百万通、配達箇所は三千万か所、郵便貯金については、ATMの数は二万五千五百台、一日の通常貯金の受け払いは八百万件、定額貯金等の受け払いは六十四万件、郵便振替の振り込みは四百五十万件、簡易保険については、一日の申込み受付が二万六千件、保険料の受入れ六十二万九千件、保険金の払渡しは十八万七千件、これを担う職員数は三十万人というのが現実

の数字であります。本委員会の中で、あえてこの現実の姿を数字によってお示し申し上げました。私自身もそこで働いておったわけですが、雨の日も雪の日も、一日も休むことなく離島や僻地でも、日本全国でほとんど完璧な仕事が百年以上も続けられてきました。国民一人一人にとっては、老いも若きも、喜びも悲しみも、社会生活の中でもにあつたのが郵政三事業だったのでないでしょうか。

新しい時代を迎えて、新公社はこのような先人の努力、国民の財産を引き継いでいこうとしているわけですが、公社後をどうするかという議論がもう行われていると。来年に発足する日本郵政公社というのは、また何年かしたら変わつてしまふような軽いものではないはずでありまして。政治家の自由な論議は保障されなくてはなりませんけれども、責任ある政治家の姿勢、態度とは全く別のものと私は思います。現実の郵政事業というのは、利用者にはもちろん、郵政事業に携わる者にとつても二年や三年たつたらなくなつてしまふような日本郵政公社であつてはならない。戦後、内閣総理大臣は二十六人目ですが、一つの内閣の命運や一時の政局と同列に扱われるような話ではないと思うわけです。経営が成り立たなくなつた、郵便が配れなくなつたということでもない限り、そういうことは言えるのではないかと。

今後、少なくとも何十年の単位で日本郵政公社が郵政三事業を担い、国民へのサービス提供と健全な経営が継続されるものと確信をしまして、そのために全力で取り組むべきだと考えますが、大臣の所見を冒頭お伺いしたいというふうに思っております。

○国務大臣(片山虎之助君) 今、伊藤委員からのお話がございましたが、本当に参議院では冷静な御議論をしていただきまして、さすが良識の府だなど、私は本当に感銘をいたしております。衆議院で修正をしていただきましたが、修正の方向につきましては、私も与党の皆さんに御意見

を申し上げまして、我々の方向に沿った修正をより明確にさせていただいたわけでありまして、大変それも、御苦労を掛けただけの意味があつたと、こういうふうに通じているわけでございます。

今お話しのように、郵政事業は百三十一年の歴史がございます、本当に国民のネットワークが資産になっておりますし、言わば、やっていることは生活インフラですね。国民の基礎的な、基本的な生活を保障する、そういうサービスを提供すると、こういうことでございまして、いろんな国や県の機関がありますけれども、最も地域に定着し、最も地域の住民の皆さんに愛され利用されているのは私も郵便局だと、地元なんかを見まして、つくづくそう考えているわけであります。

その郵政事業が本当に百三十一年ぶりの大改正、国の事業から国営公社の事業に変わる、国営公社の郵便局に変わると、こういうことでございまして、もう来年の四月からそうなるわけでありますが、やっぱり公社に変わった実績を国民の皆さんにしっかりと見ていただいて、その上の評価で、それを続けていくのかあるいは別の方向があるのか、十分な御議論を賜りたいと、こう思っております。そのために全力を挙げて私どもは国民の期待にこたえるようないい公社にしたいと。先ほども御質問ありましたが、公社になつて変わった、公社になつて良くなった、公社になつてサービスの質も量も本当に向上したと、こういうことのために全力を挙げたいと思っております。その成果を十分国民の皆さんに見届けていただくことが適当だと考えております。

考え方が多々ございます。

○伊藤基隆君 私は、郵政事業を考えると郵便局ネットワーク、これをどう保持するかということもまず基本に考えていかなくちゃならないと思つております。郵政本省、総務省があつて、郵政局があつて郵便局があるのではないとよく私は言います。郵便局がちゃんと機能して、それが

きちんとネットワークされていて、その上にそれを経営する主体があるんだというふうにならずに言っていました。

そこで私は、ユニバーサルサービスという問題について少しお聞きしたいと思います。

ユニバーサルサービスというものが義務的に課せられているというこの重み、そのつらさ、そのためにやらなければならない多くのこと、このことがこの背景にあるというふうに思っています。今回の国会論議でもユニバーサルサービスが重要なポイントだったというふうに思っています。ほぼ全員の皆さんが大切だという立場で議論されてきておりましたが、私はユニバーサルサービスは絶対に大切だという立場で議論しなきゃならないと思っています。

ユニバーサルサービスが象徴的な問題となるのは郵便の分野でありまして、今回、民間参入が焦点となった信書の取扱いです。信書便法案に関する議論では必ずこのユニバーサルサービスという言葉が登場いたしました。ところが、論者によってこの言葉に込めた意味が異なっておりまして、議論は混乱をしたというふうに感じました。

特に、今回、民間参入の候補となった宅配便事業者は、我が社は全国どこへでも配達すると言っている、全国サービスを言っているかと思えば、自分たちはユニバーサルサービスはできると言っていたりしました。この宅配事業者は、収集から配達に至る信書の送達のプロセスのうち配達段階のみに着目、言及し、収集という段階を見落として、触れておりません。ここに議論が混乱した原因があったように思います。議論をきちんとするために重要な概念の認識のずれがあつてはいけません。

まず、ユニバーサルサービスとは何なのか、その定義、概念を明確にしたい。単に全国配達というのとどこが違うのか、現在のいわゆるメール便はユニバーサルサービスと言えるのか分かるように御答弁いただきたいというふう

うに思います。

○政府参考人(團宏明君) お答えいたします。

郵便、信書便の世界におけるユニバーサルサービスの問題でございますけれども、このユニバーサルサービスという言葉自体、郵便とか電気通信というふうな国民利用者にとって基礎的な通信手段というものでございますけれども、これがやはり全国津々浦々どこにでも、だれでもが利用しやすいということを確保するという概念だということに考えておいて、その表現は郵便でいいますと郵便法的一条で、なるべく安い料金で、あまねく、公平に提供できるという規定で考え方が表現されているというふうに考えております。

そこで、じゃ、具体的な内容は何かということでございますけれども、これは今度の郵便法及び新しいいわゆる信書便法で規定させていただいておりますけれども、具体的にはまず差出箱その他の簡易な引受け方法によりまして全国で引受け配達する、それから全国均一料金であるというふうなことでございます。今御指摘の全国配達だけということではなくて、郵便の利用者というものは、だれもが利用できるということだれもが差し出せるという条件が必要でございますので、事業者からいうと引受け、利用者から申しますとだれもが簡易に差し出しできるという条件、それから更に加えて全国に送達されるという配達と、その二つの条件が大きなものでございまして、このことは法律の中で具体的に決めさせていただいてございまして、概括的に言いますと、一般信書便事業の許可に当たっては、全国における引受け・配達というシステムを確立して、これを実施していただくということで、こういう性格を所有してございます。

それから、議論になっておりますメール便の世界ということがあるようにございますけれども、これは所管しておりませんけれども、貨物自動車運送事業法というところに基づきましてサービスが規定されておるようございまして、これを見たところ、大きな違いはやはり二つありまして、

メール便の世界というのは全国のサービスの義務はないというふうなことで、地域別に事業ができるということが一つでございます。

それからもう一つは、引受け義務がないということでございますから、利用者と契約で事業を行うと。郵便の場合は、契約がなくても郵便を差し出せばすべてサービスするという引受け義務がございますけれども、その引受け義務がないと、そういう面では、郵便、信書便の世界でいいますユニバーサルサービスとのメール便の世界というのは少し違った世界ではないかなというふうに考えております。

○伊藤基隆君 郵便物というのは、人が郵便物に触れば触るだけコストが高まってしまうというものでございます。

そこで、個人の利用者の立場で考えてみますと、そもそも収集をきちんとしてくれなければ手軽に利用しようがありません。手紙やはがきも我が社ならもつと安くできるという発言がありましたが、なぜか確かめると、一か所から別の一か所に届けるような大口の締切り便を前提にした費用の計算を基に判断していたらしいということがうかがえます。また、年賀状はうちなら二十円でできるという発言もありました。年賀状というと暮れに出すものもあれば、年が明けてから返事を出すものもありまして、年明けのものも安く扱うのかどうか明らかにされないまま言葉だけが独り歩きしたというように印象を受けております。

どうも民間事業者は一般の小口の利用者のことは余り考えていないのではないのでしょうか。このユニバーサルサービスに関する議論のすれ違いの原因を別の角度から見ますと、クリームスキミングに関する認識の差があるからだとも言えると思えます。クリームスキミングとは簡単に言えばええとこ取りだそうでありまして、利用者の中には、単位コストが低くて済む都市部の大口利用者もいれば、手間の掛かる過疎地の小口利用者もおります。大口利用者の利益を主体に考えればクリームスキミングは問題はありません。むしろ料金低下

などのメリットが非常に期待されている、そういうところもあるかと思えます。しかし、小口の利用者の利益を主体に考えれば、クリームスキミングの結果、サービスのレベルが下がるか料金が高くなるか、いずれにしろ不利益を被るようになるのであります。

大都市から一斉に、しかも大量に発送された郵便物が全国に送達されます。これは都市間で配達するならばコストは掛かりません。都市部から地方へも配達することは比較的容易で、大きな採算割れにはなりません。しかし、郵便物が都市から地方へ一方通行で流れるわけではございません。地方から都市へ、過疎地から過疎地へ決して大量ではない数の信書が必ず出されているわけでありまして、これらの地方発の郵便物が確実に届かない限りユニバーサルサービスの義務を果たしていることにはならないと思うわけであります。

郵便への民間参入を既に進めてきた欧米諸国においても、この点、幾つかの歴史的教訓を得ているはずでございます。単純な自由化がクリームスキミングを招き、小口利用者の不利益をもたらした典型的な例としてスウェーデンの事例がよく挙げられます。スウェーデンにおける郵便自由化の経過と問題点を具体的に明らかにしていただきたいと思えます。

○政府参考人(團宏明君) 御指摘のスウェーデンの事例、我々の調べた限りでございまして、一九八〇年代以降、EU統合の中で郵便サービスの開放ということが検討されておりました。スウェーデンにおきましても一九九三年に郵便事業に対する全面自由化が実施されたというふうに承知しております。その後、最大百五社に免許が交付されて、現在四十数社になっているというところのようございまして、主として市町村内、それから大都市内における書状の送達の分野に参入しているというふうなことでございまして、

最大手の参入事業者であるシティーメール社と

いう会社があるようにございますけれども、これは都市部向けの大口差し出し書状のみを取り扱うというふうなことをやっているようにございまして、結果的に大口差し出しに集中的な参入が発生しまして、これに対抗する必要があるかと、郵便事業も競争地域内だけでの料金値下げ、逆に小口料金の大幅値上げとか、そういうこともせざるを得ないという状況が発生している。具体的に申しますと、一九九一年から二〇〇〇年の郵便料金でございすけれども、大口料金につきましては四五%の値下げが行われた、小口料金については六〇%の値上げが行われたというふうなことが発生しているようにございす。

これは、ヨーロッパではスウェーデンは少ない例でございすけれども、こういう状況もございすので、今回の信書便法におきましては、こういうクリームスキミングを防止するための条件を課した制度を御提案したというところでございす。

○伊藤基隆君 欧米諸国が郵便分野の自由化を進めるに当たって部分参入方式など漸進主義的なアプローチを取ったことは、最近の自由化や規制緩和の議論からすると一見意外に思われますが、実は極めて現実的な判断があるというふうに私は思っています。

それは、郵便の分野の特徴である労働依存性の高さであります。元々、需要の急拡大が望めず、一定の規格化や郵便番号制や機械処理といった効率化の工夫がなされた段階では労働生産性の上昇にはまだ、限界があるわけで、この点、技術革新により新需要が急拡大しコスト低下競争が機能する電気通信分野とは大違いであります。そのため、欧米諸国でも郵便への民間参入に際しては、部分的、段階的な参入を進めることによって、大口分野の競争導入効果を上げつつ既存の郵便事業体の労働生産性も徐々に向上させ、小口分野のサービスと料金の維持を図らせる現実的な方策を取ったというのが姿だったと思えます。

我が国では郵便事業に経営の自由度を与えるく

らいなら民営化しろなどという乱暴な意見もありますし、欧州では民営化しても郵便事業にはユニバーサルサービス維持のために独占領域の留保などの措置を取っている国が少なくありません。ドイツやオランダなど欧州諸国の対応を明らかにしていただきたいと思えます。

また、アメリカでは、郵便事業体であるUSPS、すなわち連邦郵便庁は国の機関であります。欧州と同様、独占領域が留保されていると聞いております。ユニークなのは、郵便受け箱の利用がUSPSに独占されているというところであります。そのようになった経緯を明らかにしていただきたいと思えます。

○政府参考人(團宏明君) 御指摘の郵便への競争の導入のやり方でございすけれども、ヨーロッパ、アメリカも含めてでございすけれども、部分的自由化というのが大勢であるというのは事実でございす。

先ほど御指摘がございました、要はユニバーサルサービスと競争との調和をどう保っていくかというところで、これを部分的自由化によってユニバーサルサービスを確保しながら競争を進めようという考え方だろうと思えます。信書便法の場合はユニバーサルサービスを確保するために条件を付けるということでバランスを取ろうというふうな考えているものでございす。

ところで、ドイツ、オランダのようなヨーロッパの事例でございすけれども、ドイツ、オランダにおきましては特殊会社、しかし株式はまだかなり国が持っておりますけれども、そういう状況の中で、ドイツ・ポストに関しては、二百グラム未満かつ基本書状料金の五倍の書状、それから一通当たり重量五十グラム以下の同一内容書状、これはダイレクトメールと言われているものでございす。そういうものが独占を保障されていると。それから、オランダ郵便会社に関しまして、二百グラム未満かつ基本書状の三倍、料金の三倍ですね、の書状ということにつきましては独占領域が留保されているということとございす。

また、米国の制度についての御質問でございす。また、米国の制度につきましては郵便事業はUSPSという国の機関が実施しているというふうな状況でございまして、それから民間参入の可能な範囲は極めて緊急性の高い書状等に限定されているというものでございす。確かに、独特の制度は郵便受け箱の利用をUSPS以外に認めていないということとございまして、これは一九三四年に法制化されたものというふう聞いております。

この趣旨でございすけれども、これは最近の、一九九六年の米国会計検査報告書、いわゆるGAOの報告書の中で書いておりますけれども、一九三四年の法令の成立過程の目的は二つあると。一つは、公益企業が郵便料金を支払わず配達人に公共料金の請求書を郵便受け箱に配達させることから主に発生する郵便事業の収益の損失に歯止めを掛けることであると。もう一つは、郵便受け箱に投入される郵便物以外のものを削減することであると。罰金がこれに掛かるというふうなことになるかと。これは要するに、参入をいいますか、独占を大部分保障しておりますけれども、それを更に担保するためにこの郵便受け箱の利用を制限していると、そういう趣旨ではないかとこのように理解しております。

○伊藤基隆君 ユニバーサルサービスを維持するということの意味合いが具体的に物理的に取られているということではないかと思えます。

そこで、今回の信書便法案の最大のポイントは全面参入であります。先ほど指摘したように、海外諸国は部分参入という現実的方法を取っているもの、ユニバーサルサービスを国民に保障するためだというふうに考えます。我が国では、総理の全面参入という方針に対応して、大口から小口まで全面的に競争の効果とユニバーサルサービスの確保と両立をねらったのが今回の信書便法案であります。

ユニバーサルサービスの確保と競争の効果とを

両立するか否かは、参入事業者にどのようなルールを課すか、その条件設定次第であります。条件設定を誤れば、クリームスキミングを許すことになります。大口利用者のみ競争のメリットを享受して、小口利用者はユニバーサルサービスの崩壊という取り返しのでないデメリットを突き付けられることになるからであります。この点、本当に大丈夫なのか。競争が実質的に進展する中で、郵便事業はユニバーサルサービスを本当に維持できるんだらうか、また一般信書便事業者のクリアすべき条件は本当にユニバーサルサービスに値するものなのか、クリームスキミングを許容してしまふものではないのかという心配があるわけであります。

今後の省令等の制定をどう進めるのか、重大なことなので、きちんとこの考え方を述べていただきたいというふうに思います。私としては確認という意味でお聞きしたいというふうに思います。

○政府参考人(團宏明君) お答えいたします。

競争、全面参入に当たって条件を付ける、クリームスキミングを許さない条件であるということとを前提に制度を作っております。

その具体的な表は、第九条におきまして、事業に参入される場合の許可の条件として、まず大きくクリームスキミングは認めないということを決めているわけでございす。もちろん通信の秘密等の問題がベースにございすけれども、事業として申しますと、九条の二項でございすけれども、事業の計画が全国の区域において引き受け、かつ配達をする計画がしっかりしていると。

その具体的な内容としては、先ほどから議論がございすように、だれもが簡易に差し出すことができるというふうなポストの設置等を行うと。具体的なことは省令というようにしてございすけれども、この考え方はございすので、全国において差し出しができる。それからもう一項ございすますが、これは、配達につきましては、これも全国におきまして一週間に六日以上配達ができる。

こういうものを確認した上で参入を認めるということ、ひとつこのクリームスキミングを担保しているというものがございいます。

それからもう一面、十六条では料金を規定してございませうけれども、これはいわゆる重量が二十五グラム以下のもに係る料金の額ということで、一番安い料金につきましては、これは要するに日本郵政公社が行います料金と同レベル以下にするというふうなことで書いてございいます。

要は、クリームスキミングの形態としていいますと、一つは地域的に全国で行わないで収益の上がる地域だけ行うという要素と、それからもう一つは大口のみを扱いまして小口を行わないと。そういうことによりまして、二つのおそれがありますので、この二つの、一つの許可条件における全国のサービス義務と、それから二つ目に料金においてこのサービスを一般の方も使えるようなものにしていく、その二つの大きな要素によりましてクリームスキミングを防止するということ、これは基本は法律で書いてございしますので、もちろん、その法律に従った細部は省令で決めさせていただきます。それに当たりまして、いろいろパブリックコメント等を求めまして、透明な手続でこれを決めていくということにしたいというふうに考えているものでございいます。

○伊藤基隆君 信書便法案の参入者に対するユニバーサルサービスの義務を課す、そのための具体的な条件というものを提示すると。しかし、そういうユニバーサルサービス条件を守らなければ全面参入できないということ自体が、世界的には冒險的に取られているわけですね。果たしてそんなことでユニバーサルサービスは守り切れるのか、守る意思があるのか。又は、そのことによつて二つのユニバーサルサービス、三つのユニバーサルサービスができることの問題などもあるかというふうな思っております。

さて、私はここでドイツの民営化問題ということと少し取り上げてみたいと思います。
ドイツの郵政改革が大変、昨年暮れ辺りから話

題となってきました。ドイツ・ポストの総裁や元郵便電信大臣が来日してシンポジウムが開かれるなど注目を集めました。ドイツでは、やれ民営化されたとか、多国籍企業となつて大胆な企業買収を行つて華々しい活躍をしているなど、表面的、形式的な点が注目されて、やや本質的な議論に欠けていたように思われます。

【委員長退席、理事景山俊太郎君着席】

ドイツの動きは、EU統合と東西ドイツの統一という大きな流れとは無関係には理解できないのではないのでしょうか。

EU統合により、従来国営で行われていたEU加盟各国の郵政事業は、EU域内へ活動範囲を広げるために、時期を同じくして経営形態を変えさせた。各国は、テレコムと郵便会社等に分けて、国境を越えた競争に入らざるを得なかったわけでありました。ドイツは、ドイツ・テレコムとドイツ・ポストを世界のナンバーワン企業に育てることを戦略としていたようでありました。ドイツ・ポストには独占領域を残し、積極的な企業買収も許したのであります。

我が国がドイツが置かれたような国際環境にあるのだろうかと考えれば、また別ではないだろうかと思ひます。

郵便事業を世界的な視野でどう位置付けるのか、我が国の国家戦略、郵便事業に関するこのグローバル化した中で国家戦略というものをどのように考えているか、まずお伺いしたいと思ひます。

○副大臣(佐田玄一郎君) 先生今おっしゃられましたとおりでありまして、ドイツではEU統合ということがあります。そういう言うならば特殊事情の中で、EUの各国の郵便事業が、先生も今おっしゃられましたように、国境を越えまして大変な競争状態に入っていると、こういうふうなことでありまして、ドイツ・ポストにつきましても、経営の自由度を付与する必要性から特殊会社化したということも聞いておるわけでありまして、ただ、我が国におきましてはそういう事情とは

ちよつと異なりまして、ただ、国際的な動向もしつかりと踏まえながら我々もいろんな戦略を考えていかなければいけないと思ひます。また、国内におきましては、先生も御指摘ありましたように、まず第一に、基本的なユニバーサルサービスをしっかりと確保していく、こういうことが重要ではないかと、かように思つております。

また、郵政公社に對しましては、一定程度の、先ほどから申し上げておるのとおりで、自律的、彈力的経営を求めているところから、競争環境の中で国営としての節度を保ちつつ、つまり先ほどの出資なんかも含めまして、そういう節度をしっかりと守りながら、切磋琢磨しながら料金サービスの面においても国際的に遜色のない、国際競争ができるような状況の中で進展をしていきたい。また、他国との、郵便事業体との提携等も含めて、国際的な活躍をこれからもいろいろと計画をしていきたいと、こういうふうな思つております。

○伊藤基隆君 次に、ドイツ・ポストとポストバンクの関係について少し触れたいと思ひます。

ドイツにはシュパールカッセという、自治体銀行というふうな一般的には訳しておりますが、という制度があります。これは、分権国家ドイツの地方自治体、地方政府というものの財政・経済基盤を形成するための資金の供給、資金を集め資金を供給するという組織で、ブントスバンクというのもあつて、その業務を取り仕切っていると。街角に一杯シュパールカッセの支店、出張所というか店舗があります。これは我が国の郵便貯金と非常に酷似しているところがあります。ただ、我が国の郵便貯金が地方自治体の分権を成立させるためにその力となるということにはまだなり得ておりませんけれども、そういうシュパールカッセがあると。その中における郵便貯金であります。

かつてドイツでは、電気通信、郵便、郵便貯金の三事業は一括してDBP、ドイツ・ブントスポストと称される、正に一体的に営まれてまいりました。電気通信の黒字で郵便の赤字を賄うという

どんぶり勘定の運営が行われていたわけでありました。

EU統合を契機に、電気通信部門をドイツ・テレコムとして戦略的に独立させる必要が生じまして、一九八九年に独立の公社化、一九九五年から二段階で株式会社化を行ったのであります。郵便も郵便貯金も独立の事業として戦略展開が議論され、実際、郵便貯金、すなわちポストバンクは、郵便局以外の店舗を持ってドイツ銀行などとの合併話まで話題となりましたが、結局は三年前にドイツ・ポストがドイツ・バンクの全株を保有することになりました。郵便と郵便貯金は一体の形に戻りました。ドイツ・ポストとポストバンクの経過は、我が国の郵政事業を考えた上でも意味のあるものだと考えております。

さて、ドイツと比べて事情が異なるとすれば、我が国ではポストバンク以上に郵貯の比重が大きいのという、ドイツのシュパールカッセに比較したわけでありまして、それだけに郵便事業にとつての意味も重ければ、郵貯自体の議論も多々あるわけでありまして。

さて、郵貯について、その使命は歴史的に終了したとか、単純に縮小、廃止をすべきだという議論があるようであります。私は、かつて議員になる前に第三次行革審の専門委員をやつておりましたが、そこに来た銀行協会、当時は第一勧銀の頭取、奥田さんがやつておりましたが、郵便貯金に對する考えは縮小し廃止せよでありました。民営化ということではございませぬ。一貫して民営化を主張しているように皆さんが思つておりますけれども、銀行は郵便貯金を縮小してなるべく早く廃止せよというのが主張であつたかというふうな思つております。

さて、私はかなり何というか無責任な意見、議論というふうな考へるわけですが、日本経済そのものがどのような主眼なんじゃないかと思ひます。マクロ経済の短期的な貯蓄投資バランスの議論から単純に貯蓄罪悪のような議論を展開する人

も中にはございますが、これは大変問題だと思ひます。個人貯蓄は人々が自己責任を全うしつつ生活の向上を図る上で不可欠なものでありまして、財政の負担を軽くしながら活力ある経済社会を作る基本だと思ひます。

そこで、私は本会議でもこのことについて触れましたけれども、国民経済の長期的な発展のために貯蓄が持つ役割についてまずどのように認識しているか、そのことについてお伺いしたいと思ひます。

○大臣政務官(山内俊夫君) 確かに伊藤先生御質問がありましたように、郵政公社化の四法案に対する本会議の質疑の中で総理もお答えになつておられております。その中身について、私も個人的には全くこの点については総理と意見は一致するところであります。

ちなみに、我が国の貯蓄率を見ても、国際的には比較的高い水準にありますが、二〇〇一年には一〇・五%、そして一九八四年の一九%から見ると確かに最近減少傾向を示しております。OECD加盟国の中で比較いたしますと、一九八四年には、データ把握可能な十九か国中、これはポルトガルとかイタリアに次いで日本は第三位でございました。そして、二〇〇一年には、フランス、チェコ、ベルギー、韓国等に次いで二十か国中の第八位、かなり減少傾向をいたしております。

そこで、日本人の貯蓄目的というのは、これ十年間のいろんなデータによりますと、これは三大要素がございまして、病気や不時の災害への備えとか、そして老後の生活資金、子供の教育資金、こういった三つの大きな要素がございます。将来に備えるための最も基本的な自助努力の手段となつておりまして、国民経済の発展や豊かな国民生活の実現にとっては非常に有意義なことであるとは私は認識をいたしております。

ですから、貯蓄と消費はもうともに国民生活の重要な要素でございまして、両者のバランスが保たれてこそ初めて豊かな生活が実現するものであ

ると、このように考えております。

○伊藤基隆君 私、「勤儉貯蓄を奨励する歌」という本を発行しましたら、何か戦前の富国強兵に戻つたのかというような批判もありましたが、実は国の基といましようか、生活の基になるというところを原点としていかなきゃならないということを中心としたわけでございます。

さて、そもそも大量の国債発行がなされている危機的な我が国の状況ということとをずつと言われたいと思ひますが、そうであるがら国債価格が一定程度維持されているのはどうしてかと。国内の貯蓄の厚みがあつて、これが国債を直接、間接に保有しているからなのではないだろうかと思ひます。この点は、我が国でのこのことに対する認識のレベルは低いように思ひます。米回国債が日本の資金で購入されていることをアメリカ国民、アメリカ自身がよく認識していることと比べて、意外なほどでございまして。かつて橋本総理がアメリカへ行つて、米回国債を売りに出したいと思ひながら、どういふ冗談を言つたら大騒ぎになつたという、そういう逸話がございまして、それでございます。

(理事 景山俊太郎君退席、委員長着席)

郵貯資金はマクロ的に我が国金融経済を支えているのではないのでしょうか。そのあるべき姿については様々な主張があることは否定しませんが、けれども、金融経済の実態認識に基づけば、そういうこともなかなか言い切れないんじゃないかというふうにも思われるような意見も数多く聞かれます。特に、国債の大量発行が続く我が国の中で幾つかの問題点があるわけでありまして、郵貯資金を急激に減らすような主張を実は経済同友会が行つてきたと聞いております。このことは事実でしようか。それはどのような内容なのか。国債市場や金融経済に与える影響についてどのように分析されているのか。経済同友会の発想と発言となれば重大問題でありますので、このことの事実関係と認識をお聞きしたいと思ひます。

また、郵便貯金については常に増加するようない印象が持たれておつて、その点、そういう向きか

らの批判というのが出ておる、ずつと続いておるわけですが、そういう時代はもう終わったんじゃないかと私は思つています。むしろ今後は、金利上昇期を展望しますと、郵貯は確実に縮小していくという見通しを私は持つています。

総務省として、今後の郵貯の動きについてはどのように見ているのか、その辺についても併せてお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(田宏明君) お答えいたします。

まず、一点目の経済同友会の提言というものをちよつと調べさせていただきましたが、昨年九月に発表されておりました、ちよつと詳細な理解は、理解できないところもございまして、けれども、要点は、十二年度以降速やかに定額・定期貯金、郵便局の定額貯金の新規受入れを停止する、通常貯金等の限度額を二百万円に設定する、それから既存の定額・定期貯金は別勘定に移管しまして満期まで管理するということによつて郵貯を廃止するというような主張のようでございまして、それがどうかということ、詳しく分らないところがございますけれども、そういう中で、じゃこの郵貯が縮小した場合、廃止した場合、これが今御指摘の国債市場にどういふ影響があるか、それから具体的に金融経済にどういふいい影響、悪い影響があるかということについては、具体的なものは指摘がございせん。

現在、郵貯を管理している立場から申し上げますと、例えば定額・定期貯金の毎年の払戻しが年間二十兆兆から七十兆兆発生しているという現下の状況でございまして。新規の預入れ等を停止した場合にどういふ資金の手当てをどうするのかという点については、例えば財投側で貸出し債権を売却するのか、新規国債を発行するのか、あるいは国債を売却してどういふことになるのか、それが金融・資本市場にどういふ影響があるのか、こういうことは一切触れられておりませんので、ちよつとそういう答え、どういふことになるのかと、ちよつと想像付きにくいということでございます。

次に、郵貯の規模といふますか残高の關係でございましてけれども、これも既に発表してございまして、平成十二年度、十三年度合わせまして、定額貯金の集中満期がございましたので約二十兆円減少いたしております。対して、民間部門におきまして三十兆円を超える預金量の増加というように発生してございまして。

これは元々、平成二年、三年の高金利の時代の定額貯金のいわゆる元加利子分で郵貯の規模が大きくなつてきたということとでございまして、これが解消すればおのずからこの規模は小さくなつていくという制度の仕組みの問題がございまして。こういう趨勢はまだしばらく続くと考えておりました、平成十四年度におきましても約四兆円減少するんじゃないかというふうな見通しでございまして、今後大きく増加するという要素は少ないんじゃないかと。

逆に、先生御指摘のように、金利状況が変わりますと、あるいは民間の金融機関が健全で非常に競争が進んでまいりますと、これは今の異常な低金利状況は変わるわけでございまして、そういう場合には、むしろ郵貯にとっては全体的な規模は小さくなつていくというのが趨勢ではないかというふうな考えをしております。

○伊藤基隆君 私は、郵便貯金資金の地方還流政策というのを今から十数年前に立てまして、実は国会の御協力も得て法案化の案は作りまして、国会に提出すると直ちに粉碎された状況でありましたので提出はできませんでしたが、その後、郵政省において、非常にじりじりという感じでありまして、地方還流の政策を取つてまいりました。かつて官房副長官をやつた石原信雄さんが、群馬出身で、私も尊敬している先輩でありまして、石原さんが、今、総務省ができたということ、自治省と郵政省が一緒になつて郵便貯金資金の地方還流、地方分権を推進するために十分な活用が図られるようになるんじゃないかということ、を、辞任された直後にもそういうことを申されまして、なるほど、そういう見方もあるのかという

ふうに考えたところでありました。

地方の環境が大きく変わってきておりまして、地域のありようの変貌は著しいものがございます。特に、過疎化が行き着くところまで行き着いたんじゃないかと。超高齢化がそこで本格化しつつあって、地方都市の商店街も、津波のように押し寄せて自らの都合で引き揚げていった大型店舗のためにシャッター商店街というような状況になつております。

地方分権を推進するときにどうしても必要なのは財政基盤でございます。財政基盤が箱物行政に使われるような状況であつてはならないのであつて、それを地方の文化、経済、産業というようなものの活性化にどう資していくかというのが資金の、郵便貯金資金の地方還流というようなことを考えた発想の原点であります。ある意味では地方財投のような形かもしれませんが、財投が余り評判が良くないので余り使いたくないわけですが、発想時点ではそのように思っていました。

もちろん、これは郵便局ネットワークというものの力だけではできないわけで、地方自治体がどうそれに対応してくるかという問題とも絡んできておりますけれども、資金の地方還流を主張してきた立場からすれば、郵貯も簡易保険も一緒であります。今後そういうところに、日本の社会の言つてみれば基盤となるようなところの活力を発展させるというよりは維持するということやところで活用が生かされなきゃならないというふうなことを、今新たにまた考え直さなきゃならないと思つておるところであります。

そこで、現在、郵貯や簡保の資金がどのように地方で生かされているのか、現状について明らかにしていただきたいと思います。

○政府参考人(團宏明君) 郵貯・簡保資金の地方公共団体への資金運用でございますけれども、これは二つの方法がございます。一つは市場を通じて地方債の運用と、もう一つは、これは市場に出せない、資金調達力が弱い団体がございまして、こういう団体のための直接貸付けと、こうい

う二つのルートがございまして、これは今、委員のお話ありましたように、平成十三年の財投改革ということに伴ひまして、新たに郵貯資金も直接貸付けを開始するということになった次第でございます。

運用の実績でございますけれども、郵貯、十三年度末というところの数字になりますが、郵貯資金につきましては地方債の市場運用に約九兆九千億円も出しております。直接貸付けにつきましては百八十六団体に対して二百二十億円と少のうございまして、これは十三年度から始めたばかりでございます。少額となつておりますけれども、年度を超えまして、起債が集中しております。十四年度の五月になりますと約七千四百億円というところで、対象が千六百九十三団体に貸付けを実施しております。順調に実施されているというふうなことを考えております。

簡保資金は、これはかねてから地方への運用をやつておりましたので、地方債の市場運用につきましては同じ十三年度末で約七兆二千億円、直接貸付けにつきましては三千二百九十一団体に對しまして十八兆四千億円というふうなことになると思つております。

こういう運用によりまして、地方公共団体におかれましては、学校や公園、公営住宅の建設、公園や下水道の整備などの資金の融資ということになりまして、地域社会の発展や住民福祉の増進に貢献していると思ひます。地方財政の一つの柱になつていふにふに考えております。

なお、公社化後も現在の制度は変わりませんので、この制度の趣旨を生かす形で資金を地方公共団体にも運用していくというふうなことになるものと考えておまして、引き続き地域の貢献にも役割を果たしていけるものというふうな認識しております。

○伊藤基隆君 さて、私は、ここで国際的な郵便の競争という点について、時間がないので多く触れるわけにいきませんが、少しお聞きしたいと思います。

郵便分野での国際的な競争、これはアメリカとヨーロッパの間ではそれぞれの国の事業者が入り乱れて激しい競争が繰り広げられております。日本における小型パッケージ輸送業がアメリカのビジネス郵便又は小型パッケージ輸送の大手との業務提携が行われておりますが、一方的にアメリカが日本に進出してきている。日本からアメリカに進出、行っているケースは少ないんじゃないかと思ひます。

そこで、私は、将来というか、現在もそうなんです。アジアにおけるビジネス郵便、国際ビジネス郵便又はパッケージの輸送というものの競争は、言わばこれからの正にミルクとバターが流れる地域と、ソウルからシンガポールはそういう地域じゃないかというふうな思ひます。

最近、中国政府が大変な警戒をしているようでありまして、私もアジアの郵便労働組合と労働組合の役員時代交流しまして、アメリカからの郵便事業ないしはビジネス郵便への進出ということについて、もし中国大陸が沿岸地での進出を許せばアジアのビジネス郵便は一気にアメリカに制圧されるという危機感から、そのことをずっと問題提起し続けてまいりました。

クリムスキミングが起こることの恐ろしさは、東京にアメリカが来たときであります。アメリカはそういうことを東京で地歩を築きながらアジアのビジネス郵便展開をするんじゃないかというのをずっと恐れております。恐れているという事は、日本の郵便、アジア各国の郵便が崩壊するという危機感を同時に感ずるからであります。

さて、今の事業庁とか総務省とか、皆さんはどのようにそのことを考えているのか。私の言っていることが杞憂に属するなら結構でございますけれども、その辺の認識を少しお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(團宏明君) 御指摘の国際競争という関係でございます。

これは、先ほどメール便の話にもございますが

れども、物流の世界ではかなり国際進出がされておまして、日本でも欧米系の事業者が事業をやつていふふうなことでございまして、日本の一部の事業者もアメリカでビジネスを始めていふことがございます。

先般、中国の国家郵政局長という方が一月ほど前に見えましたが、やはり中国におきましては、これは論争があるようでございますけれども、やはり法律に反しているような事業を海外の事業者が行つていふと、これについては非常に危機感を持つていふふうな話がございました。

こういう信書ないし物流の世界というのは、基本的に地場の産業でございますけれども、現地の労働力を生かしますと、これは海外の経営も可能というふうなことになると思ひます。国際的な物流とも増えまいりますので、一つはやはり特にアジア、そのときに中国の国家郵政局長もおっしゃつていましたけれども、やっぱりアジアで少しアライアンスを組んで、アジアペースの提携というのを進めていこうという話をされておまして、旧郵政省の時代から日本と中国、韓国という三国のいろんな協議もやつておりますので、やはり単に防衛的なことではなくて、やはり物流の新しい世界をこういう郵便事業者が連携して進めていくという前向きの対策がやっぱり必要じゃないかと。

それから、欧米系につきましても、単純な競争とか市場の奪い合いということじゃなくて、やはり提携していくというふうなことも必要じゃないかというふうなことで考えております。

いづれにしても、アジアの市場というのは、郵便物、郵便でいいますと、日本の引受け物数というのの世界第三位でございます。やはりそういう面から魅力のある市場という考え方もできますので……

○伊藤基隆君 答弁短くしてください。

○政府参考人(團宏明君) はい、失礼しました。アジアを中心に提携を進めてまいりたいというふうな考えております。

○伊藤基隆君 先ほど、地方郵政局の問題が議論されておりました。やり取りを聞いていて、私も同感でございましたが、もう一つ、特定局の問題についてお聞きします。

私は、特定局の実質的な改革を求めなきゃならないと思っています。制度をどういじるかということは大変な問題でありますから、それはまずおいておいても、まずは人事の透明性を高めることだと思っています。特定局の優れた職員が頑張つても特定局長になれないようではおかしいと。

人材登用の面で特定局改革をどうするのか、このことについてお聞かせいただきたい、端的に回答えたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 特定郵便局は、明治の郵便事業、郵政事業創業以来、地域に密着し、郵便局ネットワークの主要な担い手として私は機能してきたと、このように思います。

できたときのいろんないきさつもあるものですが、例えば人事の透明度が低いとか、いろんな議論がありましたが、だんだんこれも改善されてきておりまして、今は広く人材を求めて、部内、部外からと、こういうことでございしますが、相変わらず部内が八割、部外が約二割と、こういうことでございまして、特定郵便局職員からの任用は部内任用の約七割強でございしますが、いずれにせよ私は選考がいいと思いますけれども、選考にいたしましたしても、今、伊藤委員が言われるように透明度は高めていく、透明性はしっかりと確保していくと、こういうふうと考えております。

○伊藤基隆君 最後に、大臣の決意をお伺いして質問を終わります。

問題は、公社が正式に発足する前から公社の廃止を前提にするような議論が行われていることであります。現場のモラルに係る重大なことであります。郵政事業の将来の姿を大所高所から常に検討すること自体は否定しませんが、形にとらわれた議論は有害無益ということに思えます。

いかなる機能をどれほど効果的、効率的に達成できるかという観点から公社をきちんと評価していくことが大切だと思っています。国民がよい公社を作ってくれたというふうに見えるようにならなきゃならないというふうには私は思います。

大臣の決意を最後にお伺いしまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(片山虎之助君) 本間に世間は公社化と民営化をこつちやにしている人が大勢おりまして、私も時々地方に出掛けましたらそういう質問を受けるんですが、公社化だということを強く言っておりますが、この公社を、百三十一一年ぶりの大改革をしつかりやって実績を見てもらって、その上での評価だと、この私も考えております。今後ともそういうことについての国民の皆さんの意識をそういうふうな、啓蒙と言つたらちよつと語弊がございしますが、そういうふうに我々もPRを努力してまいりたいと思っております。

○伊藤基隆君 ありがとうございます。

○委員長(田村公平君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時開会

○委員長(田村公平君) ただいまから総務委員会を再開いたします。

この際、理事の辞任についてお諮りいたします。

伊藤基隆君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(田村公平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田村公平君) 休憩前に引き続き、日本郵政公社法案、日本郵政公社法施行法案、民間事業

業者による信書の送達に関する法律案、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、以上四案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

前回に引き続きまして、若干質問をさせていた

きたいと思います。今回、公社化をするということで、今まで郵政事業は独立採算制の下で郵政事業特別会計によって経理が行われていたわけでございますが、今回は企業会計原則を導入することになっていくわけでありますが、今までのこの特別会計の方式と今回の企業会計原則、この違いというものを一般人にも分かりやすく説明をしていただきたいと思

○政府参考人(野村卓君) お答えいたします。

従来から郵政事業につきましても企業会計原則といいますが、企業会計的な発生主義で経理しているわけでございすけれども、いわゆる企業会計原則とは異なる部分もございすので、公社化に合わせまして企業会計原則を全面的に取り入れるということにいたしましたけれども、

具体的には、例えば職員の超勤手当でございますけれども、三月分の超勤手当につきましては四月の経費で払うというのが、現在そういう仕組みでやっているとございすけれども、年度間の経理の公正性といいますが、正確性からいいますと、やはり三月の超勤は三月の費用として立てるといふことで、三月分の未払費用という形で今回計上することになります。

それから、郵便で郵便後納という後払いの制度がございす。これにつきましても、例えば三月に郵便を引き受けまして、郵便は処理しているけれども収入は四月に入るといふのがございす。これについてもやはり費用と収入との間を一致させるということで、三月分の未収金という形で経理することになります。

それから、郵便切手です。郵便切手につきましても、従来ですと、切手を売った時点で収入としてカウントしたわけでございすけれども、厳密に言いますと、切手を買ったけれども使わないと、まだ使っていないというのでもございすので、こういったものについては負債計上といひますか、前受金として処理するといふようなことをやります。

それから、もっと一番経費的に大きい問題といひましては、退職給付引当金と。従来、負債として計上しなかつたわけでございすけれども、企業会計原則ということで、将来費用というものをきちんと計上しなさいということになりましたので、こういった退職給付引当金のような引当金を今回計上するようになったといふようなことが主な変更点でございす。

○魚住裕一郎君 今まで特別会計であつたものが、予算であつたわけですから、予算といふと何というんですかね、年度があつて年度内に使ひ切るといふような発想があつたのではないかなといふふうに思ひましてございす。そういう発想を大きく変えていかなきゃいけないと思ひますが、この点の措置はどのようにお考えでしようか。

○政府参考人(松井浩君) お答え申し上げます。

予算はその使う権限のような形で今位置づけられておりますから、どうしても余るともつたないから使つてしまふといふことで、いろんな御批判があつたところでございす。厳密に申しますと、今の郵政事業特別会計でも独立採算の事業でございすので、その経営の観点から申し上げるならば経費節減の徹底に努めるのは当然でございまして、年度末におきましても、予算の執行状況を点検して、その残額については真に欠くことのできない経費以外は節減するように指導しているのが現状でございす。今後、郵政公社におきまして、予算主義でなく決算主義といふことに移行しますから、そうなりますとこの事業財政の健全化のために増収努力とともに経費節減とい

うのが至上命題になりますので、引き続きこの現場責任者を含め指導してまいる所存でございます。

○魚住裕一郎君 企業会計原則というふうになりますと、この間法案を処理いたしましたけれども、連結決算ということになっていくと思うんですが、郵政事業、郵便事業に関して関連企業というのが結構あると思うんですね。例えば、日本郵便通送というんですか、あるいはトキワ印刷とか関東ロジスコとか、いろいろあると思いますけれども、その範囲をどこまでお考えなのか、その基準についてお示しをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(野村卓君) 先生御案内のように、企業会計原則を採用することでございますまして、連結財務諸表の作成につきましても一般企業と同様に連結財務諸表原則に従ひまして、いわゆる実質的支配力基準によりまして子会社を判定しまして、連結財務諸表を作成、開示することを予定しております。

そこで、今御案内の、先生の御質問の、じゃ具体的にどの企業を連結させるかという問題でございますけれども、これについては、今後公認会計士等の会計の専門家と相談いたしまして、客観的で公正な判断基準の下に定めてまいりたいというふうな考えをいただきたいと思います。

○魚住裕一郎君 これから考えていくということでございますけれども、やはりその辺、ファミリー企業みたいな言われ方しないように透明性のあるものにしていただきたいというふうな思いがあります。

続きまして自己資本なんですけれども、いろいろ質疑の中でもありました、一・九兆円というふうな試算をされていることとございましてけれども、これは事業規模から考えると余りにも過剰だと思ひます。衆議院の修正案の提案者からも、自己資本については十兆円程度が適当ではないかというふうなお話もございましたけれども、総務省としてはどのようにこの点をお考えなのか、お示しをいただきたい。

○国務大臣(片山虎之助君) この資本金の話でございますけれども、一兆九千億円というのは、公社化研究会の財務会計プロジェクトチームの方の御指摘でございますが、今は国ですからそういう資本金的なものは必要ございませんけれども、やっぱり国とは違う国営公社になる以上、いろいろなリスクを勘案しての資本金的なものが必要だと我々も考えております。

ただ、それをどのぐらいか、公社、国営公社は支払保証があるものですから、そのところがいろいろ意見が出るわけでありまして、衆議院の方で御修正も賜りましたので、まず国庫納付金についての修正の中で、経営の健全性の確保に必要な基準額とはかくそれは押さえろと。それを超えた増加分については一定の基準で納付金にする。まず押さえるべきものの基準額ということですが、具体的には政令なんですね、政令で決めます。

そこで、いろんな今検討いたしておりますが、八代議員は、二百五十兆の郵貯があるから、簡保はちよつと置いて、郵貯だけ考えたら十兆円ぐらいと。簡保も入れれば更に五兆とか六兆とかと、こういうことになるんじゃないかと、ひとついろんな有識者の方の御意見も聞きながら、また将来の公社の損益の状況、資産、負債の状況など、経営状況全般を見ながらこの基準額というのを決めてまいりたいと、こう思っております。今、いろんな御意見を参考にさせていただいて、こういう段階でございまして、もうしばらく御検討の時間をいただきたいと思います。

○魚住裕一郎君 この公社化に関する研究会の中間報告では、政府からの追加出資という項目があつたと思うんですが、今回の法律案では追加出資条項がございせん。これはどういふような理由からなんですか。

○政府参考人(野村卓君) 先生おっしゃるようには、公社化研究会の報告書では追加出資の規定を置いていたわけでございますけれども、今回、法律の中でその規定を置いておりません。

その理由は、郵政事業のサービス提供に必要な施設設備、その他財産の一切を承継して公社を作るといふことでございまして、現時点において具体的な追加出資の必要性は想定されておられないので、追加出資の規定は置かなかつたということでございます。

○魚住裕一郎君 今度は事業に公社が出資をするという、衆議院の方で修正加えられてきた事柄でございまして、いろいろな事業に出資をする、そういう郵便事業に密接に関連する事業なんです、この出資を行うための手順、あるいは出資する場合の基準というものをどのように考えておられるのか、お示しをください。

○政府参考人(野村卓君) 今回、衆議院の方で修正で出資の規定が置かれたわけでございましてけれども、出資については要件が厳格に規定されておまして、具体的に公社が出資するに当たつて次の手続を経る必要があると考えております。

一つは、政府において出資対象事業を政令にきちつと規定すると。二つ目といたしまして、具体的な出資案件につきまして、公社が理事会において意思決定し、総務省に認可申請すると、総務大臣は財務大臣と協議の上で申請を認可すると。こういう手続を受けて初めて公社が出資できるという形になるわけでございまして、じゃ、総務大臣が認可するとき、どんな考え方でやるんだということとございまして、出資対象事業が政令に規定する範囲にあるかどうかのチェックをまずやります。その後、公社の業務の効率化やサービスの向上に資するものかどうか、こういった観点から内容をチェックいたしまして、法律に従ひまして個別に出資案件等について検討の上、認可するという形になりまして、先生おっしゃるような基準的なものがあるわけじゃなくて、そういった出資することが業務の効率化やサービス向上に資するかどうかということ等を判断しながら総務大臣の方で認可することとございまして。

○魚住裕一郎君 先ほども出ておりましたけれども、民間でできることは民間でという話があります。この考え方と出資条項のバランスをどのように考えたらいんだらうか。

先ほど連結の関係でいろんな企業名出しましたけれども、そういう郵便通送とか、そういうものだけではなくして、例えば郵便局の設計会社であるとか、あるいは郵便局の建設会社とかいろいろありますね、そういうところは出資できるのか。あるいは、これはもう建設会社なんというのがある意味じゃ正に民間の部門だからどうかのなというふうな考えるんですが、その辺の民業圧迫という観点から見て、その基準というかバランスをどのように考えておられるのか、お示しをください。

○副大臣(佐田玄一郎君) 先生の言われるように民間にできることは民間でやると。そしてまた、民業圧迫にならないように基本的にこれはもうとにかく密接不可分な事業、先ほども申し上げましたけれども、発送準備であるとか、車が動いているところのチェックであるとか、位置チェックであるとか、こういうことのできる会社を規定していきたい。

その一つの方向でありますけれども、これは基本的には当然のことでありまして、総務大臣が財務大臣に協議をした結果、認可をする、こういうことでもありまして、基本的にもうそういう意味におきましては本当に密接なものに対しての要するに認可と、こういうことでありますけれども、これは今後検討をして政令で定めていくと、こういうことでありますので、先生の御趣旨も踏まえながら、今の建築の話やら建設の話がありましたけれども、その辺もこれはどうかということもこれから今後課題として議論をしていきたい。

また、これは附帯決議にも書かれていますこととありまして、「公社が出資を行う際には、その対象範囲・規模等について国営事業としての節度に留意し、透明性の確保に努めること。」と、こういうことでありますので、今後議論の中で検討してい

きたいと、かように思っております。

○魚住裕一郎君 公社化は一つの観点はこの経営の自由度を高めるということもあるもので、やら、やっぱりそこも大事にしてあげないといけないというふうなところまでございまして、結構難しい問題があるのかもしれない。

ただ、いろんな民間企業に出資をして子会社とか作っていくと、今まで特殊法人改革等で議論してよく上がったのは、例えば日本道路公団、公団道路公団のように、一杯関連企業があつて、道路公団は赤字なんだけれども、周りはみんな黒、真つ黒黒という、そういうようなやり方は、公社肥大化といえますか、そういうようなこともやっぱり気を付けなきゃいけないというふうなところまでございまして、やはりそのような二の舞にならないように規律確保は是非必要だと思ひますが、その点いかがでございましょうか。

○副大臣(佐田玄一郎君) 出資につきまして、先生、これは一番大事な大きな要素なんですけれども、ユニバーサルサービスを守らなくちゃいかぬ、そういう中におきまして、ある程度の自由度を持つてやるという観点からやるということが一方にあつて、もう一つの方は民間の圧迫にならないようにしていく、そしてまた立ち入ったところに余り出資をしない、そういうことでありますから、今道路公団のお話がありましたが、道路公団の場合非常に危険なところで、また例えば道路の維持であるとか高速道路の維持なんかにありますと非常に危ない仕事になるわけですね。そういう経過なんかも踏まえて、ただ広げ過ぎたという悪い部分もあるわけですから、そういうところも含めてしっかりとこれから検討して、基本的には事業の密接不可分の事業に出資していく、そしてその自由度を高めながらユニバーサルサービスを守っていく、こういう原点を常に忘れずにやっていきたい、こういうふうな思つております。

○魚住裕一郎君 次に、優遇措置ということについてお聞きしたいと思います。

前回の質問に同僚議員から出ていたと思ひますが、なかなか郵政事業に対して優遇措置が取られている、そういうことで、あのときはたしか税金関係についての質問があつたと思ひます。

先月の二十四日の新聞に、アクアラインの海ほたるに行く配送の通行料が郵便局だけがフリーというのが大々的に出ていたわけですが、業者としてはこれじゃ不利だと、こういうような記事だったわけですが、アクアライン自体高いという議論もあるんですが、郵便局だけが料金がないというこのようございまして、郵便事業に関する優遇措置としてはどういふものがあるか、お示しをください。

○政府参考人(松井浩君) 郵便事業に対する優遇措置について御指摘でございすけれども、郵便事業はユニバーサルサービスとしての性格、つまり公共性の観点から料金が免除されているものがございます。例えば、有料道路の通行料金につきましては、郵便局同士の輸送に使用する車両については支払っておりません。しかし、道路の沿道と有料道路の沿道、それからあるいは近傍において郵便物を取り集めたり、あるいは配達するために使用する車両、その郵便局近辺の方のための、そういったものの車両につきましては免除されているところでございます。

現在、こういった免除を受けて郵便物の集配を行っている有料道路が、先生御指摘の東京湾アクアラインを含めまして全国で十九か所ございす。例えば比叡山ドライブウェイだとかいろいろございす、十九ございす。そのほかには有料道路の無料だと、これは警察とか地方公共団体だとか、ほかの公共的な性格のものには皆同じなんですけれども、そういう一緒の並びでございす。

そのほかに、郵便差出箱、ポストを道路に設置する場合は、その道路法等の規定によりまして、道路占用の占用料は徴取されないことになっております。ほかに申し上げますと、郵便法に海損の分担の

免除の規定がございすし、検査の優先の規定もございす。また、郵便物運送委託法では、船舶や航空輸送における優先取扱いといった規定が法律上ございす。

○魚住裕一郎君 道路の問題、通行料の問題は理解しやすいということで例を出したんですけれども、じゃ、これ民間参入になった場合にどんなになるのかなということも当然思うところでございす。この有料道路、民間参入後のあるいは公社化後の姿はどういうふうな考えているか、御答弁をお願いいたします。

○副大臣(佐田玄一郎君) 今、先生が言われたんでありすけれども、要するに信書便、信書運ぶものからできるだけ事業者と公社を差をできるだけなくしていきたい、こういうことは原点で考えております。例えば都市公園に信書便の差出箱、ポストですね、設置することを可能にした、各省市に對しても法律的に同等に扱ひができるように法改正をこれからしていきたい、かように思つております。

ただ、やはり公社と民間法人の信書便事業者としての法的性格がちよつと異なるものですから、そういう中におきまして、業務内容においても必須に提供すべき業務の範囲に差があり、例えば三種、四種なんかの政策料金、こういう義務付けなんかもありまして、またユニバーサルサービスの義務付けであるとかそういうところにも差があるものですから、できるだけ平等にはしていきたいですけれども、そういうところで御理解をいただいていきたい、こういうふうな思つております。

○魚住裕一郎君 続きまして、先ほど伊藤理事からもお話がございました国際郵便についてお聞きをしたいと思ひます。

万国郵便条約で言うところでは書状とはがきというふうになつてゐるようございす、書状と信書の関係はどのように整理すればよろしいんでしょうか。

○政府参考人(團宏明君) お尋ねの万国郵便条約

における書状の規定の関係でございす、この条約におきましては、提供するサービスの内容として通常郵便物と小包郵便物が規定されておまして、通常郵便物を内容によりまして書状、郵便はがき、印刷物、点字郵便物、小包包装物に種別が分けられております。ここで言う書状につきまは、郵便はがきというものを含んでおりませんので、郵便法で言つております信書とは信書のうちの言わば第一種郵便物に相当するんじゃないかなというふうなものというふうな考えております。

一方、信書、今いろいろ定義も置きました信書につきましては、条約に規定は置かれておりませんけれども、書状又は郵便はがきでなければ差し出すことができないというものとあるとしておりまして、その内容につきましては、ちよつと読みますと、現実のかつ対人的な通信の性質を有する書類というようなことを言つておりまして、こういうものにつきましては書状又は郵便はがきとして以外には取り扱ひすることができないと言つております。これが今回定義をいたしました信書の定義とそれから扱いに近いものというふうな考えている次第でございす。

○魚住裕一郎君 国際郵便については万国郵便条約というんです、各加盟国の協力体制の下で、この条約に基づいて全世界的なユニバーサルサービスというふうな形になつておりますが、この国際郵便につきまして、来年の公社化以後、どのような取扱いになるのございすでしょうか。

○副大臣(佐田玄一郎君) 国際郵便につきましては、これは万国郵便条約におきましてこれを締結しまして、中身は、例えば通常郵便物や小包郵便物に関する料金であるとか賠償金であるとか取扱ひ方法等を定めておりまして、国としてこれを適切に履行していくと、こういう義務もこれは発生をしておるわけでありまして、我が国では、これまで国である総務省、郵政事業庁が国際郵便の業務を実施してきたところでありすけれども、公社化に伴つて郵便事業の実施機能が国とは法人格

の異なる日本郵政公社へ移行することになるので、こうした国としての責務は適切に実施していく観点から、公社化後は公社に義務として国際郵便を履行させていく所存であります。

○魚住裕一郎君 国内において一般信書便事業あるいは特定信書便事業という形で参入する民間企業も出てくると思うんですが、そういう企業がこの国際間の信書送達に参入する場合、どういう形態で参入することになるんでしょうか。

○副大臣(佐田玄一郎君) 言うまでもありませんけれども、今回は一般信書便事業と特定信書便事業があるわけでありまして、これらの事業形態の類型の中で、国際間の信書便サービスは一般信書便事業者は全国サービス義務付けられている一般信書便業務以外の業務として任意に提供しまして、特定信書便事業者は急送便、例えばフェデックスであるとかDHLのような付加価値の高いサービスを提供できることとしておりまして、要するにこれは任意であるということが大事なわけでありまして、条約で結んでおるのは公社でありますから、任意でこれを行っていくと。

そしてまた、なお国際郵便業務を規定する条約としまして郵便条約がありますけれども、この条約による国際郵便については、国としての責務を適切に実施していく観点から、公社化後は公社に義務として履行されることとしておりまして、信書便事業者が行う信書の送達はこの条約による国際郵便とは異なるものとして提供されることとなるわけでありまして、公社の方はこれは条約でやると、それで事業者の方はそれは定款を決めて、要するに自由化している国との契約の中でやっていくと、こういうことであります。

○魚住裕一郎君 そうしますと、特に特定サービス型であれば、急送便、東京都二十三区内とニューヨークだけと、そういうことは可能だということですか。

○副大臣(佐田玄一郎君) ですから、事業者の場合は、例えば相手の国が要するに自由化されている場合、独占じゃなくて自由化されている場合、

その場合はこれは大丈夫でありますけれども、そうでない場合はこれはできないと、こういうことになるわけでありまして。

○魚住裕一郎君 それでは、先ほども話しましたけれども、やはりそういうふうになってくると、逆に郵政公社としても海外進出というか、進出と言ったら変だな、国際的な競争にやっぱ勝つていかなきゃいけないだろうと思うんですね。

それで、ドイツのドイツ・ポストの話も出ましたけれども、フランスのラ・ポストもフェデックスと業務提携をしたりあるいはドイツDPDの株式を八五%を保有していたりと、いろんな、それは出資ですね、そういう形でやっているところでございしますが、今後の公社の国際戦略という、先ほどアジアを中心という話も出ましたけれども、もう一度、どのようにお考えなのか、お答えを下さい。

○副大臣(佐田玄一郎君) 国際郵便サービスの改善につきましては、国内郵便サービス同様、利用者サービスの向上のために様々な取組で、先ほども申し上げましたように、戦略を展開していきたいと、かように思っております。

具体的に申し上げますと、主力商品でありますEMS、これは国際スピード郵便といまして、かなりこれはスピードが速いやつでありますけれども、につきましても取扱国の拡大、追跡システム、接続国の拡大、タイムサーテンサービス、これは配達時間保証サービスの提供等によるサービスの改善を行っております。我が国の国際急送便市場の五割を超えるシェアを占めているところでありまして、これはかなり大きなものであります。EMSは信書も小包も一緒でありますから、その中で五割を占めていると、こういうような状況であるわけでありまして。

しかしながら、また相手国郵政庁の事情もありまして、EMSの取扱いが限られている。これは例えば相手国が契約ができない、ラ・ポストであるとか、ドイツなんかはもう既にDHLがありまして、そういうことで取扱いができないところ

もありまして、取扱重量の制限あること等の課題もあるところから、できるだけこういうものを戦略を持ってやっていきたいと。こうした課題を解決していくために、御指摘がありましたように、国際的な提携も一つの有効な方法である、提携をしていかなければならぬと。こういっていいかというところであります。

このため、現在、外国郵便事業者と国際的な連携も視野に入れた幅広の意見交換をしているところであります。

○魚住裕一郎君 次に、適正な送達の確保という観点からお聞きしたいと思うんですが、誤配の問題ですね。適正な選付、開封、棄却の手続、これは大事ななところだと思っておりますが、民間業者にもやっぱそういうようなことが必要かと思っておりますが、この担保についてどのような措置が取られているのか、お答えを下さい。

○政府参考人(園宏明君) 信書便事業者の誤配達等の場合の選付の御質問でございますが、これは信書便事業者は差出人が指定した受取人に信書を送達すると、これはこういう契約責任を負うわけでございますので、これは誤配達等によりましてこの受取人に送達できない状態が生じた場合には、これを引き取って正当な受取人に配達するということが当然の義務として課せられるというふうに考えております。

そこで、具体的な扱いでございますけれども、信書便法案におきまして、信書便約款をもちまして信書郵便物の配達に関する事項が適正かつ明確に定められているというのを認可基準としております。要するに、誤配があつたような場合にそれをどうするかというのを配達に関する事項としてきちつと約款に明示していただくと、利用者の方に分かるような格好で示していただくということが必要というふうに考えております。

○魚住裕一郎君 事業者はそういうふうになるんだらうと思いますが、例えば全国全面参入となつた場合、あちらこちらにポストがあると、思っていますね。それで、公社の切手を張って過つて民間事

業者のポストに入れてしまった、逆もあると思うんですね。そういう場合、どういふふうに扱うわけですか。

○政府参考人(園宏明君) お答えします。御指摘のとおり、複数の事業者が入つた場合に紛らわしくなつてはいけないということがまずございまして、この信書便法案におきまして、差出箱、ポストでございまして、こういうものがだれのポストであるか、どの事業者のポストであるかというのをまず明確にしたいと。

それから、差し出される信書便につきましても、だれが、どの事業者が取り扱うかということも明確にする、そのことによりましてまず混同を避けるというのが基本でございまして、そのことによつて整理をしていただくというのが一番大事なことでございまして、なおそれに、そういうことがあつた場合にも、確かに差出人の方が過つて他の事業者ないし公社に過つて投函するというところもあるかと思ひます。

これはほかの事業者の扱いのものでございまして、法律上そういうことを想定した規定はないわけでございますけれども、一般的に権利者は差出人でございまして、やはり基本は過つて投函された事業者ないし郵政公社が差出人に返却するというのが基本ではないかというふうに考えておりますが、これは幾つかの複数の事業者が出た場合に、じゃ、そういう取扱いにするかどうかというところにつきましては取決めなり話し合いで、これは法律は想定していない事態ではございますが、何が一番効率的で利用者の方の利益に沿うものかというところをある程度協議して、ルールを決める必要があるのではないかとこのように考えております。

○魚住裕一郎君 過つて手紙が届いた場合、郵政事業庁の郵便物も過つて来ます。私は魚住ですが、自民党にも魚住参議院議員いますね、そういうわけで実は来るわけがございまして、今度、民間事業者が過つて違つたところに配達してしまつた、あるおばあさんのところに、そ

う場合どうしたらいいんですか。つまり、過つて来たやつは、はがきに何か赤いボールペンか何かで書いて、またポストに入れればちゃんときちつとしたところに配達してくれるというか、そういうような今までの扱いだと思えますが、民間事業者の場合はどういふふうになるのでしょうかね。

○政府参考人(國宏明君) その関係もこれまでの郵便と同様の取扱いをお願いしたいというふうに考えております。

したがって、誤配達があつた場合には、これは配達する事業者の誤りでございますので、引き取つて正当な方に配達する、ないし今郵便の場合はポストに、誤配とかあるいは受取拒絶というふうなことなどの扱いもポストに入れればできることになっていきますので、そういう扱いももちろん新規の事業者もできるといふふうなことで、正当な配達を確保していただくというふうなことを考えております。

○魚住裕一郎君 その扱いは何か郵便法の中に規定があるわけですね、今の郵政事業庁の扱いは。民間の場合はそれはないわけですね。だから、過つて受け取つた側もちゃんときちつと処理なささいよという義務が作られているわけですが、そこまでは民間事業者の場合は考えていないということですか。

○政府参考人(國宏明君) 今度の信書便法案では、十七条に信書便約款を定めなくてはいいけないというふうなことでございまして、その信書便約款の中に配達に関する事項を適正かつ明確に定めるといふふうなことにしておりますので、それが認可基準でございます。そういう基準に基づきまして信書便約款を定めていただきまして、そういう誤配達の場合などの取扱いにつきましても適正な扱いを確保するといふふうなことをお願いしたいというふうなことでございまして、第三者に適用ないというか、そういうふうな思ふものから、あえて聞いているわけではございませんが、最後に、いよいよ公社化していくわけでありま

すが、今の国自体がやっているこの事業においてもいふような不祥事ございました。特定郵便局長が業務上横領の疑いで逮捕されてみたり、あるいは渡し切り費というふうな問題もありました。あるいは選挙違反事件もあつた。

いよいよ公社化していつて、サービスの効率化、そしてまた経営の自由度は高めていくという形になるわけですが、役員あるいは職員は職業倫理がやはり向上させていかないといかぬなと。あるいは、社会福祉支援サービスということも本場に現場ではボランティアの精神で一生懸命取り組んでおられるわけですが、やはり地域の皆様と接する、そういう接するがゆえに職業倫理というものが徹底されていかなきゃならないと私は思ふわけでございますが、その点につきましてはどのような措置をお考えになつていらっしゃるのか、お伺いをいたしまして、質問を終わります。

○政府参考人(松井浩君) いろんな御指摘を賜りました。

最初に、昨年の参議院議員の通常選挙に関連いたしまして、近畿郵政局管内の職員が公職選挙法違反で有罪判決を受ける等したことがございまして、また、平成十二年度等の渡し切り費の使用につきまして、一部の郵便局におきまして不適正な経理等があつたことは誠に遺憾でございまして、深く反省しているところでございます。

昨年の十一月及び本年の二月に、郵政事業庁では、選挙違反事件を踏まえまして服務規律の保持に関する指導通達を發出しました。その中で、特推連と特定郵便局長会の活動の峻別、国家公務員法等に関する研修会の実施、これらを実効あらしめるための綱紀の保持についての地方郵政監察局等による特別調査の実施等の再発防止策を講じたところでございます。また、特推連組織の見直しを行いまして、地方郵政局の特定郵便局業務に関する直接的な指導体制を強化するため、本年三月をもつて全国連合会及び地方連合会を廃止したところでございます。

また、渡し切り費制度につきましては、総務大

臣からの指示を受けまして平成十三年度をもって廃止し、平成十四年度からは一般の会計法令に基づき、透明性とチェック機能を強化した手続にいたしました。さらに、特定郵便局長等、職員による業務上横領等の防止対策でございますが、職員への防犯指導の強化、厳正な業務取扱いの徹底、業務取扱い手続等の改善、相互牽制の励行、各種検査、監査の徹底を通じて防犯体制の充実強化を図り、業務上横領等の未然防止と早期発見に努めているところでございます。

なお、これら不祥事を起こしました職員に対しましては、その内容に応じて迅速、厳正に処分を行っているところでございます。

郵政事業庁といたしましては、郵便、貯金、保険などのサービス提供に当たりまして、国民利用者の皆様からの信頼が最も大事であるということに改めて思い起こしまして、国民の信用を失墜するような事態が二度と起こらないよう、郵政事業にかかわる職員一同が襟を正してまいりたいと思つております。公社化以降もそのつもりでございまして、

○魚住裕一郎君 終わります。

○委員長(田村公平君) この際、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

理事の辞任に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田村公平君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に高嶋良充君を指名いたします。

○宮本岳志君 日本共産党の宮本岳志です。

先々週の本会議で、与党修正に加えられた出資条項について私が大に、もうけを指す組織で

はないからとの理由で公益法人に原則として禁止された子会社への出資がなぜ公社に許されるのかと、こう質問をいたしましたら、大臣は、公益法人は非営利性の法人ですと、この公社は民間と堂々と争う法人なんですと答弁されましたね。念のために確認をしたいんですが、総務省にお答えいただきますが、日本郵政公社は営利法人なのか、非営利法人なのか、どちらですか。

○政府参考人(野村卓君) 今御指摘の営利法人、非営利法人と言っている意味についてはちよつと明確によく分からないところがあるわけでございまして、営利法人につきまして、民法上の公益法人に対する営利を目的とする法人という意味に営利法人を解するならば、日本郵政公社はそれに該当しないというふうな考えているところでございます。

○宮本岳志君 つまり、郵政公社も営利法人じゃないんですか、非営利法人なんですか。

こういう点で考えれば、じゃ、あと大臣の答弁で残るのは、民間と堂々と争うからという意味付けが残ると思うんですが、つまり競争があるからと。しかし、そうしますと、むしろ郵便貯金は既に民間銀行と競争する状況にあります。簡易保険は民間生保と競争関係に既にあります。それだったら、出資規定を何ら郵便の分野に限る必要はないと。

これは大臣にお伺いしたいんですが、これは遠からず郵貯も簡保の分野も出資規定を広げると、こういうことですか。

○国務大臣(片山虎之助君) 郵貯や簡保の方も検討しましたが、当面、そういうことで出資をして会社を作つて、関連業務の一部をやつてもうような必要はないと。

郵便については、先ほど何度も副大臣や局長が答弁しているような業種について、場合によっては出資をしてそういうところでやつてもう方が経営の効率化に資すると、こういう判断から限定したわけでありまして、なるべく出資は限定した方がいかに決まっておりますから、そういった

たのであります。
○宮本岳志君 じゃ、効率的経営という、そういうことに結び付くかどうかを議論したいと思うんですね。

この出資条項が、従来から郵政ファミリーと言われる企業を新たに広げ、総務省や公社からの天下りの温床になるのではないかと指摘が繰り返されてまいりました。先ほど大臣は民主党の委員に、御心配のような天下り先を作るための趣旨ではないと、こう答弁されておりましたね。
では、お伺いしたいんです。

我が党は、これまで郵政ファミリーと呼ばれるグループ企業を使った利権と腐敗の構造、あるいはそこへのOBの天下りという実態を繰り返し明らかにして追及してまいりました。

それでは、これまでの郵政事業の中で天下りと言われる状況があったと、このことは総務省はお認めになるんですか。

○政府参考人(松井浩君) ファミリー企業という言葉葉遣いで、いろんな言葉遣いをされることはありますが、その意味内容について厳密にはどういうことなのかということについてはいろいろあるうかと思えます。

ただ、退職した職員の営利企業への就職ということについて申し上げますと、それは本人の知識、経験、技能等が就職先に評価されて行われるものであるということでございます。営利企業への就職に当たりまして、国家公務員法等に基づいて適切に措置すべきは当然のことでございます。

○宮本岳志君 そう言うと思つていたんですよ。我々が事実を示してどんなに追及しても、あなた方はこれまでも天下りはなかったと答弁しているんです。つまり、国家公務員法に基づいて適切にと、適材適所とか民間からの要請とか、そう言ってきたわけですよ。

つまり、大臣、じゃ、あなたの言う天下り先は作らないというのは、これまでだつて天下りなどやっていなかったという話ですから、これまでど

おりやるということに何の違ひもないのであつて、どうですか、これまでとこの問題は何ら違ひないということじゃないですか。

○国務大臣(片山虎之助君) 今までとは違ひんですよ、今度は国営公社になるんですから。

それから、その出資の条項を作つて、関連の会社なんですから、それは違ひますので、今までも天下りはなかったですが、もつとないようになっています。

○宮本岳志君 これからだつて国家公務員法に基づき人事院の承認を得てやるというだけの話であつて、これまでと何ら変わらない、私はそう思いますね。

先日、当委員会が自民党の理事がこうおっしゃいました。これは悪うするといわゆる天下り先になるんですよ、第二、第三の天下り先になると思ふんですよ、道路公団を見たらよう分かりますね、とんでもないことをやっておるでしょう。子会社をたくさん作つて、子会社、孫会社を作つて、しかも、そこは黒字で本体は赤字というようなことを平気でやっておる、これはそのとおりだと私は思ひます。

道路公団の改革について、昨年九月の週刊東洋経済で石原行革担当大臣がこう言っているんですよ。一九六八年から特殊法人改革をやつていきましたけれども、その後も子会社を一杯作つて、例えば道路公団のファミリー企業の内部留保が幾らあるかなんて正直言つて分かりません、こう石原大臣はここで述べておられます。

こういうファミリー企業にメスを入れるというのが小泉改革の建前だつたのではないですか。違いますか、大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) したがつて、今、特殊法人の見直しやなんかをかなり精力的にやつています。例えば、道路公団につきましても、研究委員会ですか、作つて今いろんなことを検討いたしておるわけでありまして、そういうことをやつていこうというのが小泉総理の改革の一つでございます。

○宮本岳志君 いやいや、そのときにこの出資条項を作るというのがどのような結果をもたらすかということをお私に議論したいんです。

今日は、過去に、じゃ、この総務省、郵政省の関連の公益法人が出資していた企業、これはどういふものであつたかということ、これを私調べてみたんですよ。資料を作つてまいりました。

業務の概要を見ただけでも、これは明らかにトネル企業だと思われる会社が幾つもあります。配付資料の①を見て下さい。これは東京商工リサーチの企業情報ですけども、アイレックス産業株式会社、これは十八人の従業員で八十億円の売上げですから、一人当たり四億円売り上げて

いるわけです。この会社の営業品目は、郵政省及び郵政事業関係団体への事務用品等販売と。販売先は郵政局、総務省、郵便局。事業概要、郵政省関係の退職者中心に組織され、全国十二か所郵政局を主力に事務用品等を供給と、これは典型的なファミリー企業です。

大株主を見て下さい。郵政弘済会、総合資材サービス、郵資輸送、東京ビル管理、全部ファミリー企業です。そして、役員には郵政OBが天下つております。これは昨年九月二十八日時点の資料ですけども、この代表者の小倉久弥氏、役員の小倉幸男氏、監査役の横井功氏は、いずれも郵政のOBですね。

○政府参考人(松井浩君) 郵政省に在職していた小倉久弥氏の最終官職は近畿郵政監政局長、昭和六十二年に退職しておられます、その郵政省に在職していた小倉さんは、それから、同じく小倉幸男さんは大船郵便局長で、平成十一年七月に退職しておられます。それから、横井功さんは京都簡易保険事務センターの所長をやつておられます、平成十一年に退職しておられます。

○宮本岳志君 これがファミリー企業への天下りでなくて何なのかと言ひたいですね。

次に、資料②を見て下さい、新興機材、資料③には互興建設というのを付けました。新興機材は従業員三十三人で、年間の売上高が

三十一億円、互興建設は三十三名で、売上げが四十五億円。これも従業員一人当たり一億円あるいはそれ以上の売上げをしております。

建設業ならそれぐらいは言うかも知れないけれども、スパーゼンコン社員一人当たりの売上げというのはどんなものか御存じですか。調べてみましたが、九九年版の会社四季報の数字から計算すると、大林組が社員一人当たり一億一千万、大成建設一億円、清水建設一億二千万、正にスパーゼンコン並みの従業員一人当たりの売上げをこれらの企業は上げておるわけです。

新興機材の社長をしている松井邦夫氏は、元中国郵政局建築部長、事務の岡本尚氏でしょうか、北海道郵政局建築部長、間違ひございませんね。

○政府参考人(松井浩君) 郵政省に在職しておられた松井邦夫氏それから同じく在職しておられた岡本尚氏と、ちよつと読み方が正確かどうかあれですが、尚氏は郵政省のOBでございました。

○宮本岳志君 これ、すべて調べたんですよ。この方々は郵政省のOBです。

もう五年も前の九七年の九月に、我が党の緒方議員がこの新興機材という企業について、役員七名のうち四名が郵政省の天下りだという指摘をいたしました。そのときに、この新興機材という会社の異常な受注システム、つまり、郵政省関連の工事を受注したゼネコンがいったん形式上はこの新興機材に下請に出し、その新興機材から実際の仕事をする会社に孫請の形で工事が再発注されるシステムが作られておるということを暴露いたしました。当時の自見郵政大臣は、初めて聞いた話なのでしばらく調査をさせていただいたと答弁いたしました。しかし、今日いまだにOBが六人中二人と、そして従業員一人当たり一億円の売上げ、これ一体何を調査して、何を是正したのか。いかがですか。

○政府参考人(松井浩君) 当時のお話と今のかかわりについて、ちよつと今日午前中にいただいたばかりなものですから、手元にございません。

○宮本岳志君 これは何もしてこなかったという

ことですか、長官。

○政府参考人(松井浩君) 手元に資料がございせんが、一般的な競争の在り方だとか、それから退職規制の問題、それからあるいは公益法人の株の所有等については整理をきちんとしてきています。

先ほど、先生が御指摘になったものの中で、例えば弘済会だとか互助会だとか、株等は、既に株売却を終わっております。既に持っております。そういうことはございませう。

○宮本岳志君 ほとんど手が打たれてきていないと私は思うんですよ。現にこういう形でOBの就職ということが続けられてきていると。全くやっぱり無反省に終わっているんですよ。これからやらないなんという話、これから天下りなど一切やらないと言われども、大体これから、これまでやってきていないという話です、そしてこれまでの状況、何一つ変わっていないわけですからね。

資料④に東京ユー企画というのを付けました。この東京ユー企画というのは、従業員十八名で十一億円の売上げがあります。従業員一人当たり一億円近い売上げですけれども、営業品目はゆうパックによる通信販売業なんです。

ゆうパックというのはどんなものか。参議院の郵便局に行つてカタログを持ってきました。ここにゆうパックがどつと載っておりますが、(資料を示す)載っている商品、大体三千円から四千円の商品なんです。これを一億円売るといふのはとてもないことなんです。一人当たり約一万五千個売上げた社員が十八名いるという話になります。社員が自分でこんなものを売って歩いて、とてもじゃないが毎日何百個も売れるわけがないんです。実際は郵便局の窓口で取り扱っているわけ、それが全部この東京ユー企画というところの売上げになっているんです。

代表取締役の中川隆氏は、九四年七月七日付で世田谷郵便局長に就任しているれっきとした天下りだと思ひます。郵便局では企画小包の販売促進

のノルマを職員に押し付けて自腹を切らせるといふことまで行われていると聞いております。

大臣、これ道路公団と全く同じ構図じゃないですか。いかがですか、大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 道路公団の方はよく私は存じ上げませんけれども、こつちの方も初めて聞いたような話が多いんですけれども、いづれにせよ、公社になるんですから、来年の四月はもう一遍見直すべきものは見直して、改めるべき点があればそれは改めるという努力は、やっぱり公社に移行するんですから、大きな一区切りのときですから、そういうことはこれから中でよく相談してまいります。

○宮本岳志君 では、新たな出資先、あなた方が言っている新たな出資先について見てみたいと思ひます。

出資先について、総務大臣は答弁で、ダイレクタメール等に関する発送準備や発送業務を行う発送代行業と、こういう答弁をされておられます。現在、この発送代行の業務を行っているのは、これまた多くの場合、郵政OBが役員をしている企業が多いんです。

例えば、東京発送という会社があります。資料の⑤-1にこの会社の登記簿謄本を付けておきました。この東京発送という会社の取締役社長の高橋伸哉氏、取締役の山田欽次氏、同じく齋藤一郎氏、監査役の松田恵一郎氏は郵政省のOBではありませうか。

○政府参考人(松井浩君) 御指摘の方々が郵政省に在職をしておられたことがあるのは事実でございませう。

○宮本岳志君 高橋伸哉氏、九三年、新宿局長。山田欽次氏、二〇〇〇年、渋谷局長。齋藤一郎氏、二〇〇〇年、武蔵野局長。松田恵一郎氏、八七年、東海電気通信監理局長。これもすべて私どもで調べました。役員六人中四人までが天下りです。

この会社のホームページには、北迫という社長の写真入りのコメントが出ております。この人は東京ユー企画の資料にある代表者と同一人物です。

す。

そして、資料の⑤-2に付けておきましたけれども、そのホームページでは、広告郵便物の割引率最高四三%などと営業内容が書かれてあります。つまり、郵便の割引制度に精通したOBが大人口利用者のために最も有利に郵便局を利用する方法を教えますという商売だと思ひます。

このような業者の存在は郵便事業の本体にとつては収入の減少要因になるのではありませうか。

○政府参考人(松井浩君) 今、大量に区分して差し出されたような場合に割引があるのは事実でございませうが、これは日本だけじゃありません、アメリカもつと、もう少ししっかりした制度がございませうけれども、それは、物の考え方はいろいろ、大量に出されて、そして区分けして差し出していただければコストが安くなるという、ワークシェアリングの考え方でそういった制度が設けられております。したがって、そういう、それを活用されて、民間の創意と工夫という形でそういった付加価値を付けて仕事をされるというのは民間の事業活動なんだと思ひます。

それが郵便事業にとつてどうなのかという御指摘でございませうが、御案内のように、私も必死に、特に全体の八割が今法人の利用でございませう。そういった方々で、郵便離れなされないように、引き続き郵便を御愛用いただいて、全国のユニバーサルサービスがきちつと全うしていけるように、一生懸命営業活動もやっております。そういう中で、何といひましようか、他と区別されて排他的な特権を持つということではなくて、同じ平等の立場でお出しただいて、それで仲介的な形で付加価値を付けてビジネスをしていただけたらというところについては、事業にとつていさかとも損傷はないというふうには考えております。

もちろん、企業行動として行き過ぎがあつたりするんないかなことありましたらそれは問題でありますけれども、きちつとした活動であれば、それはそれで郵便事業と両立するものだと考えております。

○宮本岳志君 幾ら利用が増加したって、それが原価割れだったら減収要因にしかならない。

それで、平等だ、平等な、決して特別なサービスじゃないと言われども、これは三十万通とか百万通という利用者、こんなものは一般利用者にそんな百万通も郵便物出す人はいないわけですから、大口優遇の制度であることはもう間違いないんです。一般の最大半額、四八%引きという制度があるからこの四三%という商売ができるんですよ。あなた方の制度に最大四八%引きという、そういう制度があるから四三%引きという商売成り立つんですよ。

半額というのはどう考えても原価割れだと私は言わざるを得ない。なぜなら、コストが安くなるあなたの方言うけれども、郵便事業のコストは個々のあて先への配達の部分で最も大きいんですよ、それは。たとえまとめて持つてこれらようとバーコードを印刷してあろうと、最後は他の郵便物と同じように、コース立てをして一軒一軒ポストに入れて回らなくてはならないんですよ、コスト計算からいへば、これは正にここが同じである以上、変わらなはずですよ。もしそれで半額にできるというんだつたら、一般の郵便だつて半額にできるはずだというふうに思ひますよ。こういうところへ出資をして、発送代行業、こういうところをどんどん子会社で作ると。それはむしろ効率的経営どころか赤字要因を広げる結果になるというのを私は指摘をしたいというふうに思ひます。もう答弁はいいですから。

そして、発送代行業といへば、私は、一昨年、私の地元近畿で起こった近畿管内のダイレクタメール汚職というところについて触れざるを得ませう。

今日は法務省にきていただいております。エンダーバー事件と郵便事件で起訴された者の肩書と起訴事実の概要をこくかいつままで御説明いただけますか。

○政府参考人(河村博君) 御説明申し上げます。株式会社エンダーバーコーポレーションに係ります。

す贈収賄事件の公訴事実の概要などでございますが、大津中央郵便局郵便調整室上席課長代理として料金別納郵便物の引受検査などの職務に従事しておりました西村聰及び京都中央郵便局郵便部第一普通郵便課長として同様の職務に従事しておりました大西康規、この両名が広告郵便物の発送代行等を業といたします株式会社エンデバーコーポレーションの常務取締役からそれぞれ、同社が搬入いたしました料金別納郵便物の引受検査業務を行うに当たりまして、通数検査をせず差し出し通数の過少申告を認めてもらいたい旨の請託を受けまして、これを承諾して、西村におきまして現金など合計三百万円、大西におきまして現金など合計二百万円の供与を受けて賄賂を収受いたしました、同社が搬入いたしました料金別納郵便物について通数検査することなく差し出し通数の過少申告を認めて郵便物を引き受けるなどの職務上不正の行為をなしたなどというものでございます。

また、株式会社郵和でございますけれども、これには二つございまして、一つは加重収賄事件、背任事件というものが、それからもう一つが管内郵便局に対します業務指導等に当たっておりまして職員によります収賄事件というものがございまして。

まず、加重収賄事件などの公訴事実の概要などでございますが、伏見郵便局郵便課主任などとして料金別納郵便物の引受検査などの職務に従事しておりました橋口文博が、広告郵便物の発送代行等を業といたします株式会社郵和の代表取締役から、同郵便局に搬入いたします料金別納郵便物の引受検査業務を行うに当たりまして、通数検査をせず差し出し通数の過少申告を認めるなどの職務上不正な行為をしたことに對する謝礼として供与されるものであることを知りながら、現金合計百七十万円の供与を受けたというもので、またこの関係では、関係被告人が共謀の上、適正に郵便料金を収納すべき任務に背きまして、国に對し約五千七百九十九万円の損害を加えたという背任

の事実でも起訴されたと承知しております。

また、収賄事件でございますが、これは、近畿郵政局郵務部業務課業務係次席として管内郵便局に對し料金別納郵便物の引受検査等に関する業務指導などを行っておりました伊藤文訓が、郵和の代表取締役から、有利かつ便宜を取り計らいを受けたことに對する謝礼などの趣旨で供与されるものであることを知りながら、現金など合計千二百五十万円の供与を受けたというものでございまして。

○宮本岳志君 つまり、業者が東京でかき集めた郵便物がトラックで大阪とか京都、兵庫、滋賀など五十を超える郵便局へと不当に安い料金で運び込まれた、それが郵便事業の配達ルートで逆に東京までもう一遍送られて、そして郵便局によって一件一件配達されると。その通数をこまかくすることによって、この三堀という容疑者は五年間で何と十億円を超える不当な利益を得たと報道されております。こんなものを五年間も放置しておいて事業が赤字にならない方が不思議だと私は言わざるを得ません。

実は、事件発覚に先立つ九八年秋に、郵政監察はこの事件で検挙された大西被告を含む十数人を対象とする捜査を行っております。何を調べておりましたか。

○政府参考人(松井浩君) この事件は正に違法な犯罪に値するものでございます。適正な営業活動では断じてありません。

先生御指摘のこの捜査でございますが、平成十年の七月ごろに郵政監察に情報が入ってまいりました。それは、姫路方面の金券ショップに大量に郵便切手を持ち込んで換金している者がいると、そういったことがあったわけでございます。これを基にしまして兵庫の郵政監察室が捜査を行いまして、神戸中央郵便局主任を三百万円の郵便料金横領容疑で検挙し、懲戒免職にしております。

そこで、この当時の近畿郵政局に勤務しておりました、先ほど話のありました大西課長補佐等関係者に対しましては横領事件との関連で調査をい

たしましたけれども、不適正経理の問題では分かったんですが、立件に至るような材料がなかったということでも減給等の処分を行っております。それが当時の調査でございます。

○宮本岳志君 郵政監察が乗り出して一部は検挙までしておりますが、結局は警察が動くまで不正の全容を明らかにすることはできなかったと、この責任は重大だと思っておりますけれども。

実は、今お認めになったように、これは事件の発覚以前から本省にこの不正については伝わっていたわけですね。

九九年七月八日の「通販新聞」によると、五月二十一日に行われた日本メーリングサービス協会の会員協議会の席上、ある事業者から、一部の事業者が郵便料金をこまかしている、こういう発言があったと。郵務局輸送企画課の課長補佐が本省へ報告するとその場で発言をしております。この「通販新聞」は、その後、本省の濱田郵務局長に本省の見解を求めたがコメントは拒否されたと報じられております。

エンデバーコーポレーションや郵和というこの悪質な事業者に対してなぜもつと早く断固とした措置が取れなかったのか、これはいかがですか。

○政府参考人(松井浩君) 先ほど申しましたように、九八年の秋、平成十年でございますが、その当時での捜査では立件に至る材料はなかったと、刑事事件でございますので、そういうことでございます。しかしながら、不適正経理ということでは当然その問題の大西被告についても処分されております。

ただ、その後、先ほど法務省の方からお話のございましたけれども、京都中央郵便局に勤務していた当時の問題について京都府警に収賄容疑で逮捕されておるわけでございます。それは収賄容疑でございます。贈収賄事件でありまして、事実が違います。それについて何か分かれればよかったじゃないかということはおっしゃる通りだと思います。もつと能力的に、あるいはそういう材料があれば端緒が発見できたかもしれないという点

ではそうでございます。それは不幸にして九八年の捜査では立件に至るまでの材料はなかったということでございますが、京都府警の方では贈収賄事件として証拠を得られて、そして起訴されたというところで確定判決になっております。それにつきましてはそういうことでございます。

そういう意味で、監察のその捜査の能力について、この点については遺憾に思っているところはございます。

○宮本岳志君 いや、そんな話ではないと私は思っています。

私の手元に、株式会社アピアに係る公文書偽造同行使及び郵便料金減額容疑事件についての、本省に對し局付監察官、兵庫監察室の捜査状況を説明し、今後の捜査等打合せ結果という九八年九月十八日付けの近畿郵政監察局の内部文書があります。

ここには、こう書いてあります。近畿郵政監察局側の発言として、エンデバーコーポレーション梅谷信行は、郵便局の別納郵便の取扱の実態を知り過ぎており、同人を取調べることにより、郵便局のさまざまな取扱いがマスコミによりたかたかおそれがある。一昨年の和歌山中央局員の贈収賄事件の捜査では警察が郵政局を捜査して大きな問題となった。このことを十分念頭に置いておかなければ監察側が一方的に悪く問われかねない。これに對して本省は、郵政局に情報提供し、国会議員への押さえ等しておく必要があるので早急にやりたいと。それに対して、さらに監察局側は、公文書偽造、同行使罪について、これを立件しても郵政省にとって何のメリットもないので警告にとどめたいと、こういうやり取りがやられたと。

先ほどの通販新聞の連載を見ますと、ダイレクトメールを通数の過少申告で郵便局へ持ち込む業者の存在、その不正の背景として、郵便局の幹部が他の郵便局とのノルマ達成の競争に駆り立てられていて、それから発送代行の業者が現職の郵便局幹部と人脈を作って不正のために活用している、これらが背景にあるんだと、こういうふう

に論じられているんですね。

これは、正にこういう趣意が、そしてまたノルマというところがこういった問題を見過す結果になつていないんじゃないですか、いかがですか。

○政府参考人松井浩君 この一連の問題につきましては、先ほど申し上げました最初の近畿郵政監察局による捜査、それから京都府警による贈収賄事件としての捜査、それからその後近畿郵政監察局が徹底的に調査をいたしまして、また横領を一つ見付けたことでございます。

それから、それに関連していろいろ問題があるということ、手続でいろいろ不備があると。つまり、業者の側の動きもあるんですけども、ぎりぎり時間の締切り、トラックが出る締切りぎりぎりにあえて持ち込んで、それで早く早くというふうにせき立てたり、いろんな動きがあるんですけども、そういう中できちつとした監査を行うににくいような問題、それから先ほどの贈収賄事件になりますと、本当は全然性格の違う話なんですけれども、それにつきましては、警察と監察との捜査協定の中で、贈収賄事件に関しては一義的に警察がやる、一般警察がやる、郵政監察はやらぬという協定になっております。そういうことも一つあったのでございますけれども、それにしてもしつかりと、何といいましう発覚の端緒をつかむべく何かできたんじゃないかという御指摘は御指摘で受け止めなさいかぬと思っております。

それから、手続を直していかぬかぬといふこと、それからそういう何といましようか、きちつとその物数が幾らあったかといふことをきちつと確認するといふことがいかに営業収入の確保という観点から非常に重要であるといふことの徹底はもう必要でございます。

それから、先ほど先生御指摘のような、営業活動一般の在り方として、今まで単純な収入だけの目標といふことでみんな頑張れ頑張れではいろいろ問題もあるんじゃないかというふうなこともあります。それで今年からは、営業収入の目標の設定そのものは必要だと思っておりますが、切手と

はがきを売るようなそういう収入目標と、それから先ほど大口で差し出されるような別納、後納、こういったものと収入目標を分けるようにいたしました、今年度から。それから、公社になりましたら完全な発生主義になりますから、収益の理解そのものが完全な企業会計制度の下で変わると思っております。

いづれにいたしましても、いろんなものについて反省すべき点も多々ございまして、きちつとした事業基盤の確保に努めてまいりたいというふうな思っているところでございます。

○宮本岳志君 効率的経営と言われども、事業対象業務に挙げてある発送代行業を見てもこういふ事件もこれまで起こつてきているわけですし、正に子会社を一杯作つて天下り、子会社は赤字で本体は赤字と、先ほど来いろんな方から指摘されている道路公団と二つの構図になるのではないかとこの疑念は私は払拭できないと思ひます。

最後に、私はどうしてもはっきりさせておかなければならぬ問題がございます。

実は、総理は本会議の私の質問への答弁で、私が高祖派の選挙違反事件について総理に、なぜやめさせなかつたのかと、こう問うたのに對して、これを労働組合と野党との関係に混同する答弁でごまかしをいたしました。衆議院では、「よくはつまびらかに知りませんけれども、」などと言ひながら、郵産労といふ名前まで出して私どもに反論をしております。はつきり申し上げますけれども、国会の場で取り上げられて困るようなことは何一つございせん。

総務省に確認したいんですが、あの昨年の高祖事件で法律違反とされたのは公務員の職権濫用だったと思うんです。これは個々の局長が選挙運動をしたといふことが問題になつたのではなくて、全特や近畿郵政局の幹部がその立場を使つて特定局長らに選挙運動をするように強制したと、これが問題になつたということだと思ひます。

が、これは間違ひないですね。

○政府参考人(松井浩君) 御指摘の事件でございますが、一月十七日に前近畿郵政局長等に対しまして公職選挙法違反により、これは公務員の地位利用という形でございまして、禁錮刑の判決が言い渡されたところでございまして。誠に遺憾でございますが、厳粛に受け止め、深く反省しているところでございますが、その判決の中では、前近畿郵政局長等が管内の特定郵便局長が公務として出席を義務付けられている特推連の会議の場を利用して選挙運動を行ったこと等をもつて近畿郵政局の組織ぐるみとの指摘がなされたことについては、また謙虚にかつ厳粛に受け止めていくところでございます。

○宮本岳志君 私は繰り返して特定局長のぐるみ選挙の問題を取り上げてまいりましたが、特定局長個人が自民党を支持してはならないなどといった一度も申し上げたことはないんです。特定局長の一人一人が自民党を支持しようが民主党を支持しようが、それは自由なんです。むしろ、その自由を自民党と郵政官僚が踏みこじっていることがけしからぬといふことを言つてまいりました。つまり、公務上の、公務の業務上の組織が特定の政党を応援すれば公務員の職権濫用に当たります。そして、もちろん労働組合であつても特定政党や特定候補者の選挙運動をやると機関決定をして進めるならば、それは高祖事件と全く同じ構図になるでしょう。

今日はここに郵政のある大きな組合のホームページの写しを持っております。だれといふことは言ひませんけれども、ある参議院議員の写真が載つておまして、こう述べております。今回の選挙では〇〇組合の皆さんの一体となつた戦いで勝利することができました。実際この組合は年間の運動方針自体にこの特定の議員の選挙に取り組むといふことを公然と掲げておられます。

総務大臣にお伺ひしたいんですが、総理が、公務員が労働組合を作つて選挙運動することは違法だと、こういうふうな答弁されたのは、この組合

のやつていふことではありせんか。

○国務大臣(片山虎之助君) 総理は一般論を言つたんです。国家公務員というのは全体の奉仕者で、政治的に中立で、公職選挙法その他関係の法律をしつかり守るべきだと。そのところは少しそうでもないような状況があるんじゃないかといふことを一般論として言われたわけでございます。特定組合の特定の候補の云々といふことはございせんので、そこは御理解を賜りたい。

○宮本岳志君 正にこういうことをやつておれば総理の反論に言い返せないという現状もあるでしょうが、私も日本共産党、私にそのような中傷をしていくといふのは断じて許されないと云わざるを得ません。

我が党は一貫して労働組合が特定政党の支持を機関決定することに反対をしてまいりました。総理が口にした郵政産業労働組合と我が党は協力、協同の関係を持つておりますが、ただの一度もこの組合に日本共産党の支持の決定を求めたこともありませんし、また現にこの組合は我が党始めいかなる政党も支持決定したこともございせん。これだけは明確にしておきたいと思ひます。

我が党は、理事会の場で何度となく小泉総理の本委員会への出席と視察障害者団体からの意見聴取を求めてまいりました。しかし、その我が党の要求には一切耳をかさず、今朝の理事会では我が党の反対を押し切つて、本日質疑終了後の議了、採決を強引に決められました。このような理事会運営を我が党は断じて容認できません。

本郵政関連四法案は、内容からいつても小泉流の郵政民営化、つまり大銀行が郵政事業を食い物にする新しい利権に道を開くとともに、いわゆる族議員にとつてはファミリー企業や天下りなど古い利権をも温存する最悪の法案であるとともに、その成立の過程、つまり形式から見ても徹頭徹尾国民に背を向けたものであつたといふことを厳しく指摘して、私の質問を終わります。

○渡辺秀央君 大分時間が経過してまいりました。同僚議員のこれまでの二十時間以上の質疑で

問題点は随分掘り起こされたし、また出尽くしたような感じもいたしますね。大臣、どうも御苦労さまでした。(まだ終わっていない)と呼ぶ者あり)まあ、終わったと同じようなものです。

私は、最後の質問を同僚議員松岡君から了解をいただいて、国連として今日、私の考え方を申し上げ、国連としての考え方も申し上げておきたいと思うんですが、まず結論から申し上げて、私は、自由党として、この法律に関してはやはり橋本行革は根本的に間違っていた、このことはまずしっかりと指摘しておきたい。

特にこの郵政事業、郵政省の、いわゆる総務省と一緒にやったということに対することよりも、むしろ民営化の方向は一切考えないでというのが、やはりその担保がしっかりしていないで、総理大臣が、小泉さんがこの公社法案を審議している最中、あるいはまた、みんなが心配している衆議院で審議している最中にやっぱりあいう問題が起こったということは極めて不見識なことだった。

それから、政党政治において、この法案がやっぱり正常ではなかったと。与党の、後で事後承諾を得たにしても、与党の、余分なことではあるけれども、事前の審査を得ないでこの法案が国会に出された。将来、議院内閣制においてそのことが良かったか悪かったか、あるいはいい意味で先鞭をかけたということになるかどうかは、これは将来の問題でしょう。

しかし、私は、この郵政三事業の公社化という問題は、昨日も同僚議員とずっと、かつての私の衆議院時代の地元でしたが、実は偶然なんですけれども、行って、地元の人たちの意見を聞いた。だれ一人、郵便局は公社化の方がええなんという話はない。だれ一人、郵便局は必要なんという意見はもちろんない。一体、この間も若干申し上げておきたいけれども、この事業庁がなぜ一体公社化にならなきゃならなかったのか。全くもって、本当にここまで来ると疑問、あるいはまた、国民を納得させるものはどうも薄いように思えます。

すよ。

現実として、先ほど来も若干の話が出ていますが、当時の金融界が、貯金がどんどん郵便局に集まる、そのことのねたみ、そねみではなくて、自分たちの経営手腕の足りなさ、あるいはまた営業努力の足りなさ、そういうことで国民から信頼を得ないで貯金がどんどん郵便局に行っちゃった。しかも、これは限度まで設けてあるにもかかわらず、国民の一人一人の財布の中のお金が郵便局に動いたんです。その結果、いわゆる民業圧迫だ。まるでこの民業圧迫ということが金科玉条のごとくに、本当に国民にとってはマイナスなんだというように意味で、これまたマスコミが非常に面白おかしく駆り立てて、そして、この郵政三事業というのはいわゆる国の保護によってなされていると、こういう見出しや解釈で進んできてしまった。

これは私は、何回も言うけれども、郵政省の幹部の諸君たちの努力の足りなさであった。あるいはまた、私も経験者として、当時の大臣たちが、いわゆるそこまで気を配ったことを、本当に自分の政治生命、あるいは国民の立場に立つてどれだけの努力をやったかと。大変申し訳ないが、私はその感じがいたしますよ。

しかしながら、今日の段階において、前にも申し上げたが、ここで公社は発足するでしょう。したがって、この公社化に対してのことはやむを得ないことと言いつつも、その根底が極めて不純である、不純である。国民が全く利便性を利して、生活の中の郵便局ということをやつてきながら、それを取り上げようということまで考えたわけですから、当時は、だから、そういう意味においては、私はこの発想はどうも不純であった。

したがって、公社化を早くスタートさせて、三十万の公務員の職場として生活、それにまつわる家族の人たちの生活、将来にわたる希望、そういうことを、更なる不安感を与えてはいかぬと。まずは、公社化と言うならば、この公社化を、先ほど大臣も言っているように、まずはやらせてみて

くれという今の総務省の考え方、これはやむを得ないことだろうと。

我々は少数でありますから、私がここで反対しても、これ、今日はこの公社法案、その他法案が通る。通るという前提で、私は、附帯決議に対しては、立派な公社になってほしいので、附帯決議は提案者の一人として賛成をいたすつもりであります。しかし、法案については、どう考えても政治家として納得できないものを妥協することはできぬ、そういう意味で反対を表明をまずさせていたきたいというふうに思います。

そこで、時間も限られたことから、今までの議論の中で幾つか残したことを、質疑をしながら残したことをちょっと、あるいは同僚議員との質疑に重複感が出るかも知れませんが、私の方から幾つかの問題を質問をしてみたい、また御意見を伺ってみたいというふうに思います。

その一つは、先般、三種郵便、四種郵便のことがありました。私は実はこの三種郵便、四種郵便、特に今日の午前中の日出君の質問の中にあったことは、私は本当にそう思います、私も。いわゆる法案に書けるものは書いた方が良かったのかという感じはします。だけれども、しかし、それも仕方ありませんね、公社というものはどういうものかという議論から。そこで、もう一つ突っ込んで私は実は今日お聞きしたかったのは、この三種郵便というものがどれだけの一般的に利用者の負担になっているのかということを、大臣、これ、今日回答しろとは言いませんが、感じだけは聞かせておいてくださいよ。

それから、私は、そこへ今の幹部の諸君たち、局長と長官をそこへ座つてもらったんです。それは、やっぱりきちんとしたことを今後頭に置いてもらいたいからなんです。そつちの方の陪席で座つていて、そういうことじゃいかぬと思ったから、そこに、返事をもらおうと思わぬがね。

三種郵便で、新聞が百五十グラムぐらいでしよう、大体、これが雑誌が三百グラムぐらいです。これはもう、ちよつといささかの感じし

ますよ。しかも、三分の一の値段だ。

これがどういうことかというと、私が現職のときに、新聞協会がいわゆる三種郵便物の認可を受けていないと選挙報道ができないという問題があったんですよ。これ、十年戦争をやったんだ、郵政省と、郵務局と。当時はもう独立採算だから、郵務局の局長が歴代ずっと新聞協会と渡り合ってきた。いつまでたつても解決しないというので、実はその当時、早田という人が局長でした。そして、私は、活字文化をやつたり立派なものとして、新聞協会、残していきたいという話がありまして、私もそれに共鳴をいたしました。まじめに新聞協会の考え方をとらえたんです。そして、要するに半分以上広告をやつてもいいようにしてほしいということでした。もうだんだんだんだん景気もそういう方向に行くわけじゃないだろうと、新聞というのは広告で賄っているということ。

そこで、私はそのときに、もう最後の手段として私の方針を出したんです。すなわち、私は当時郵政大臣ですから、郵政省の方針を出したんです。それはどういふことかというと、私の全くの個人のアイデアでした。それは、広告の中にも情報伝達という性格の広告があると、それと純粋な宣伝広告、これを峻別したらどうかと、そして、情報伝達に関しては広告の枠の中に入れないでという裁きを実はやりました。それが今日の新聞のあの広告のきちんと整理された形になっている。これは、新聞協会がやつたわけでもない、新聞協会の何たら委員長が自分でアイデアを出したわけじゃない。泣いて、泣き込んで、私のアイデアを、これ以上のことは郵政省は妥協しない、新聞協会はこれでもいいんならやるよということ、今、今日来ているんです。

だけれども、これほど経済状況が悪化し、これほど各中小企業その他が苦しんでいる中で、言わば新聞、雑誌社は、言うならばどこよりもまだ恵まれています。そういうものが、一般の郵便あるいはまた一般の消費者、利用者の負担を被っていくということは、私はいささかの感じが時代的

に来ていると思う、もう十年前の話だから。

そういう意味で、この三種に関して、障害者あるいはまたいわゆる弱者の皆さん、これは当然、今までどおりやっていってほしい。しかし、そろそろかなりの優遇策は、マスコミに関して政府がやってくれる時代、ある時期はあったか分かります。私は、今野党にいるから言うんじゃないです。しかし、公社となつて更にやる必要があるのかねというところは、もう一回ここでやります、やりませんと言ふ必要はないが、検討に値することではあるんじゃないかと。

特に、雑誌なんてひどいじゃないですか。雑誌が三百グラムで七十円ですよ、七十円。一般的には百円だ。これがこんなに、七十円掛かるのが四十円で行くんですか。百円が四十円で、半額ですよ。それはおかしいですよ。

そういう意味で、私は何もマスコミに嫌われることを思つて、ここで私がこれだけのことを言つたら、恐らくマスコミに嫌われて攻撃を受けるでしょう。だけれども、政治家として、やっぱり正しいことは一応は問題提起をこの場で、この法案を通すに当たつて、一度当事者としてこの考えは是非しておく必要がある、国民に対して、利用者に対してという感じがいたします。この問題について勉強していただく気持ちがありますか。

○国務大臣(片山虎之助君) 御承知のように、三種も四種と一緒に政策料金をやつてほしいということは法律に書きます。しかし、どういう政策料金をやつていただくかは公社にお任せしようと、こういうことでございますが、ここで何度も答弁させていただきましたように、公社移行後、当面は現行の政策料金を維持していただく、特に盲人の方、視覚障害者の方については無料を続けていたと、こういうことははっきり申し上げましたが、その後は公社の御判断になると。その場合、我々認可させていただきます。

そういう関係になるので、当面は現行政策料金を続けさせていただきますが、その将来は公社の方で御検討賜うと、こういうことになるとい

ますし、新聞も雑誌も、もうI.Tが進みますというインターネットで流れるようになるんですよ。そういう事態を踏まえて、またどう考えていくか、この政策料金を、私は、委員の言われるように、検討課題の一つであることは間違いないと考えております。

○渡辺秀央君 それは、ありがたい。それは見識だと思ひますよ、本当に。

是非、現職の総務省の幹部の諸君は、そんなものは恐ろしいが、政治家だけいい、マスコミを怖がっているのは、役所は怖がる必要はない、国民のためだ、国民のため、しっかりやった方がいいと思ひます。

それからもう一つは、労使の関係で給与がスームズにいくだろうと期待していますよ。これは、これから恐らく附帯決議のところでも議論されると思うんです。

私は、特にこれ、人事院総裁にも来てもらったわけですが、今、独立行政法人がどんどんできちゃつて、これがどうもその法人ごとに違ふみたいだな、この給料が、この間もちょっと質問をしてみましたけれども。

もう一步突つ込んで言うならば、これ、ほつておくと郵政公社、今まで国家公務員としてのま公社に移行する人たちが、ほかの法人から見たときに何だねと、おれらは一生懸命まじめにやつて国民のためのサービス、最先端を担つて一軒一軒回つて、いや、ひまわりだ何だといつて努力しているのに、給料の面においてはほかの公社の——言うなら、これは郵政の諸君の、人たちの肉体労働が半分ぐらい入りますよ、実際は、特に外務員は。そういうことを、内局の人だつて、さばくことだけだつて大変ですよ。

昨日、同僚議員と一緒に田舎の方の地方に行くと、みんなまだやつてゐるわけですよ、手で、手作業でやつてゐる。言うならば、そういう実際に取り組んでいる、まじめに取り組んでいる人たちが、それから、取り組んで、これからの一層、公社化の中で求められる将来の明るい展望が持てるよ

うな公社を実現するために努力していく人たちと、そうでなくて、先にこの独立行政法人ができたやつたものがいい給料で決まっていたといふのは、これじゃ、私は余り公平、そしてまた公明正大だとは思へませんね。

(委員長退席、理事景山俊太郎君着席)

したがって、独立行政法人も含めて、私は、これからのこういうものに対する給与の問題に対しては、郵政公社は労使話し合いの中で決められると思うが、そのもう一つ外の枠組みの中で、透明性を高める意味で何か仕組みが必要ではないかと、他の独立行政法人との兼ね合いで。これは、今後の問題ではありますかね。

そういう意味で、人事院総裁、何かお考えがあるか、あるいはまた、なきやおかしいと思うけれども、郵政公社が不利になつては困る意味で私はちよつと一言、ここはくぎを刺しておきたいなというふうに思つての質問であります。今の総務省から郵政公社に移行する公務員並みとしているその人たちに優遇策を取れというんじゃないですよ。その人たちがほかと比べてみて遜色のないこととにしなければならぬやいかぬ、そのためにきちんと人事院は目を配る必要はないのかということ

す。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 先日、沓掛先生でしたか、御自分の労使交渉の苦労も交えながら、公務員の給与の在り方について人事院の役割等について言及をされました。

私はそのときに申し上げたんですが、今度の郵政公社の仕組みもそうですが、大臣及び国会からできるだけ自由にして、そしていろいろなアイデアを発揮していただいて事業効率を上げようという仕組みでございますから、そういう下において給与をお決めになったというときに、人事院として物を言うあるいはどうこうするというような立場でございませんで、私は、非常につつましい人事院でございませんで、そのことはよく承知しております。

ただ、そのときに申し上げたのは、国民の税金

で給与をもらつてゐると、国家公務員そうですが、特定独立行政法人の中も、非常に多くの特定独立行政法人もその運営費の大半を一般会計からの助成金で賄つておると。そういうところの特定独立行政法人の中で、まあ人事院は過去三年間、年収でマイナスの勧告をしてまいりました。一般の公務員というのがマイナスであるにもかかわらず一〇%近く上がつてゐる特定独立行政法人もあるという話が伝わつてまいりますので、同じ税金が元でそういうことになつておるのは不公平感が出てくると、現に出てきておるわけですが、そういうのは、先ほど申し上げましたように、人事院がどうこうするという立場でございせん。そういうのは、実態を統一した基準と比較して、その実態を国会とか内閣に御報告申し上げて、こういう場で議論していただいたらどうだろうということをお願いいたします。

今、先生がおつしやるように、郵政公社の場合には一般会計からの助成金というものが無い。自分で一生懸命汗を流して稼がれたお金で月給を払つておられるから少し議論は違ふと思ひますけれども、私は、そういうものを国会の場で御議論いただくというのが今の仕組みの下における唯一のとかくお手伝いできることじゃないかということをお願いいたします。

○渡辺秀央君 なかなか答えにくいことでしょう。しかし、人事院というのは公務員の正に人事の管理をなさつてゐるわけです。同時に、それは給与も同じことですよ。だから、一年に一回ぐら

いは、我々、これは例えば行政監視委員会なんというのとは一つかなという感じがしますね。そういうところで様子をお聞きするということが一つかなというふうに思ふんですが、この行政監視委員会というのはなかなか機能しないんですよ、実は。それで弱つてゐるんですがね。しかし、これは小泉総理も本会議で大変期待をしたようですから、これはこれからの問題として考えていかなくないと思ひます。

(理事景山俊太郎君退席、委員長着席)

しかし、一年に一回ぐらゐはその結果の報告ぐらゐはどこかで受けるべきでしょうね、この特殊法人の給与体系とか、そういうものに対しては、そうでないとか不公平感が出てきますよ。一生懸命働いて、国民のために、しかもまた、実際の公務員として国民との接点を努力しておられるという、特にこの郵政公社になっていく公務員諸君たちのことを考えると、私は、そういう意味で、老練心も分かりますが、心配をいたしておるということも申し上げておき、かつまた、今後の我々国会議員としての考え方をこれはまとめていく必要があるのかなというふうにも思つたわけでありまして、総裁、余り人事院総裁として遠慮なさらずに、それはやっぱり、何かそういう余りにもひどいときにはやっぱり私は提言されるべきだと、内閣の一員として、と思いますよ。それは是非、そういう仕組みがもし必要だったら法律考えればいいことであるというふうに思います。さて、どうぞひとつ注意をしていただきますようにお願いを申し上げたいと思いますし、目をみはつていただきたいという感じがいたします。

さて、この公社の議論、先ほどから申し上げているように、かなり詰まつてきておりますが、私は、やっぱり二万四千七百という出先の郵便局というのとはやっぱり国にとって宝だと思ふんですね。国民にとつての資産だと思ふんですよ。だから、そういう意味では、これ今度公社で、今まで郵便局、郵政省の郵便局であったのが当たり前みたいな感じで、今度は公社の出先でしょう。公社が、二万四千七百の出先を持つている公社なんというのとは日本じゅうもうもらないわけでありまして。

そういう意味で、この三事業、前にも申し上げたことであるが、三事業のみならずのいわゆる活用の仕方、これに対して、僕は團局長と松井長官にも是非聞いてもらいたいんです。あなたたちは何十年、郵政業務に携わつてこられた人たちだ。まあ私も国会議員になって大体、この国会の周りにいたことを考えると、秘書官をやつたりしたこと

を考えると三十年なんですよ、この周辺で。

そういう意味では、やはりこの郵政省、郵便局というものが今後とも安泰なのか、今後とも国民の本当に役に立っているのかということを考えるときに、画一的、均一的、そしてこれが正に国家の機関として、ある意味における普遍性を持った、公平感を持ったものでなければならぬとした今までの郵便局の在り方、そうだったと思うんだ。それであつては私は生き残れないと思うんです。

要するに、例えば特別豪雪地域、昨日も何回も言つて恐縮ですが、昨日も行ったようなところは全国でも有数の特別豪雪地域であります。あるいはまた災害の多い地域、そういうようなところは、やっぱりそこ独特な地域住民とあるいは地域の行政機関との連携が必要ですよ。そうでなければ、農協ですら合併し、なくなつていくということとを昨日も言つておりましたが、郵便局しかなかったですから。幸いにして今度は、行政改革反対だと言ひながらも矛盾したことになるか分からぬが、自治省と一緒にしたわけだから、地方行政と。その中で私は、これが発足した後、公社が発足した後、更なる連携、地域の行政との連携、地域住民との連携ということによる厚い郵便局、厚さのある郵便局、決して権威とか偉そうなこととかという意味じゃなくて、要するに深みのある、存在感のある郵便局を作つていくその努力が必要じゃないかな。このままだったらまた同じだよと言ひたいんです。僕は、それは、組合の全通も全郵政の皆さんも、あるいは組合に入っていない人たちが、あるいはその他の人たちも、それは真剣に努力されると思うんです。しかし、やっぱりトップがしっかりといてないやいかぬですよ。

かつて、とにかく金が集まり過ぎるというんで、この間も言つた、郵便貯金集めるなどという指示まで出して、僕は落選中だったけれども局長を怒り付けたことがある。怒つたというのは鈴木宗男君みたくに言つたんじゃないけれども。言ひなれば、そういう、官邸を見たり政治家の顔見

たりしないで国民の方に顔向ける。要するに、前島密先生は、これは国民のために作つた制度なんですよ、郵政三事業というの。国家のために金を集めようとしてやつたんじゃないんですよ。国民の生活と国民のニーズにこたえてこの郵政三事業というのを発足させ特定郵便局制度というのを作つたわけだ。

そういう意味で、やっぱり私は、ここで公社がスタートするに当たつて極めて感慨深い、しかし原点に戻つて、初心に戻つて、今こそ前島精神ではないかということをお前は幹部の皆さんにも三十万の郵政マンの皆さんにも申し上げたい。そういう意味で、是非、これから三事業の発展、そして充実した郵便局が誕生できますように心から期待をしながら、これからの一層の、いわゆる本省と言われる、これから今度は公社の、公団の幹部ですね、その人たちがそういう意識を持った、総裁という名前になるのか何の名前になるか分からないが、この間も大臣が言つておられたけれども、それは民間人だからいいということには私はならぬと思ひますよ、はつきり言つて、幅広く人材を求めていただきたい。

そういうことを申し上げて、大臣の意見と、それから局長、長官、それぞれ一言ずつ決意を述べていただきたい、時間十分あるんだから。

○国務大臣(片山虎之助君) 今、渡辺委員から大変いいお話をいろいろ御開陳いただきました。大変感謝申し上げますが、郵便局は百三十一年の歴史の中で、言われるようにこのネットワークは国民の資産であり生活インフラだと我々は思つておりますし、また本当の、国民にとつてはセーフティネットですね、最後の。そういう行為を果たしてきて、今後もそれを是非果たしていただきたい。やっぱり地域の支持、国民の信頼というものがあつたら、私は、郵便局は、東京の方がどうなるが中央の方がどうなるが、郵便局はずっと私は不滅の存在であると、長嶋茂雄じゃありませんが、そういうふうには思つてお

ります。

そういう意味で、今、委員言われましたように、存在感のある、奥行きが深い、地域にもう本当に根差して、やっぱり金太郎あめでない地域に特色のある郵便局に是非なつていただきたいと思ひまして、郵政官署法でワンストップサービスも始めていただきますし、ITの地域的な拠点にもなつていただこうと思ひますし、そのほか県や市町村と独自の連携を協定その他でやつていただこうと。こういうことをこれから大いに、要員の数やあるいはお金の問題がありますけれども、引き続いて奨励していきたいと、こういうふうにしておりまして、新しい公社の経営陣にもそのことを十分お伝えしようと、こういうふうにしておりまして。

○政府参考人(團宏明君) 今回、四法案というところで御審議いただいておりますが、先生方の御議論を聞いていますと、やっぱりこうした時代には三つの協調が必要じゃないかと。まずは、やっぱり地域における存在ということだろうと思ひますし、それから民間との協調と、それから、今日も議論出ましたけれども、やっぱり国際情勢もよく考えながらやつていくと、その三つのことが重要じゃないかというふうな考えをしております。

また、今回、自律的、弾力的な経営が行われるということになります。反省をすれば、やはり、官民問わずとは言ひませんが、大組織の弊害、弊といふのはあると思ひます。大きな組織で規定、規則どおりしかできないという、これは民でもそういうところがあると思ひますが、こういうものを克服していくことが大事だろうと。要するに、地域に存在感が仮に薄いとすれば、やっぱり規定、規則に縛られて裁量がない、地域の声が聞けないということになりますとなかなか地域との協調ができないということになってまいります。

したがいまして、分権の時代でございますけれども、やっぱり郵政事業もこれからかなり分権をしまして、もちろんユニバーサルサービスはき

ちつとしながら、それぞれの地方に於いて裁量を持ててやうに思ふ。そういう管理者とか職場、それから組織、仕組みというのを作っていくこともまた大事じゃないかと、多少私見でございますが、そう考えております。

○政府参考人(松井浩君) お許しいただきまして、若干の気持ちを述べさせていただきますと思ひます。

渡辺先生、昔、大臣としてお仕えしておりました、先ほど来、御指摘の中で、一つ一つかみしめて、思いで伺つていた次第でございます。

新たにこの法律が成立いたしましたら、来年の四月から公社という事で変わることになります。その中で、これから、何度も答弁もさせていただきます。ただいたんですが、私どもにつきまして、変えろとおっしゃっている部分と変えるなとおっしゃっている部分とあります。もちろん、先生方によりまして、御指摘によりまして、若干オーバラップしたりあるいは矛盾したりするところもありまされども、その辺の見極めをしつかりしていくのが使命なのかなと一つは思っております。

そういう中で、変えるなという部分は、これまでの大きな公共的な役割というものを、全国津々浦々の主として国民の方の暮らしを支えるという立場が基本だったんだと思っております。

もつとも、個人の暮らしだけでは、例えば郵便なんかはそうでございますけれども、大きな意味でのビジネス社会との両立性がないとやっぱうまくいかないんではないかと思っておりますけれども、基本がそういう流れの中で、前島先生以来の歴史をしつかりと受け継いでいくのが私たちの使命なのかなというふうに思っております。

これから大きくまた変わっていくかきやいかぬ部分も多々ございまして、内部規定だとかいろいろ四月までに大わらわで準備することがたくさんございます。そういう中で、関係者共々よく話し合ひまして、労働組合あるいは職員の方々と、やっぱ能力とかそれから実績にに応じた、で評価もされるというやりがいのある公社ということで

力を合わせていけるような器作りをしていきたいというふうに思っております。

行き渡らないこと、あるいは御審議の過程で、何だ、まだ準備が十分じゃない、かという御指摘も重く受け止めた次第でございますけれども、しつかり頑張つていくつもりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○渡辺秀央君 どうもありがとうございます。

どうぞ、時代のニーズとそして国民のニーズ、しつかりとらえて立派な公社としてのスタートをしていただきたい、心から念じて、質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○又市征治君 社民党の又市です。

この四法案について、二十数時間にわたつて論議をしてまいりましたし、参考人の質疑や、あるいは昨日は地方の実態調査、こんなことも含めて、郵便局が大きく変わっていくこととして、とりわけ百三十一年たつたそうでございますけれども、そういう中で、いい方向で新たな時代のニーズに合った立派な公社になっていくように、そういう意味で、もう少し足らざるころ、幾つか確認をしておきたいこと、その点を最後に質問をしまいたいと思ひます。

一つは、郵貯、簡保については、今回の法案に直接出ていませんけれども、前にも申し上げたとおり、過疎地を含めて地方における庶民の大切な金融窓口でありますし、郵便局の廃止があつては国民が困る、こういうことだろうと思ひます。

小泉流改革、小泉流郵政改革の本当のねらいというのは、私は、どうも次のステップで、この莫大な、しかし元は零細な個人の資金というものをリスクの高い株式市場に無理やり引つ張り出そうとする意図ではないかと、こう思ひますので、改めて伺つていきたいと思ひます。

当面の危惧は、公社化によって資金運用がよりリスクな投資にシフトするのではないか、それによつて国民の資産が危険にさらされないかということなわけです。前回、ポートフォリオの変化

について聞きましてけれども、単に民間的な運用に近づけるとなると危険なしとはしません。

例えば、簡保の運用は、現行法では前年までの簡保積立金ですけれども、公社法案ではこれを簡保資金に変える、こうなっているわけですね。つまり、今までのように一年置いておかないで、年度内に右から左へすぐ使えるようになるという、こんなことになるんだらうと思ひます。法律上責任準備金があるとはしても、今より回転が速くなつていく分だけリスクな運用になることはないので、この点、まずこの点を伺ひたいと思ひます。

○政府参考人(團宏明君) お答えいたします。

簡保の余剰金についての取扱いについてのお話でございます。

御指摘の簡保積立金でございますけれども、現行、国の会計制度の都合で年度内の歳入と歳出の差額である余剰金というものがございまして、これも、これは国の会計制度の關係で財政融資資金に預託しなければならぬということと別扱いになっております。しかし、今度は会計制度が変わるといふことになりまして、端的にこれは積立金と統合して扱うということになるわけでございます。

しかし、それは会計の關係でございまして、余剰金につきましては、やはり資金繰りの關係から現在も短期資金の一部として管理しておりますので、今後、そういうポートフォリオ上区別はなくなりまして、こういう資金繰りに必要な資金につきましてはまたリスクのあるようなものを持つていくということは経営的に非常に問題がありますので、そういう方向では考えておりません。で、会計は変わりますが、従来どおりの運用の方法でやっていきたいというふうに考えております。

○又市征治君 そこで、運用職員についてですけれども、一般職員よりも厳しい責任事項として今回の法案では第五十五条があるわけですね。これの元は、昨年四月から国民年金、厚生年金に倣つて、現行、郵貯、簡保の両法律に盛り込まれていたのですけれども、そこで問題は、公社化すると運用方法が変わるので、漏らしてはならない秘密の内容も当然現在と変わるのかどうか、こういうことになるわけです。例えば、郵貯、簡保の運用方法が緩くなれば運用職員の扱う秘密も増えるんじゃないかと思ひますが、この点はどうですか。

○政府参考人(團宏明君) 郵貯、簡保の資金運用の方法でございますけれども、今回の法案におきまして、運用の対象を国債等を中心にする、それから運用計画を作っていく、ポートフォリオをその關係で作ります。そのことは変わりませんので、基本的にはその秘密の程度とかいうのは変わらないと思ひます。

しかしながら、一点だけ、これも現在、簡保事業団に委託してやっております指定単の契約、これは直接の今度は担当になりますので、これまで間接的に管理していったものを直接公社がこの指定単も担当していくということになりますので、その部分の立場は変わります。

したがひまして、こういうことも含めてでございますけれども、基本的には大きくは変わりませんが、そういう指定単の關係を含めまして、しかし更にこういう運用については、いろいろ市場も多少混乱しているようなところもありますので、この秘密の部分とそれから責任の部分ということは一層心してきつと指導していくということが必要というふうに考えております。

○又市征治君 巨額の郵貯・簡保資金が動けば、それだけで株式市場は投機の種類になるわけでありまして、運用職員には大変気の毒ですけれども、厳正に仕事をすること自体が目的にも反しているわけですから、今後安全に運用することを業務の基本に据えていただくように求めておきたいと思ひます。

また、最近、主として外資系の投資顧問会社の団体から、郵貯、簡保が信託銀行に信託している

が、その範囲を広げて投資顧問会社へも投資しろという、こういう要望が出ていますね。しかし、信託銀行と投資顧問会社とはリスクが大きく違うと思うんです。しかも、今アメリカでは、エンロン社とかワールドコム社の乱脈投資の破綻から始まって、一流の監査法人と言われてきたアンダーセン社までもが企業とぐるになっていたことが発覚をして、アメリカの、ひいては世界の証券市場全体の信頼性が問われています。国民の零細な資産を預かる郵貯、簡保としては、こうしたリスクな対象への拡大には、私はもう乗るべきではない、こう思います。

一応今はしないと決めておられるようですが、でも、今後ともその方向を堅持されるのかどうか、お伺いしておきたい。今、平成十四年というと四兆四千五百億ですか、そのぐらいを信託されておられるようですが、その点をお伺いします。

○政府参考人(團宏明君) 御指摘のとおり要望がございます。つまり、社団法人日本証券投資顧問業協会それから在日の米国商工会議所から、投資一任契約というふうなものの導入というものは今年の五月にも要望されております。

今回の法案にはこれは盛り込んでおりませんところでございますけれども、この仕組みでございましてけれども、投資一任契約は、今、委員が御指摘のとおり、現在、信託銀行で契約しております指定単とはほぼ同様でございましてけれども、これを投資顧問会社はこの投資の判断を一任するというふうなものでございまして、これは、一面、運用先が多様化されるということで、そういう多様化されることによる資金運用の効率化というメリットも考えられます、引き続き検討していきたいと思っておりますけれども、他面では、ポートフォリオ管理の中で、一任的なものについてポートフォリオ的な管理がちゃんとできるかどうかとか、どう考えたいか、この辺について多少議論がございまして、議論がありますので、今回、中には入っていないということでございます。

今後、いろんなこういう制度の評価とか、あるいはメリット、デメリットを含めまして、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○又市征治君 次に、現状の、幾つか出されておりますけれども、改善点について見解を伺っていただきたいと思いますが、まず一つ目は、これは大臣に、とりわけ、来年からスタートですから今のうちに直していただく方向で見解を伺っておきたいと思っております、まず第一は、特定局長の採用がやっぱり不透明だ、こういう意見随分出ました。甚だしくは、それこそ何遍も繰り返されていますけれども、近畿郵政局ぐるみのこうした選挙違反問題、その先頭に実は特定局長がなっていた、こういうことがもう何度も何度も繰り返し挙げられています。こうした郵政局幹部の政治的な偏向、あるいは公務員法や公職選挙法違反、その問題と特定局長採用の不透明性というのは、どうも私はやっぱり切り離して考えられないんじゃないのか、こう思うんです。ところが、昨年この問題、私も取り上げさせていただいたんですが、どうも確たる改善策は聞かれていません。

さて、今回、郵政職員全般の採用が人事院から少し遠ざかって、実施は公社で行うことになるわけですが、これも、こういうことはつまり、情実採用であるとか、政治的利権化の危険が一般職員の採用についてもこれは幾らか出てくるという可能性あるわけでありまして、まして特定局長についてはなおさらと、こういう思いをするわけがあります。

そこで、改めて提案といいますが、見解も承りたいわけですが、一つは、局舎の借り上げと込みにしたいいわゆる地元の名士への利権付与の形の縁故採用とか世襲制をまずやめてもらいたい。このことについては今のうちにやっぱり私は改めるべきだろうと思うんです。

それからもう一つは、今の普通局は、管理職一人に対して一般職員が六・六人、これが平均の数値なんです。ところが特定局は、局長一人に対

して一・三人という一般職員。管理職の比率が非常に過大ですね、特定局の場合。それは一面分らないでもないんですが、しかも身分制で固定されている。こうした特定局長という制度自体をやめて、あるいはもっと縮小して、普通局を含めた人事異動の一環とするべきではないかというのが私の二点目の提案でございます。

以上、二点について大臣の見解をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(片山虎之助君) 特定局というのは、なかなか私は本能的な小回りの利いた制度だとか、こう思いますが、大昔は、やっぱり局舎借り上げで、その局舎を出してくれた人を局長にして世襲だというのが多かったと思いますよ。元々そういう前島密さんには発想もあつたんですね。地方の名家、名門、旧家を特定局長になつてもらっているというやつでいたんだと、こういう発想があつたので、それがずっと尾を引いてきたと思いますが、今はこれは世襲でも何でもなくて、やっぱりしかし地域の信望があつて、地域に大変な愛着を持っている、そういう人を選ぼうと、こういうことで人事院とも相談して選考制にしておるわけでありまして、委員御話のように、透明性についていろいろ御意見、御指摘がございまして、公社にもなるわけでありまして、十分今後とも配慮してまいりたいと、こう思っておりますし、局舎借り上げについても、これは地方郵政局が決めるんですけれども、いい場所だと、いい場所が多いたま、持っている人たちが一緒にいることが多くいんですけれども、それもやっぱり国民の皆さんから見えて納得ができるような、そういう局舎の借り上げということをやってもらいたい、こう思っております。

とか、これも透明性、公正さが特定局の中の人事あるいは管理者登用についても必要だと思っておりますので、この点も今度公社になる機会にもう一遍見直してまいりたいと、こういうふうに思っております。

○又市征治君 是非、改善方をよろしくお願いをしたいと思っております。

次に、これは先ほど同僚議員から出ているんですが、ふるさと小包というのを派手に宣伝をされておられます。郵便局の窓口へ行くと、物産屋さんになつたんじゃないかと思うぐらい多くのチラシやカタログが並んでいるところもあるわけなんです。これは郵便局の副業ということで黒字ならいいんですが、少なくとも小包全体としては、五年以上、毎年百億円前後の赤字になっているんじゃないですか、これは。

しかし、実は局の外ではもうかつていないんじゃないのかということ。これを扱う財団法人ポータルサービスセンター、また、各地方郵政局管内の同じような会社や任意団体に利益が流出をしている、こういうことが先ほど幾つかの問題指摘をされているわけですが、これららの役員はかなりやっぱり郵政省からの天下りだ、このことも出ていますし、私ももう少しいろいろ言うかと思つたんですが、先に大分出ましたから余りダブらないでこの程度にしますが、やっぱりこの実情と改善すべき点、もう一度改めて少し、新たな公社になつていこうというわけですから、これはしっかりとここで、決意も含めて、どういう問題があるのか、把握を当然なさっているんでしょうから、改善すべき点も含めて、こでしっかりと述べていただきたいと思います。

○政府参考人(松井浩君) 郵便小包につきましては、昭和五十三年ころの郵政事業の中のことを契機にして大変に需要が後退しまして、今までの取扱いから半減するような事態が生じました。何とかして小包をしっかりと扱えるようにしなくちゃいかぬという中で、地域振興とタイアップした形でできたものだと思っております。

それで、それは歴史でございますが、今は郵便局にカタログ、チラシを置きまして、全国各地の特産品、名産品をお申し込みいただければ郵便小包としてお届けするという事で、郵便小包の需要拡大策として位置付けております。もちろん部分的には、郵便振替で申し込む、お金を入れるという事はあるんですけども、そういう意味では、いろいろ複数のサービスのパッケージのような面もあります。

ただ、小包の位置付けでございますけれども、確かに、単独で計算いたしますと赤字にはなっておりますが、単位当たりコストとしてはそうでございます。ただ、私どものビジネスはネットワークビジネスでございます、非常に固定費が高いものでございますから、取扱量が増えれば増えるほど改善します。そういう構造になっておりまして、そういう意味で必死になってこの郵便小包の需要拡大の主要な役割をこのふるさと小包にも期待しているところでございます。

そういう中で、微増ということで、今、小包全体の増加には寄与しているところでございますが、いろんな、あとそれに関連してポスタルサービスセンターとか、いろいろ頒布会の問題がございまして、いろいろ頒布会の問題がございまして、取り上げたいところでございます。ただ、こうしたところにつきましては、そこにはカタログ等の寄附はいただいてそれを置いているということと、これはございますが、そこは置かないと、排他的にやらしているということではございませんので、そういう意味ではオープンだということに考えております。

あと問題は、そういう中でいろいろ御指摘のなような透明な形が望まれるのではないかと、うふうに考えておりますし、そういう中で、これからは公社に向かって改善方考えていきたいと思っております。

○又市征治君 余り歯切れが良くないし、どうもすっきりしないんですが、やはり新たな公社になつていくわけですから、今こそやつぱりそうしたもののについてしっかりとメスを入れて、後から

批判を受けるようなことにならぬように是非しっかりしてもらいたい、この観点で申し上げておきたい。

さらに、設備投資が過大になっているという批判もあります。その典型が郵便番号の七けた化を強行した末の巨額の区分機システムの失敗だろと思うんですね。これから修復して実用化するまでにはまだまだ金が掛かる、こういうことでしょうか。電算機メーカーやシステム業者の提案を当局がうのみにした結果ではないか、こうも言われています。その陰に癒着だとか利権がなければ幸いなんです。

過大投資の結果、ある主張によりまして、収益に対する借入金金の比率が四〇％で、日通やヤマトの同じ比率に比べて二倍強だと。同じく、借入金利息の比率が二倍から三倍だと、こういう指摘もあるわけです。経営を圧迫している、こう指摘されているわけです。当局の資料でも、ピークだった平成九年、十年度は区分機に四百億、局舎に五百億円強、合わせて一千億円近く使っているわけですね。売上高二十兆円の約五％、こういうことになるわけです。

地方の郵便局をつぶすではなくて、こうした業者主導の無駄な投資をやつぱりしつかり見直す、こんなことも含めて是非本場に新たな、百三十一年の歴史を終わって新しい体制を作つていくというわけですから、是非立派な形になっていくように、今のうちに先ほど来申し上げたことについて是非改めるべきはしっかりと改めていただいて、より一層国民に、さつきから大臣も言っていますけれども、多くの委員の皆さんが申し上げたように、国民の共有財産としての郵便局、こんなものを発展させていくように是非努力をお願いをして、この点については、時間がありませんで答弁求めません。そのことを強く求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(田村公平君) 他に御発言もないようですから、四案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより四案について討論に入ります。(発言する者あり) 静粛にしてください。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

国庫納付に関する条文の修正で、公社は発足時から十兆円ないし十五兆円を目指して内部留保を蓄積していくことが明白になりました。これは事実上、民営化の準備のために十兆円規模の国民負担を求めるものと言わざるを得ません。

○八田ひろ子君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております郵政関係の四法案に反対の討論を行うものであります。

まず、私は、いまだ審議が尽くされていないという私たち日本共産党の反対を押し切つて委員会での採決が行われることに強く抗議をするものであります。衆議院では不十分とはいへ約五十時間の委員会質疑が行われております。参議院では実質二十時間そこそこでありまして。衆議院での修正を踏まえて、政府提出の法案と修正の内容をともに検討するべき参議院での審議が衆議院での審議時間と大きく下回つてよいはずはありません。

しかも、参議院では、法案審議の前提にかかわる根本的な問題が提起をされています。その一つは、公社が発足時から債務超過となるという可能性です。我が党は、法案を郵政事業庁の決算資料に適用すればその疑いが濃いのではないかと指摘をいたしました。企業ならば倒産しているというべき状態からでも公社を発足させることができるのかという根本問題に、総務省はいまだに回答を留保したままで今日を迎えているのであります。

二つには、この法案を最善のものとして国会での審議にゆだねる一方で、小泉内閣が四法案の十分点の洗い出しなど、公社発足後の民営化の具体的なビジョンづくりに取り組んでいるということとです。報道されたような検討が実際に行われたことを総務省は認めましたが、詳細を明らかにすることをかたくなに拒んでいます。この説明にどうしても必要な総理の委員会出席も拒否されたままで採決を迎えようとしています。これでは、法案を採決できる道理がないではありませんか。

以下、四法案に反対する理由を述べます。

その第一は、総理も一里塚と言うように、四法案全体が郵政三事業の民営化へ向けた地ならしをするものであるからです。

一方、ユニバーサルサービスを守りながら民間参入を進めるとの看板を掲げた信書便法案をよそに、政府は、信書便法施行法案に書かれた信書の定義に関するガイドラインという方法で、裏口から民間参入の方針に転じました。このような無原則的な対応で、民間事業者によるクリームスキミング、いいところ取りを防げるはずはありません。経営の圧迫要因になる措置をあえて取りながら、同時に巨大な内部留保をため込むことは、いわゆる公共的責務の放棄とサービス水準の切下げに進むしか道はありません。そのことは、三種、四種の政策料金、とりわけ盲人用無料郵便について、法文からの無料規定の削除にあくまで固執した政府の態度にもはっきりと表れています。

結局、本法案は、経営の自由度の名の下に公共的責務による縛りをなくし、民営への移行に都合のよい形態で公社を発足させるものにほかなりません。

反対理由の第二は、国民の願う郵便事業の改革に背を向けて、いわゆる郵政ファミリの利権構造と天下りを温存するばかりか、一層拡大するものとなっているからです。

さらに、衆議院では、法案に出資条項を付け加える修正も行われました。これは、従来、公益法人を使うなどの脱法的な手法で行われてきたファミリ企業づくりを自由化するものであり、到底容認できないものです。

加えて、効率化という名の下に、労働者のリストラや労働条件低下の危険性があるものです。

この委員会でも何度も問われた、だれのための法案か、何のための法案かという問題、審議は尽くされていませんが、国民のためでないことは明らかです。民間大企業、大銀行に新しいもうけ口を保障、古い利権は温存、拡大をし、ユニバーサル

サービスと国民の利便の後退につながるのが四法案です。

この委員会に招いた参考人も、新潟県での意見交換会でも、この法案を歓迎する人はだれ一人もありませんでした。このような国民にとって百害あって一利なしの四法案に強く反対することを申し上げ、討論を終わります。(拍手)

○又市征治君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、日本郵政公社関係四法案のうち、公社化関連法案に賛成、信書便関連法案に反対の討論を行います。

郵政公社関連法案については、与党時代に社民党も入って決めた経緯があり、賛成するものであります。しかし、幾つか注文を付けておきたいと思ひます。

まず第一に、国民にとっての公社化の積極的なメリットを明らかにし、真に国民から信頼され愛される郵政事業になるよう、特定郵便局長制度の見直しや郵政ファミリーの改革が前提であり、その実を上げることです。

第二に、公社に移行したからといって、採算や経営最優先に流されるのではなく、国民の労力の積み重ねの上に今日の郵政事業があることを忘れることなく、国営公社の事業としての公的な性格、公共性をしっかり発揮していくことです。

特に大事なことは、離島や過疎地における郵便物の引受け、配達が切り捨てられることのないよう、今後とも二万四千七百の郵便局数の現行水準を全国あまねく維持するなど、ユニバーサルサービスを提供するとともに、福祉施策としての第三種、第四種郵便の堅持と必要な財政支援の実施が図られなければならないと考えます。

第三に、民間企業への出資については、いやしくも官僚の天下り先、利権の増殖とならないよう、徹底した透明化と情報開示を行うなどに厳に留意すべきことです。

一方、信書便法案につきましても、通信の秘密を守るとともに、ユニバーサルサービスを守っていくという観点からの種々の規制は必要であり、

かなり厳しいハードルにはなつてはいるものの、基本的に民間の参入を前提とした法案であり、将来の民営化の一里塚になることが懸念されるため、反対であります。

特に、ダイレクトメールやクレジットカードが信書に当たるかなどの詳細を法案に明記せず、省令、ガイドラインにゆだねることは典型的な裁量行政であり、また、信書の範囲を狭めれば実質的に無条件全面参入と同じとなるばかりか、民間によるクリムススキミング、つまりいいところ取りが行われることとなります。そのしわ寄せは、結局、過疎地域の住民にとって著しいサービス低下となることは明らかであります。

少子高齢社会が急速に進展し、二〇二五年には三人に一人が高齢者となる中で、全国二万四千七百か所の郵便局とそのネットワークをどう生かしていくのかが問われています。官から民への名の下に民営化、民間資本の参入でずたずたにするのではなく、逆に、国民生活共有の社会的インフラ、住民への公共サービスの拠点として積極的に活用していくことが大きな課題であると考えます。

多くの国民はユニバーサルサービスを望んでおり、だれでもがこれからも公平かつ平等に郵便サービスを受けられるよう、国民、利用者の期待にこたえられるような日本郵政公社となるべきであることを最後に訴え、討論を終わります。

○委員長(田村公平君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

○委員長(田村公平君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本郵政公社法施行法案の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(田村公平君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、景山君から発言を求められておりますので、これを許します。景山俊太郎君。

○景山俊太郎君 私は、ただいま可決されました日本郵政公社法案及び日本郵政公社法施行法案に対し、自由民主党・保守党、公明党、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)及び社会民主党・護憲連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

日本郵政公社法案及び日本郵政公社法施行法案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、公社は、郵政事業が、郵便、郵便貯金、簡易生命保険などの国民生活に不可欠な生活基盤サービスを全国あまねく提供するという使命を持ち、健全な経営環境の下、国民利用者のニーズに合ったサービスを提供し続けることとができるよう万全を期すこと。

二、公社が、国民共有の生活インフラである郵便局を最大限活用し、ワンストップサービスやひまわりサービスなどの地域貢献施策を推進するとともに、各郵便局が地域社会と共同で創意工夫し、地域の実情にあった施策や協力体制を推進することができるよう努めること。

三、郵便貯金、簡易生命保険が、国民一人一人の貴重な生活資金を預託されているものであることにかんがみ、公社は、その健全な運用に万全を期すよう努めるとともに、公社の資金運用が真に国民利用者の利益のためとなるよう最大限の配慮を行うこと。

四、郵便局・郵便局ネットワークは、国民共有の生活インフラ・セーフティネットであることにかんがみ、公社が郵便局ネットワークを

現在と同水準に維持するよう努めること。

五、公社が、経営の健全性を確保するとともに、より一層国民・利用者の利便の向上を図るため、経営の効率化とサービスの改善に努めるよう配慮すること。

六、公社が、出資を行う際には、真に必要なものと認められるものに限定するとともに、出資先の財務内容等の情報公開の徹底が図られるよう配慮すること。

七、国庫納付の政令を定めるに当たっては、公社が、郵政事業の公共的使命を十分果たすこととができるよう配慮すること。特に、公社法第三十七条の積立金の「基準額」の計算方法については、公社と類似の業務を営む民間事業者の負債に対する自己資本の比率を踏まえ、公社の経営の健全性を確保できるよう定めること。

八、総務省及び公社は、第三種及び第四種郵便物の料金減免制度の維持に努めることとし、特に、盲人用郵便物については、無料の取扱いを継続するよう、格段に配慮すること。

九、公社においては、健全な経営の維持・発展のため、良好な労使関係を構築し、国民の支持・信頼に応える郵政事業を行うとともに、充実した労使間の協議等を行うよう努めること。

以上でございします。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(田村公平君) ただいま景山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(田村公平君) 多数と認めます。よって、景山君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、片山総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許し

ます。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(田村公平君) 次に、民間事業者による信書の送達に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(田村公平君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(田村公平君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、景山君から発言を求められておりますので、これを許します。景山俊太郎君。

○景山俊太郎君 私は、ただいま可決されました民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対し、自由民主党・保守党、公明党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議(案)

本法の施行により、民間参入制度が創設されることとなるが、国民生活に不可欠な信書送達のユニバーサルサービスは引き続き堅持する必要がある。政府は、この点を銘記するとともに、この法律の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、信書の範囲に関するガイドラインは、あくまで法律に規定された定義規定に基づき、これに忠実に作成すること。なお、ダイレクトメールについては、基本的に信書に当たらないとする。

二、信書の範囲については、信書の送達が憲法で保障された国民の思想及び表現の自由と密接な係わりを有するものであることにかんがみ、本委員会での審査を踏まえ、ガイドラインの作成に当たっては民間事業者の利益を優先する形の意図的な解釈を行うことは、厳に避けること。

三、民間事業者によるクリームスキミングを防止するため、信書の範囲に関するガイドラインが有効に機能するよう、国民・利用者への周知を十分図るなど所要の措置を講ずること。

四、信書便差出箱の設置基準については、利用者の利便を最大限考慮し、日本郵政公社の郵便差出箱の設置状況を基礎として定めることとし、市町村ごとに最低設置数を設けるとともに、信書便差出箱が市町村内に満遍なく設置されるものとする。また、地方自治体や地域住民の要望を十分に尊重すること。

五、信書便差出箱の設置以外の引受方法に関する省令については、利用者の意見を十分に聴取した上で、信書便差出箱の設置と同様、全国すべての地域において利用者の随時かつ簡易な差出しが可能であり、かつ、信書の秘密の保護が確実に確保されるような基準に限るよう定めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長(田村公平君) ただいま景山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(田村公平君) 多数と認めます。よって、景山君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、片山総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(田村公平君) なお、四案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田村公平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十一分散会

平成十四年七月三十一日印刷

平成十四年八月一日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局